

令和 8 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 8 年 6 月 2 4 日
- ・ 開 会 令和 8 年 6 月 2 4 日
- ・ 閉 会 令和 8 年 6 月 2 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	仲	西	政	克	7 番	岩	原	繁
2 番	大	泉	知	功	8 番	上	地	史 隆
3 番	川	村		淳	9 番	原	本	哲 己
4 番	福	田	淳	一	10 番	深	川	昇
5 番	森	賀	祐	司	11 番	松	岡	克 美
6 番	鈴	木	秀	之	12 番	後	藤	忍

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長	
代表	監査委員	農業委員会	会長	
副	町	長	福祉課	長
総合	支所	長	福祉課	参事
会計	管理者	産業課	長	
総務	課	長	産業課	参事
総務	課	参事	建設課	長
まちづくり	推進室	長	建設課	参事
まちづくり	推進室	参事	地域振興課	参事
住民	課	長	総務課	主幹

生涯学習課	長	生涯学習課	参事
-------	---	-------	----

監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
---------	---	------------	---

農業委員会事務局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和8年第2回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和8年6月24日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和8年第2回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 令和8年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	稲川浩司	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	大橋秀章
まちづくり推進室参事	佐藤允泰	地域振興課参事	沼田裕介
住民課長	砂金英樹	総務課主幹	坂本明広

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	歌丸庸介
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	南友美
------	------	----	-----

以上のとおり報告する。

令和8年6月24日

大空町議会議長 後藤 忍

諸 般 の 報 告

《令和8年5月25日～6月24日》

- 5月25日 第3回議員協議会
第2回議会広報常任委員会
- 26日 町村議会議長・副議長研修会（東京都）
- 27日 美幌地方自衛隊協力会総会（美幌町）
一般財団法人めまんべつ産業開発公社法人役員懇談会
- 29日 女満別空港整備・利用促進協議会総会（網走市）
オホーツク圏活性化期成会定期総会（網走市）
オホーツク圏活性化期成会石北本線・釧網本線合同部会（網走市）
- 6月 3日 斜網地区廃棄物処理組合ブロック別議員協議会（網走市）
- 5日 第3回議会広報常任委員会
- 6日 女満別小学校運動会
東藻琴小学校運動会
- 7日 藻琴山山開き並びに安全祈願祭
- 8日 オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会（北見市）
- 9日 北海道町村議会議長会定期総会、議長・事務局長研修会（札幌市）
- 12日 ノンキーランドふるさとまつり実行委員会
第4回議員協議会
第3回総務厚生・第3回産業建設文教合同常任委員会
第3回総務厚生常任委員会
第3回産業建設文教常任委員会
陸上自衛隊第5旅団長歓迎会（美幌町）
- 16日 第4回議会広報常任委員会
- 18日 第5回議員協議会
第3回議会運営委員会
- 20日 認定こども園ひがしもこと運動会
- 24日 令和8年第2回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから令和 8 年第 2 回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 5 番、森賀祐司議員及び 6 番、鈴木秀之議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、鈴木秀之議員。

- ◇議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 6 月 18 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 6 人、町長から提出されております案件が 39 件であります。その内訳は同意 24 件、物品の購入、工事請負契約の締結等の議案が 11 件、令和 8 年度補正予算 4 件であります。また、議会提出議案も 6 件予定されております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 6 月 24 日に開会をして、6 月 25 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 6 月 25 日までの 2 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

松川町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

松川町長。

◇町 長 おはようございます。

令和8年第2回大空町議会定例会にあたりまして行政報告を行います。

3月13日、大空町総合教育会議を開催しました。いじめ不登校問題、小中一貫教育、部活動の地域展開の3件を議題として意見交換したところであります。

18日、大空町ことぶき大学卒業式、修了式を実施し、本年度は6名が卒業、また13名がそれぞれ本科を修了し進級することとなりました。

4月3日、斜網地区廃棄物処理組合議会が開催され出席いたしました。一部事務組合である斜網地区廃棄物処理組合が、本年2月20日付けで設立認可を受けて初めて開催された議会です。議長及び副議長を選出し、提出された議員提出議案4件、組合管理者提出の報告13件、議案16件全て承認されました。なお、本日以降に開催される議会は、管理者である水谷網走市長、副管理者である平野美幌町長のみが出席することとなります。

14日から16日にかけて、札幌市で開催された道内各種団体の総会に出席いたしました。14日は、北海道道路整備促進協会通常総会及び北海道治水砂防海岸事業促進同盟通常総会並びに北海道防災協会通常総会に出席いたしました。いずれも令和7年度事業報告、決算、令和8年度事業計画、予算につ

いて承認されたところです。

翌日、北海道道路利用者会議定期総会に出席し、こちらも令和7年度事業報告、決算、令和8年度事業計画、予算が承認されました。

16日は、私が会長を務めている北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会を開催いたしました。令和7年度事業報告では、昨年11月19日から21日にかけて実施した高知県梶原町での視察研修について報告し、また令和8年度事業計画について承認いただいたところです。あわせて各町村立高等学校の状況について情報交換を行いました。

引き続き、北海道酪農振興町村長会議総会に出席し、令和7年度事業報告、決算、令和8年度事業計画、予算について承認されました。

終了後、北海道町村会定期総会が開催され出席いたしました。令和8年度の政務活動方針の報告、総会決議の採択を行い、会務報告はいずれも承認されました。総会終了後、リージョナルフィッシュ株式会社、代表取締役社長、梅川忠典氏による記念講演、水産物の品種改良と地域の産業振興が行われたところです。

24日は、大空町ことぶき大学入学式、進級式を実施いたしました。本年度は7名に入学いただきました。

30日、遠軽町にてオホーツク町村会行財政特別委員会が開催され出席いたしました。令和9年度採用オホーツク管内町村職員採用資格試験の日程や令和8年度町村職員の各種研修事業について協議し決定したところです。

5月3日、ひがしもこと芝桜まつりオープニングセレモニーを実施いたしました。今年は天候に恵まれ、セレモニー当日に開花宣言ができたところです。また、イベント開催日の週末も比較的天候に恵まれ、6月1日までの約1か月間で総入園者数は6万4,936人となり、令和7年より9,350人の増となったところです。

7日、大空町交通安全防犯推進委員会総会を開催し、令和7年度決算、令和8年度事業計画、予算についてご承認いただきました。

12日は、東京都において全国道路利用者会議定時総会に出席し、令和7年度事業報告、決算、令和8年度事業計画、予算並びに決議案の採択が行われたところです。

翌日、道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会に参加しました。大会終了後、参加しておりました道内市町村長とともに、北海道選出の国会議員に対し道路整備に係る要望書を手交し、要請活動を行ってまいりました。

14日は、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催され、各団体役員等の推薦、令和7年度事業報告、令和9年度職員採用試験、本年度実施の副町村長研修について取り決め、終了後、北海道国民健康保険団体連合会オホーツク地方支部定期総会が開催され、令和7年度事業報告、決算、令和8年の事業計画、予算について承認されたところです。

18日は札幌に出張し、北海道内7空港の一体的運営に関する協議会に出席いたしました。令和7年度北海道エアポートの運営状況並びに令和8年度事業計画の説明を受けました。

翌日、大空町国民健康保険運営協議会を開催しました。令和8年の税率の改

正について諮問し、協議を経てご答申をいただいたところです。なお、国民健康保険税条例の一部改正につきましては、本定例会に提案させていただいているところであります。

2 ページをお願いします。20日は、大空町農業再生協議会総会を開催し、令和7年度事業報告、収支決算報告、令和8年度事業計画及び収支予算についてお認めいただき、あわせて役員構成の変更を行ったところです。

同日、大空町交通安全社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。本年度の第54回交通安全大会、第76回社会を明るくする運動大会は、7月7日火曜日に実施することを決定いたしました。

28日は、大空町農業担い手育成センター総会を開催いたしました。令和7年度事業経過報告、決算、令和8年度事業計画、予算について承認いただいたところです。

翌日、網走市において女満別空港整備、利用促進協議会総会を開催しました。令和7年事業報告、決算、令和8年度事業計画、予算について承認いただき、また、北海道エアポートから2026年度事業運営についてご報告いただいているところであります。

終了後に開催された斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会市長町長会議に出席いたしました。令和7年度事業経過報告、決算を承認し、あわせて斜網地区廃棄物処理組合が設立されたことから同協議会規約を廃止したところであります。

引き続き、オホーツク圏活性化期成会定期総会に出席いたしました。令和7年度事業報告、決算認定、令和8年度事業計画、予算、役員の補選などについて決定したところです。

終了後、オホーツク圏活性化期成会石北本線、釧網本線合同部会が開催されましたが、JR北海道の出席はなく、北海道から情報提供がされたところです。

6月4日、東京に出張し、全国高速道路建設協議会総会及び要請活動に参加いたしました。総会後の要請活動は都道府県ごとに実施し、北海道は5班体制で道内関係衆参国會議員、国土交通省等への要請活動を実施いたしました。

6日は網走市において、網走明日を拓く道の会が主催する網走の明日を拓くみちづくりフォーラムに出席いたしました。当該フォーラムは、北海道横断自動車道網走線、網走呼人から網走間がいまだ事業化されていないことから、その機運を高めるために開催されたもので、基調講演では株式会社デンソーの自動運転の研究開発を行っている執行幹部から将来の自動運転の可能性について話を伺い、終了後、パネルディスカッションが開催されたところであります。

8日、北見市においてオホーツク圏活性化期成会建設経済専門委員会が開催され出席いたしました。令和8年度中央要望における要望内容を確認し、建設経済部門の重点要望事項を高規格道路等の整備促進、地方空港の運行路線の維持拡充、鉄路の存続維持の3点とすることを決定したところです。

10日は、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会が小清水町で開催され出席いたしました。令和7年度決算、令和8年度事業計画、予算を承認し、緑ダムの小水力発電事業では、令和7年度1億1,258万円程度の売電収入が見込まれることが報告されました。

翌日、三町農業推進協議会総会が美幌町で開催され出席いたしました。令和7年度事業報告、決算、令和8年度事業計画、予算について決定し、網走農業改良普及センター美幌支所からは、美幌町、津別町、大空町の3町での普及計画についてご説明をいただきました。

10日、ふるさとまつり実行委員会を開催し、本年8月30日に開催する第44回ノンキーランドふるさとまつりの事業計画及び収支予算を決定したところです。今年度のロール転がしから、男性のロールの重量400キログラムから500キログラムに変更することとあわせ、ステージイベントではシークレットゲストとして、大物演歌歌手による歌謡ステージを予定しているところであります。

同日、B & G財団の菅原理事長が来町され、防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業の実施に係る協定書調印式を議事堂文化ホールにて執り行いました。防災倉庫、油圧ショベル、スライドダンプ等々の災害対策用資機材を配備いただくとともに、令和7年度から9年度までの3か年の研修費等の支援をいただいたところであります。

翌日、前日に引き続きB & G財団菅原理事長にご出席いただき、女満別B & G海洋センターにてリニューアル式典を執り行いました。昨年度、B & G財団からの助成金2,650万円を活用し、プール本体、プールサイド、ライトのLED化などの改修工事を実施したところであります。式典終了後、小学生による水上運動会が開催され、式典に花を添えていただきました。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和8年第2回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）

◇議 長 日程第5、令和8年第2回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）の説明を行います。

松川町長から町政執行方針について説明の申出がありますので、これを許します。

松川町長。

◇町 長 令和8年第2回大空町議会定例会にあたり、町議会議員並びに町民皆様に私の所信と町政に対する基本的な考え方、補正予算を含む令和8年度予算及び事業の概要についてご説明申し上げ、町議会議員並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、本年4月に執行されました大空町長選挙におきまして、本年4月からスタートした第3次大空町総合計画に基づく大空町の目指す将来像、安心と希望を未来につなぐまち大空町。の実現を目指し果敢に挑戦し続けることを訴えてまいりました。

結果、無投票当選という身の引き締まるご審判をいただいたところであります。引き続き皆様と共にまちづくりに携わる機会を頂戴いたしましたことに心から感謝申し上げます。

改めて、責任の重さをしっかりと真摯に受け止め、町民皆様が笑顔溢れ、いつまでも住んでいたいと思っていただける、持続可能なまちづくりに邁進いたしますので、議員各位、町民皆様の一層のご理解とご鞭撻をお願い申し上げます。

さて、世界に目を向けますと令和4年2月24日に始まったロシアとウクライナとの戦争状態は、4年を経た今なお収束していません。民族や宗教の違いによる地域間紛争も絶えることはなく、大国による覇権主義的な対外姿勢が様々な国家間の緊張と軋轢を生じさせています。

そして、令和8年2月28日、アメリカ合衆国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃が開始され、原油輸送の要衝であるホルムズ海峡は、事実上の封鎖となりました。

我が国は、原油のほぼ100%を海外からの輸入に依存しており、そのうちの約8割は中東からの輸入です。

原油はガソリンや軽油等の燃料だけではなく、原油から精製されるナフサは食品包装材や印刷用インク等々多岐にわたり私たちの身の回りの製品の原料として広く使用されており、原油の輸入が滞ることは、我が国の経済活動を停滞させ、国民の生活に混乱を生じさせることとなります。一刻も早い原油輸入の正常化を図る必要があります。

国内では昨年10月、日本列島を、強く豊かに、を公約として掲げた女性初の内閣総理大臣が誕生した一方で、人口減少と少子高齢化が進行し、様々な分野において働き手の確保が厳しい状況となっています。

5月29日に発表された2025年国勢調査速報値では、日本の総人口は1億2,305万人で、前回調査から309万7,000人の減少となりました。北海道は総人口498万5,419人で前回調査から23万9,195人減少しています。

大空町の人口も6,183人と前回調査から592人減少、8.7%の減少率となっています。

人口減少を防ぐ有効な手立てはありませんが、これまで以上に大空町が持つ魅力を発信し、移住者の取り込み、関係人口の創出など、人口減少のスピードを緩やかにする取り組みを進めてまいります。

大空町の財政は、物価上昇、人件費の増加が重くのしかかり、さらには社会保障費や建築後30年以上経過した公共施設等の整備に対する費用の増加により、これまでと同様の町政運営を継続した場合、今後、極めて厳しい状況に直面します。

町民皆様が、いつまでもこのふるさと大空町で安心して暮らし続けられるために、さらには大空町が今後も末永く持続していくためには、人口減少を真正面から受け止め、行政サービスを適用させる仕組みづくりに知恵を絞っていく必要があります。皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、訴えてまいりました3つの政策の柱とこれを支える強固な基盤づくりに沿って考え方を申し述べます。

私は、まちづくりは人づくりであると考えており、的確な情報を提供することで積極的な町民参加を促し、町民皆様がまちへの関心と愛着を感じていただけるまちづくりを目指します。

少子化の中にあっても、大空町で育つ子どもたちが自分自身だけではなく他者に対して力になってあげられることができる人となれるよう、また自分自身のエンジンで広い大空を自由に滑空できる人となれるよう、認定こども園から高校までの一貫した教育により応援いたします。

地球温暖化による1次産業への不安、物価高騰による消費の減退、人手不足、多様化する観光需要などの多くの課題があります。足腰の強い産業を創出いたします。

地域包括支援システムの要である医療と福祉は、大空町で暮らし続けていくために必要不可欠であります。また、子どもを産み、育てていくためには子育てと仕事を両立させることができるよう支援が必要です。思いやりある福祉施策を推進します。

そしてこれらを支えるため、道路、上下水道、公共交通の維持、地域内交通体系の整備、老朽化した公共施設の整備など、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、予算についてであります。令和8年度当初予算は骨格予算として編成させていただきました。そのため今回につきましては、補正予算に関連するもののほか、主要な令和8年度事業につきましても併せて概要を申し述べたいと存じます。

総務関係についてであります。

住民サービスに必要な情報を扱う総合行政情報システムのほか、組織内情報共有システム及びインターネット閲覧用システム等の適切な管理、運用に努めます。また、財務会計、人事給与、庶務事務等の内部情報システム及びセキュリティサービスを更新し、業務の効率化と情報セキュリティの強化を図ってまいります。

災害対策につきましては、近年における災害環境の変化などの実態を踏まえ、地域防災計画の見直しを行います。

消防につきましては、年々増加傾向にある救急出動に的確かつ迅速に対応するため、救急救命士及び指導救命士の養成を計画的に進め、現場処理能力の更なる向上を図ってまいります。

また、老朽化が進んでいる女満別消防団及び東藻琴消防団の車両を更新して有事の際に機動力を高め、町民皆様の安全で安心な暮らしをより強固に守ってまいります。

デジタル社会への移行が急速に進む中、地域情報アプリ、そらっきーナビは、オンライン手続きなどの新たな機能を実装し、リニューアルいたしました。

本年は、Webアプリの普及啓発に努めるとともに、普段使いできるWebアプリとして町民皆様にご利用いただけるよう更なる利便性の向上を目指してまいります。

また、デジタル技術を活用した行政サービスや行政事務の効率化を図るため、組織内横断的に、かつ、外部専門人材を活用した自治体DXを引き続き推進してまいります。

町民皆様のご理解とご協力により策定した第3次総合計画がスタートしました。まちの将来像、安心と希望を未来につなぐまち大空町。の理念に沿って、着実にまちづくりを推進してまいります。

一方で、人口減少社会にあって、町民ニーズの変化に柔軟に対応しつつ、安定的かつ持続的な行政サービスを確保するためには、事業の進捗管理や定期的な見直しが欠かせません。各事業の評価を適切に実施する体制を確立するとともに、第5次行政改革大綱及び推進計画の策定に向けて、将来を見据えた行財政運営の在り方を総合的に検討してまいります。

近年、企業誘致の在り方が変化しています。様々な企業の支援に対応できるよう現在の企業振興促進補助金の助成基準等の見直しを行います。また、官民連携手法の導入や大空町の立地特性を生かした誘致、外国人労働者が暮らしやすい地域づくりなど時代の変化に柔軟に対応してまいります。

人口減少、超高齢社会において、地域の交通を確保することの重要性が増しています。地域生活を支える公共交通を維持するため、路線バス事業者への支援を行うほか、鉄道利用者への運賃助成など利用促進を図ります。

地域公共交通の現状や町民ニーズ等を把握し、地域に適した公共交通の維持、強化を地域全体で考える場として地域公共交通会議を設置しました。国や北海道、交通事業者、識見を有する方、町民等を委員とする会議において、地域課題の掘り起こしと解決に取り組んでまいります。

ゼロカーボン推進事業は、令和6年3月のゼロカーボンシティ大空町宣言に始まり、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の制定、そして、再生可能エネルギーゾーニングマップを作成しました。

再生可能エネルギーの導入促進にあたっては、地域との調和及び共生を前提とし、町民の安全、安心な生活環境の確保に十分配慮することを基本姿勢とします。その上で、持続可能な地域社会の形成と地球温暖化対策推進の両立を図る観点から、必要な施策について検討を進めてまいります。

移住、定住対策につきましては、移住、定住推進員による親身な相談対応や助成金等による支援を総合的に実施し、直近5年間で168人の移住が実現しました。

人口減少と少子高齢化が進む中、更なる移住、定住人口の拡大を図るため、空き公営住宅や教職員住宅等を活用した新たなお試し暮らし用住宅を整備します。国の交付金などを活用し、生活に必要な設備などを整備してまいります。

また、子育て世代をはじめ幅広い層の移住を促進するため、多様な働き方を支援するマッチング事業や地域おこし協力隊制度を活用した事業承継の取組を継続してまいります。

町の価値や魅力を言語化する地域ブランディング事業に取り組み、見ていたい空がある、ひとがいる。北海道大空町。という新しいキャッチコピーとロゴマークが誕生しました。大空町ブランドの確立と認知度の向上を図るとともに、行ってみたい、住んでみたいと思う人を増やすため、インナープロモーション、アウタープロモーション、いずれも一体的に進めてまいります。

人口減少と少子高齢化の進行に対応し、持続可能な地域社会を構築するためには、公共施設の再編や機能の集約を検討する必要があります。女満別研修会館の建て替えに伴い新設する多世代交流複合施設は、分散する行政機能や地域機能を集約した地域中核拠点施設としての整備を目指してまいります。まずは、具体化に向けた基本計画を策定するとともに、女満別研修会館解体の

ための実施設計を進めてまいります。

元気づくり応援事業は、長い間町民皆様の自主的で主体的な活動を支援してきましたが、制度を運用する中で様々な課題が表面化したため、全面的に見直すこととしました。

町民の皆様が主体的に取り組む身近な地域活動を応援し、大空町の活力へと育てる契機として補助対象や補助率、限度額、採択方法等の仕組みを改めた、まちの芽プロジェクト補助金を新たにスタートさせます。今後は制度や事業の周知に丁寧に対応してまいります。

財政につきましては、多様化する行政需要への対応や先行きの見えない物価高騰の影響など財政状況の厳しさが増してきています。地方債の発行を抑制して将来負担の軽減を図るとともに、長期的な視点に立った事業や公共施設の在り方の見直し、一層の財源確保など社会情勢の変化に柔軟に対応しながら健全な運営に努めてまいります。

町民皆様と行政が互いに理解と信頼を深め、協働によるまちづくりを推進するため、引き続き行政情報の発信や広聴活動を積極的に行ってまいります。

情報発信につきましては、新しいそらっきーナビを積極的に活用するほか、広報紙とSNSそれぞれの良さを生かし、町民皆様により早く、より広く、そして確実に必要な情報を得られるよう発信してまいります。

姉妹都市の東京都稲城市及び友好町の熊本県氷川町との交流事業につきましては、産業、教育、スポーツ、文化などの分野における交流によって築いてきた友好関係がさらに深まり進展するよう取り組んでまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、大空町が持つ資源を生かした魅力的な返礼品の拡充や提供事業所の拡大を推進します。また、より多くの方の目に留まり、そして選んでもらえるような情報発信を積極的に行い、地域の産業振興や知名度の向上を図ります。いただいた寄附は、魅力的なまちづくりやまちの課題解決に活用してまいります。

網走刑務所住吉作業所利活用事業につきましては、国や関係機関と連携した上で、関係人口の拡大や新たな地場産品の開発に取り組み、地域の活性化を図るとともに再犯防止に資するような仕組みの構築を目指してまいります。

住民関係についてであります。

自治会は、人と人とのつながりが薄れがちな現代において、町民皆様が安心して暮らすために欠かせない組織です。自治会の運営や活動支援のための交付金制度、また、各自治会への地域担当職員の配置を継続し、地域コミュニティ活動を支援してまいります。

町民会館、公民館は、コミュニティ活動の拠点として活用されています。施設の適切な維持、補修に努めるとともに、改修、整備につきましては、引き続き地域と協議を進めてまいります。

本年は、大東公民館建設工事及び既存施設解体工事を行います。

花いっぱい運動は、町民皆様と共に道道女満別空港線や公共施設周辺を花で彩り、生活に憩いと安らぎをもたらします。近年、作業に参加していただく方々が不足し、美しい景観の維持が難しくなっています。昨年から運用を開始した町民ボランティアの仕組みを定着させるとともに、参加者の増加を目指してまいります。

交通安全、防犯の推進につきましては、児童、生徒や通行者を交通事故や犯罪から守るため、関係機関や団体などと連携した取組を進めるとともに、不審者警戒巡視や自主防犯パトロール、街頭啓発を実施し、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。また、不幸にも犯罪や事件に巻き込まれた被害者やそのご家族には、心身の傷や経済的負担などから立ち直れるよう総合的に支援してまいります。

空き家対策につきましては、平成26年度から解体撤去工事に要する費用の助成を開始し、これまで131件の解体撤去が行われました。本年は、令和7年度に見直した空家等対策計画、また、近年の課題等を踏まえて改めて制定した空き家等解体撤去補助金などにより空き家の利活用や除却などの対策を総合的に進めてまいります。

エキノコックス症対策として平成28年度からキツネへの虫卵の寄生を防ぐ駆虫剤の散布を実施し、その効果は過去の結果から実証されています。今後も対策を継続し、自然との共生に配慮した安全で安心なまちづくりを目指してまいります。

廃棄物処理の広域化につきましては、中間処理施設の建設地が美幌町に決定しました。さらに、斜網地区廃棄物処理組合が設立され、今年度は、施設建設に向けた各種調査を実施してまいります。

その他廃棄物の処理についても広域処理の可能性を探りながら、様々な形態について検討してまいります。

町の住宅政策を推進するために策定している住生活基本計画及び町営住宅の活用方針等を定めた町営住宅長寿命化計画が中間見直しの年を迎えます。社会経済の状況や地域特性等を踏まえ、他の関連分野との調整を図りつつ必要な見直しを行います。また、長期間入居のない公営住宅を移住、定住促進のためのお試し暮らし用住宅として有効に活用してまいります。

町税などの徴収、収納事務につきましては、債権管理条例に基づく各種債権の適正管理に努めるとともに、関係課の連携による納付相談や共同徴収、コンビニエンスストアやオンラインでの納付の推進などより一層の収納率向上を目指してまいります。本年は、税管理システムを更新し、納税者の利便性向上や業務の効率化を図ってまいります。

福祉、保健関係についてであります。

地域福祉の課題が複雑、重層化する中、福祉制度だけで支えることが困難な時代を迎えています。町民皆様がすこやかでおだやかな生活を送ることができるよう関係機関、団体などとの連携を深め、各施策に取り組んでまいります。

高齢者等の移動支援のために交付している福祉タクシー券及び外出支援タクシー券は、制度の運用方法見直しにより利用が大きく伸びています。超高齢社会の中で制度の持続性を確保するため、関係課横断的に移動支援の在り方を検討してまいります。

深刻な少子化が進む現代において、こどもたちは地域の未来そのものです。こどもが健やかに育つことができるよう子育てに関する相談支援体制の充実を図ってまいります。

すべての子育て家庭に対する支援のため、こども誰でも通園制度を実施し、こどもの良質な育成環境を整備します。また、こどもに対する虐待の未然防止

や早期発見を適切に行うため、こども家庭センターの設置に向けた準備を行います。

こどもの疾病の早期診断と早期治療を促す子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成のほか、児童の健やかな成長を支援する児童手当の支給を行い、引き続き子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

障がい福祉につきましては、障がいのある方の就労や生活支援等のサービスを相談支援プランに基づいて提供してまいります。また、社会福祉協議会が実施する就労支援や放課後等デイサービスなどの運営に対して引き続き支援してまいります。

高齢者が安心して暮らしていける地域づくりのため、配食サービス事業を継続します。令和7年度に実施した実証試験の結果を踏まえ、サービスの一部を見直した上で食生活の改善や安否確認の充実を図ってまいります。また、現代社会においては、高齢者の熱中症対策が重要性を増しているため、令和6年度から開始したエアコン等の設置費用助成を継続してまいります。

介護サービスの中核的な施設である特別養護老人ホーム女満別ドリーム苑及び東藻琴福寿苑の施設整備事業に対する支援を行い、施設の機能充実を図ってまいります。

近年、地域医療をめぐる情勢は、人口減少、医療従事者不足、価格高騰などにより厳しさを増しています。

基幹病院である女満別中央病院が行う医療用画像管理システムの整備及び小荷物専用昇降機の改修に対する支援を行うとともに、在宅ケア拠点の役割を担う東藻琴診療所の錠剤散薬分包機を更新し、町民皆様の暮らしを支える医療を維持してまいります。

また、網走厚生病院の脳神経外科と周産期医療の診療科を確保するため、近隣自治体と連携した支援を継続してまいります。

母子保健につきましては、妊産婦相談、産後ケア、乳幼児健診を行い、安心して妊娠、出産、育児を行える環境づくりを進めます。

また、こどもに合わせた適切な支援のため、本年から5歳児を対象とした生活習慣、育児に関する相談を行い、健康の保持増進を図ってまいります。

带状疱疹の罹患率増加に伴い、国は、令和7年度から予防接種を定期接種化しました。带状疱疹は、加齢がリスクとなり50歳代から発症率が上昇しますが、定期接種の対象年齢が限られていることから、対象年齢を拡大して費用を助成してまいります。

運動習慣は、健康の保持に欠かせない要素の一つであります。適切な理解と継続的な取組を促すために健康づくり講座を開催します。また、血圧測定を習慣化することは、健康への関心を高め、生活習慣を改善するきっかけとして非常に有効であることから、血圧計購入費用の助成を継続してまいります。

国民健康保険事業につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の推進により、生活習慣の改善や疾病の早期発見、早期治療を促進し、被保険者の健康の保持増進とあわせて、医療費の抑制につなげてまいります。また、健全な会計運営のため、国民健康保険税の適正な課税と収納率向上に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、第10期高齢者保健福祉計画、介護保険事業

計画を策定します。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう介護サービスの提供体制を維持し、かつ、医療と介護が連携して総合的に高齢者を支える地域を目指してまいります。

産業の振興についてであります。

地域経済の維持、活性化を支え、まちづくりを担う農林水産業は、安全、安心で良質な食料の供給と持続可能な生産基盤の強化を図ってまいります。

農業従事者の高齢化や担い手の不足、生産資材の高騰、水田政策の見直しなど農業経営を取り巻く環境は変化しています。

国の動向を注視するとともに、先端技術導入による効率的な生産、環境負荷の低減、後継者の確保、育成などについて、JAをはじめ、関係機関と緊密に連携して取り組んでまいります。

農作物の生産に深刻な影響を及ぼす病虫害対策につきましては、侵入、拡散を防止するため、ジャガイモシストセンチュウ類の土壌分析、低減効果の高い対抗植物であるトマト野生種の導入に対する助成を行います。

また、化学肥料や農薬の適正使用、有機農業などの取組を実践する営農活動を支援し、環境保全型の農業を推進してまいります。

地域の農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中、地域資源の維持管理体制の強化は急務であります。このため、豊かな農村環境と農業の多面的機能を次世代へ引き継ぐことを目的として中山間地域等直接支払事業や農業農村多面的機能支払交付金事業を継続し、農村の構造変化に柔軟に対応しつつ、活力ある農業、農村の振興を推進してまいります。

農業委員会につきましては、農業者の公的代表機関として農地法に基づく農地の権利移動や転用などの許可をはじめとする農地行政の適正な執行に取り組んでいただいております。

本年7月をもって、現在の農業委員の任期が満了することから、新たな委員の選任とともに、新体制がスタートすることとなります。今後も、農業委員会による農地最適化の推進や優良農地の確保など円滑な農地行政を行えるよう支援してまいります。

現在進められている国営かんがい排水事業網走川中央地区及び網走川豊住地区につきましては、引き続き国や関係機関と密接に連携し、円滑な事業推進を図ってまいります。本事業により、用水の安定供給と大雨洪水時等の排水能力強化が実現し、生産性の飛躍的な向上が期待されます。この成果を最大限に生かし、本町農業の更なる発展に取り組んでまいります。

道営農業農村整備事業につきましては、関係機関と連携し、農業の生産性向上、食料の安定供給、そして持続可能な農村環境の創出を目的に計画的に推進しています。近年は、局地的な集中豪雨や極端な渇水など気象現象の両極化が進み、農業用排水路や畑地かんがい施設の重要性が増しています。本町の基幹産業である農業のさらなる競争力強化と次世代を担う若手農業者の定着につなげるため、計画的に農業基盤整備を進めてまいります。

本年は、計画地区として東藻琴南地区水利施設等保全高度化事業の実施に向けて取り組んでまいります。

団体営事業につきましては、農業水路等長寿命化、防災減災事業により、女

満別朝日地区パークゴルフ場の流末排水路整備工事を実施します。また、基幹的な農業インフラの老朽化が進んでいることから、女満別南部地区の畑地かんがい施設更新、古梅ダム係船設備の更新等に着手し、安定した用水の供給及び排水機能の保全を図ってまいります。

酪農、畜産につきましては、飼料価格の高騰など生産コストが高止まりし、経営は厳しさを増しています。

良質で安定的な生乳生産を維持するため、乳牛検定組合や酪農ヘルパー利用組合への助成を行い、労働負担の軽減と生産活動を支援してまいります。

牛ヨーネ病や鳥インフルエンザなど家畜伝染病対策につきましては、家畜伝染病防疫対策協議会を中心に関係機関と連携し、感染の予防、まん延防止に向けた啓発や速やかな対応などに努めてまいります。

女満別農業構造改善センターの改修につきましては、工期の最終年として工事を継続して実施します。施設の保全と機能を充実し、利便性とサービスの向上を図ってまいります。

ひがしもこと乳酪館につきましては、チーズ熟成庫に設置している空調機器の更新を計画的に行い、安定的に良質なチーズを製造する環境を整えてまいります。

林業につきましては、森林整備計画に基づいた適正な管理と計画的な森林整備を推進するため、豊かな森づくり推進事業や緑豊かな森づくり事業により森林経営者を支援してまいります。

また、木材の運搬や森林の育成、管理を効率的に行うため、東藻琴清浦地区町有林内の路網整備を進めます。作業効率や安全性を高めることで、町有林の伐採をはじめとした森林整備の促進を図ってまいります。

有害鳥獣駆除につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊を中心に猟友会及び関係機関と連携し進めてまいります。

高齢化が進む駆除従事者の確保や恒常的な農業被害の発生が喫緊の課題となっています。新規で有害鳥獣駆除に従事するハンターへの狩猟免許の取得助成やエゾシカの捕獲、処理に要する費用支援などを通じて捕獲活動体制の維持、確保を図ってまいります。

近年、全国的にクマの出没や目撃が増加しています。ヒグマに人への警戒心を植え付け、出没を未然に防ぐこと、また、熟練ハンターから若手ハンターに技術を継承することなどを目的とした春期管理捕獲の実施を支援します。さらに、森林内で熱源を感知する赤外線カメラ搭載ドローンの積極的な活用を推進するなど様々な方法を駆使してヒグマを寄せつけない対策を講じてまいります。

水産振興につきましては、網走湖の貴重な水産資源確保のため、西網走漁業協同組合による有用資源の変動や安定化、水質環境の調査などを引き続き支援してまいります。

商工関係についてであります。

エネルギー価格や物価の高騰により、依然として町民皆様の生活や地域経済は大きな影響を受けています。

プレミアム商品券の発行や歌謡ショーの開催を支援するなど商工会や関係機関などと連携し、町内消費の拡大と経済の好循環を図ってまいります。

住宅の維持向上を図り、町内に住み続けていただく環境を確保するため、住宅リフォームに要する費用の一部を助成します。

また、起業、創業を後押しする補助事業を引き続き行うとともに、店舗の改修や設備投資など事業の維持、継続に必要な費用を支援し、商工業の振興と地域の活性化を図ってまいります。

観光関係についてであります。

近年の旅行形態は、個人や小グループによる旅行の割合が増え、趣味やアクティビティを体現する需要が高まるなどニーズが多様化しています。

屈斜路カルデラトレイルのルート整備やツアー造成、プロモーション活動を行うほか、サイクリング事業などアウトドア施策を展開し、魅力ある資源を活かした観光需要の拡大と誘客の促進について、周辺地域との広域連携により実施してまいります。

また、観光施策を進める上での指針となる観光振興計画の策定に取り組んでまいります。

春の観光を代表する東藻琴芝桜公園につきましては、令和4年度から満開宣言ができない状態が続いています。識見を有する方や町民皆様のご協力をいただきながら芝桜の生育環境の改善や補植用苗の確保に努めてまいります。

本年は、大規模改修に向けた実施設計を行います。まずは、老朽化に伴う園内の安全対策や安全な回遊動線の確保を優先して整備してまいります。

また、芝桜公園の集客や収益の確保に向けた今後の方向性や在り方について、検討を進めてまいります。

ひがしもこと芝桜まつり、めまんべつ観光夏まつり、ノンキーランドふるさとまつりなど各種イベントの開催を引き続き支援するとともに、町民皆様の交流と町の魅力発信に努めてまいります。

女満別空港につきましては、令和7年度の利用者数が約84万5,000人、前年度比で約4万1,000人の増となり、コロナ禍前の水準を上回る結果となりました。更なる利用の増大に向けて、既存路線の安定運航や新規路線の就航、運航機材の大型化、利用促進事業などについて、近隣の自治体や関係団体と連携して取り組んでまいります。

また、ピーチアビエーションの運行期間拡大に向けた要請活動を地域一体となって進めるとともに、路線利用に係る町民への助成を行います。さらに、大空高校生を対象としたふるさと教育チャーター事業につきましても継続して実施してまいります。

建設関係についてであります。

橋梁補修事業につきましては、21橋の橋梁点検と女満別住吉地区、新生橋、東藻琴末広地区、三線橋の補修工事を実施し、橋梁の長寿命化を図ってまいります。

道路、橋りょう、河川の維持管理及び除排雪につきましては、道路利用者の安全確保を優先に維持管理に努めてまいります。

除雪機械につきましては、除雪ドーザの更新を行い、除排雪体制の維持を図ってまいります。

町営住宅解体事業につきましては、公園団地の6棟24戸の解体を実施いたします。

簡易水道事業につきましては、老朽化した管路の更新のほか、女満別本町地区の遠方監視装置の更新を行います。

また、網走市との広域連携による原水供給の早期供用開始を目指し、管路設計を進めてまいります。

下水道事業につきましては、施設の適切な維持管理を行うとともに、経年劣化しているポンプ場及びマンホールポンプ所の電気、機械設備の更新を行い、機能維持を図ってまいります。また、腐食により損傷を受けているマンホールの腐食対策工事を行います。

合併処理浄化槽につきましては、単独浄化槽からの転換費用や設置費に対する助成を行い、下水道区域外の良い生活環境の確保と公共用水域の各環境保全を図ってまいります。

簡易水道事業、下水道事業、個別排水処理事業は、地方公営企業として健全な経営を目指すため、給排水経営審議会のご意見をいただき、使用料見直しなどの検討を進め、持続可能な事業運営を行ってまいります。

学校教育関係についてであります。

令和7年度から女満別地区、東藻琴地区それぞれ小中一貫教育がスタートしました。

学習指導につきましては、引き続き指導主事を配置し、教職員に対する指導強化を図り、授業改善につなげてまいります。

I C T教育の環境整備として令和2年度に購入しました児童生徒1人1台端末機器を更新し、I C T機器の更なる効果的な活用を推進してまいります。

近年、増加傾向にある特別支援学級の児童生徒に対して、特別支援教育支援員や補助教諭を配置するとともに、特別支援教育支援員を増員し、支援を必要とする児童生徒への指導充実に努めてまいります。

スクールバスにつきましては、遠距離通学の児童、生徒が安心して登下校できるよう昨年度に引き続き車両1台を更新し、通学環境の充実に努めます。

高等教育を受ける方への支援につきましては、引き続き無利子の奨学金貸付けや利子助成を行い、高等教育を受ける機会の確保を図ります。

大空高校につきましては、町立の全日制総合学科として開校し、6年目を迎え、国内外の大学等へ進学される生徒が見られます。生徒の多様な進路に対応できる特色のある学校運営に努めるとともに、総合型選抜で大学を目指す生徒への指導体制を整えてまいります。引き続き国の地方創生交付金を活用し、全国各地から多様な生徒を受入れながら地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

学校給食は、児童生徒の心身の健やかな成長を支えるため、栄養バランスのとれた給食の提供に努めるとともに、毎月1回、町内で生産、収穫された食材や加工品を使用したふるさと給食を提供し、地産地消や食育に対する教育の充実に努めます。

また、子育て世代の経済的負担を軽減するため、学校給食費の無償化を継続してまいります。

社会教育関係についてであります。

5か年の第2次社会教育中期計画が、中間年を迎えるため、改めて基本目標を基軸に町民皆様が地域への関心を高め、自主的に学ぶ機会の創出に努めて

まいります。

芸術、文化活動につきましては、文化団体協議会をはじめとする各団体の活動を支援するとともに、大空町青少年育成協会と連携し、質の高い芸術、文化鑑賞機会の提供に努めてまいります。

女満別湿生植物群落につきましては、令和6年度に有識者で組織する検討委員会から天然記念物の保全に関する提言を受けました。令和7年度に保全対策に向けた関係機関との協議調整を終えたことから、排水管の設置する設置測量設計及び設置工事を行います。

本年3月末をもって廃止となりました大空高校女満別キャンパスにつきましては、新たな社会教育の拠点、大空町社会教育センターとして整備してまいります。

オリンピック事業につきましては、世界で活躍したアスリートの体験教室や講演会を実施し、多くの皆様がスポーツの楽しさを通して運動や健康づくりに関心を持っていただけるよう努めてまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果、令和8年度の予算は、各会計の補正予算総額2億6,027万7,000円を追加し、一般会計99億6,835万円。国民健康保険事業特別会計9億7,408万6,000円。後期高齢者医療特別会計1億9,326万9,000円。介護保険事業勘定特別会計7億4,003万1,000円。介護サービス事業勘定特別会計809万2,000円。簡易水道事業会計8億92万3,000円。下水道事業会計4億7,457万3,000円。個別排水処理事業会計4,660万9,000円。合計132億593万3,000円と、いたしました。

私の所信と町政に臨む基本的な考え方、事業の概要と各会計の予算について述べさせていただきました。

5月28日、大空町の魅力を発信する新たなキャッチコピーとロゴマークが完成し、発表いたしました。見ていたい空がある、人がいる。北海道大空町。です。ロゴマークのラインは空に浮かぶ飛行機雲と人という文字をイメージしたものとなっています。

今後、この新たなキャッチコピーとロゴマークを活用しながら、観光振興や移住、定住の促進、町内外への情報発信など、様々な取り組みを展開してまいります。

引き続き、町民皆様、議員の皆様と対話を重ね、町政の執行に臨んでまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

なお、提案いたしております補正予算の細部につきましては、担当者から説明をさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これで町政執行方針の説明は終わりました。

ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせいたします。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時13分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 令和8年度大空町教育行政執行方針

◇議 長 日程第6、令和8年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。

関谷教育長から教育行政執行方針について説明の申出がありますので、これを許します。

関谷教育長。

◇教 育 長 令和8年第2回大空町議会定例会の開会にあたり、令和8年度大空町教育行政執行方針について申し上げます。

今日の我が国は、人口減少や少子高齢化の進行、情報のグローバル化、AI技術の進展、さらには、脱炭素化やデジタル化が本格化するなど、社会の変化は複雑かつ多岐に亘り、予測困難な時代へと突入しております。

このような時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するため、教育の果たす役割はますます重要になっております。

教育委員会では、多様に変化していく教育環境や諸課題に対応するため、令和6年度から第3次大空町教育推進計画による施策を進めております。

この教育推進計画では、つながる、ひろがる。を基本理念に、教育の振興を着実に推進するため、基本施策として、子ども一人一人の学びを広げる教育の推進。学びを支え、質を高める環境の確立。学びをつなぐ持続可能な教育の実現。の3点を掲げ、町長が主催する大空町総合教育会議と連携し、第3次大空町総合計画や第3期大空町まち、ひと、しごと創生人口ビジョン総合戦略などに基づいた各種教育施策を積極的に取り組んでまいります。

次に令和8年度において、重点的に取り組む施策を申し上げます。

これからの時代を生き抜く力の育成につきましては、一人一人の可能性を伸ばられるよう授業改善を進め、知識、技能の確実な定着はもとより、思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度の育成を重視した学習の充実を図ってまいります。

また、全国学力、学習状況調査や、標準学力テストの分析結果に基づき、学校ごとに学力、学習改善プランを策定し、学力向上に向けた指導方法等の工夫改善を行い、教職員が一体となって組織的に取り組んでまいります。

さらに、SDGs持続可能な開発目標やESD持続可能な開発のための教育の取組を推進し、主体的に持続可能な社会を実現していく意欲を喚起するとともに、多様な他者を価値のある存在として認め、協働する姿勢を育む教育活動の充実に努めてまいります。

読書活動につきましては、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。引き続き学校図書館司書を小、中学校に巡回配置し、朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、子どもたちが読書に親しむ機会を意識的に設定するとともに、町立図書館と連携し、家庭での読書、うち読をより一層推進し、児童生徒の読書活動の充実を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、何らかの支援が必要な子どもたちが

増加する中、個別の教育支援計画を活用した長期的な視点での教育支援を推進し、学校、関係機関と連携のもと、児童生徒の状況に応じた一貫した支援の充実を図ってまいります。

また、中学校においても通級指導が受けられるよう、令和6年度に女満別、東藻琴両地区に通級指導教室を開設いたしました。児童生徒が切れ目のない一貫した支援や指導が受けられるよう、より一層教育支援の充実に努めてまいります。

さらに、補助教諭や特別支援教育支援員を引き続き配置し、きめ細かな教育指導の充実を図ってまいります。

キャリア教育の充実につきましては、子どもたちが夢や希望をもって将来を設計し、望ましい職業感を見つけることができるよう、発達を考慮した学習活動を推進してまいります。

また、各学校段階において、一人一人の学びの足跡を可視化したキャリアパスポートを活用し、学習や学校生活等の見通しを立てたり、振り返ったりすることができる取組の充実を図ってまいります。

体力、運動能力の向上につきましては、全国体力、運動能力、運動習慣等調査や体力テストの分析結果に基づき、学校ごとに体力向上プランを策定し、体育、保健授業の改善に取り組んでまいります。

また、継続して運動を積み重ねていくことが重要であることから、家庭や地域と連携し、体育の授業以外の時間でも運動に親しむ環境づくりに努めてまいります。

健康教育、食育の推進につきましては、多様化、深刻化している児童生徒の健康問題を解決するため、全ての教職員で学校保健を推進する組織体制の整備に努めるとともに、学校、家庭、地域と連携し、基本的な生活習慣の確立に向けた啓発運動に取り組んでまいります。

また、健康や病気に対する学習、性教育、薬物乱用防止教育の健康教育の充実を図ってまいります。

学校給食は、食に関する正しい理解を育み、児童生徒の心身の健全な発達と食習慣の形成を目指し、食育の推進を目的とする学校給食実施基準に基づき、児童生徒個々の健康及び生活活動のために必要な栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、地元大空町で収穫された新鮮な食材等を活用したふるさと給食の提供や各学校と連携した食物アレルギー対応を行い、引き続き安全で安心な美味しい給食の提供に努めてまいります。

また、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに寄与するため、引き続き小、中学生の学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

町内には、女満別地区に平成22年建設の女満別学校給食センターと東藻琴地区に平成7年建設の東藻琴学校給食センターの2施設を有しておりますが、東藻琴学校給食センターにつきましては、築30年が経過し、建物及び機械等の老朽化が進み、順次更新の時期を迎えているところです。

町内の出生率が減少傾向にあるなか、町全体の児童生徒数も年々減少し、給食喫食数も減少していく状況にあることから、現施設の調理能力等を勘案しつつ、今年度から、両地区センターの統廃合についての検討を進めてまいります。

す。

道徳教育の充実につきましては、子どもたちが思いやりのある心や命を大切に作る心など、豊かな人間性を育むことに努め、一人一人がよりよい人間関係を築き、自己有用感や自己肯定感を高めることができるような取組を推進してまいります。

ふるさと教育の充実につきましては、地域の施設や人材を効果的に活用した体験的な学習を通して、地域への理解と愛町心を育んでまいります。

また、地域コーディネーター地域学校協働活動推進員を引き続き配置し、ファームスクールや見学、体験学習などの提供に努めてまいります。

さらに、小学校3、4年生の社会科における地域学習のために活用している副読本につきましては、令和7年度に紙媒体からデジタル版へ改変したところです。今後も幅広い活用促進に努めてまいります。

姉妹都市の東京都稲城市との児童交流事業及び友好町の熊本県氷川町との生徒交流事業につきましては、子どもたちが見聞を広め、自らの地域を再確認する良い機会となるため、引き続き関係市町や実行委員会と連携を図りながら取り組んでまいります。

外国語教育の充実につきましては、外国語指導助手2名体制を継続し、小、中、高等学校の児童生徒並びに、認定こども園の園児が生きた英語に触れ、日常的なコミュニケーションが体験できる機会の確保に努めてまいります。

また、小中一貫した英語力の育成に向けた授業改善に取り組んでまいります。

デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習の在り方を変革する教育DXデジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、一人1台端末の活用を一層推進し、ドリル教材や教育用ソフトを引き続き活用するとともに、タブレット端末を自宅へ持ち帰ることで、端末ドリル教材を活用した児童生徒の学習習慣の定着を図ってまいります。

また、デジタル教科書の英語は、国から全ての小中学校へ無償配布されますことから、教職員がICTを有効に活用するための授業研究や指導力向上の研修等の充実を図ってまいります。

今年度は、令和2年度に整備しましたタブレット端末を全面的に更新し、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現を支える教育DXの持続化に向け、ICT環境の一層の充実に努めてまいります。

いじめ、不登校への取組の充実につきましては、大空町いじめ防止基本方針に基づき、未然防止の取組を推進するとともに、いじめを認知し、学校が一体となった児童生徒の指導体制を確立します。

インターネット、SNSの利用は、情報の収集や発信に優れている一方、いじめや犯罪に巻き込まれ、加担をしてしまう危険性があることから、情報モラル教育や道徳教育を通じた指導、ネットパトロール、家庭と連携した利用のルールづくり等の取組も併せて推進してまいります。

また、不登校につきましては、児童生徒個々の状況等に応じた適切な対応が求められます。北海道教育委員会の不登校対策総合実践事業に、女満別中学校及び女満別小学校が令和6年度から参画し、小中連携した取組を進めており

ます。

この成果を全町に生かし、学校、家庭、教育委員会その他関係機関が連携し、保健室や別室登校、期間差登校、戸別訪問など、引き続き児童生徒や家庭の状況に応じた親身な対応に努めてまいります。

今年度から、メタバース仮想空間を活用した北海道教育委員会の不登校児童生徒支援事業に参画し、子どもの学ぶ機会の創出と居場所づくりに取り組んでまいります。

学校段階等間の連携、持続の推進につきましては、令和7年度から女満別、東藻琴両地区ごとに、小中一貫校として教育活動を推進してまいりました。小、中9年間を通した系統性、連続性を踏まえた、つながりのある指導や一貫性のある教育課程の編成、特別支援教育の充実に加え、小、中、高等学校や認定こども園までつながる大空町の特徴を生かした一貫教育を進めてまいります。

学校運営の中心につきましては、教職員の研修機会の拡充や校内研修、公開研究会、授業交流会など、開かれた研修を進めてまいります。

また、学校教育の専門職である指導主事を引き続き教育委員会に配置し、学力向上対策をはじめ、学校教育に関わる様々な課題解決に向け、学校、教職員へのきめ細かな指導等を行い、学校教育全体の質の向上を図ってまいります。

さらに、教職員が子どもたちと向き合う時間が確保できるよう学校における働き方改革を推進するとともに、令和6年度から大空町部活動の在り方検討協議会において協議、検討を重ねてまいりました結果等を踏まえ、学校、地域と連携しながら可能な種目から部活動の地域展開を進めてまいります。

大空高等学校の魅力化、特色化につきましては、大空高校交流拠点施設そらポートや公設塾などを通じて、全国からの生徒を受け入れ、生徒同士の交流の促進や地域の方々の交流など、町外から入学された生徒がもたらす新たな交流を学校内のみならず、地域との協働のまちづくりへ広げる取組を進めてまいります。

また、大空高校でも受験者数が増加している大学の総合型選抜入試に関する外部講師を招いた講座の実施など、生徒一人一人の多様な進路の実現に向けて取り組んでまいります。

さらに、大空高等学校における将来のグローバル探究リーダーの育成を目的として、意欲ある空高生を支援するため、国内外の短期留学に必要な交通費や滞在費用の一部について、引き続き補助いたします。

夏と秋に開催するオープンスクール、探究活動、国内外短期留学発表会、高校生カフェなど、様々な活動等を通じて大空高校を身近に感じていただく取り組みを進めるとともに、今後も、学校づくりと地域づくりを融合させ、将来の路を自身の力で切り開く飛行機人を育てることを目標に、町内及び町外の多くの生徒に大空高校を進路選択いただけるよう魅力ある高校づくりに努めてまいります。

家庭、地域との連携、協働の推進につきましては、保護者を対象に家庭教育支援講座を開催し、引き続きICTを活用した子どもとともに成長するための学びの機会の提供に努めてまいります。

また、家庭教育ナビゲーター養成研修を開催し、子育てに悩む親などに対し、地域で子育て世代を支えられるような人材の育成に努めてまいります。

女満別地区小、中学校及び東藻琴地区小、中学校の学校運営協議会並びに、大空高等学校の学校運営協議会の機能を生かした地域とともにある学校を目指し、活動の充実、推進を図ってまいります。

生涯学習、社会教育の振興につきましては、第2次大空町社会教育中期計画の中間年となることから、引き続き町民の皆さんが地域への関心を高め、自主的に学ぶ環境の整備や機会の創出に努めてまいります。

少年教育につきましては、次代を担う人材育成事業として、積極性や社会性の育成、郷土愛の醸成のため、学校や各種社会教育団体と連携し、リーダースクールの充実を図ってまいります。

青年教育につきましては、青年の交流の在り方が多様化していることから、青年活動の新しい視点や意義を見いだせるよう青年組織を支援し、将来のまちづくりを担う人材の育成を図ってまいります。

成人教育につきましては、生涯学習奨励と協働し、町民ニーズに基づいた町民主体の学習機会の創出のための仕組みづくりを進めてまいります。

また、まちづくりや地域づくりを担う人材の登録、活用のため、リーダーバンク生涯学習リーダーネットの更新を図り、活用促進のため、地域人材の見える化を進めてまいります。

高齢者教育につきましては、知識、教養の習得や仲間づくり、積極的な社会参加を促すため、ことぶき大学を開校し、高齢者の方々の学びの場の充実を図ってまいります。

さらに、読書活動の推進につきましては、第4次大空町子どもの読書活動推進計画及び大空町図書館第4期5か年計画に基づき、図書館資料の整備、充実と利用しやすい環境づくりに努めるほか、子どもの読書離れを防ぐための方策を引き続き進めてまいります。

芸術、文化活動の推進につきましては、大空町文化団体協議会をはじめ、各種文化団体等への活動支援を行うとともに、カルチャー教室を開催し、町民の皆さんに芸術、文化活動を身近に感じていただく取り組みを進めてまいります。

また、一般財団法人大空町青少年育成協会と連携し、質の高い芸術、文化の鑑賞機会の提供に努めてまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、有識者にて組織された女満別湿性植物群落保全対策検討委員会からの提言を受け、文化庁をはじめとした関係機関との調整を図りながら、保全対策についての取組を進めてまいります。

生涯スポーツの普及、振興につきましては、町民の皆さんが、生涯に亘ってスポーツに取り組み、心身ともに健康な生活を送ることができるよう各年代や要望に応じた運動並びに、スポーツ機会の提供と環境整備に努めてまいります。

また、スポーツ協会やスポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブやウインタースポーツ実行委員会などの自主的な活動団体に対し、引き続き支援いたします。

さらに、部活動の地域展開につきましては、国や北海道の方針を踏まえ、町としての方針を定め、4月より女子バスケットボールと陸上の2つの地域ク

ラブが活動を開始されたことから、今後も、地域の子どもたちがスポーツ、文化活動に親しむ機会が保てるよう、地域の皆様やスポーツ、文化団体のご協力を得ながら地域クラブ化を進めてまいります。

昨年度から町民大会として開催しているモルックにつきましては、多様な在り方を認め合える共生社会の実現に向け、モルック協会との協働事業、出前講座による普及活動を通じて、障がいや年齢、性別を問わず、誰もが楽しむことができるインクルーシブスポーツとして、引き続き取り組んでまいります。

今年度で2年目となる世界の第一線で活躍したアスリートによるスポーツ体験教室や講演会を行なうオリンピック事業により、スポーツの楽しさや魅力を伝え、体力や年齢に捉われず誰もが目的に応じてスポーツに親しむきっかけとなるような施策を展開してまいります。

これまで地域振興と体育、文化振興に一定の役割を果たしてまいりました教育文化合宿誘致事業につきましては、近年は宿泊施設の減少や受入体制の維持が難しくなっており、今後は地域の実情を踏まえ、事業の在り方についての検討を進めてまいります。

安心、安全な教育環境の構築につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設利用者へのサービス向上に努めてまいります。

また、学校施設等長寿命化計画に基づき、利用状況を踏まえた上で、計画的な施設の維持管理及び設備、備品などの整備を進めながら利便性向上と長寿命化を図ってまいります。

今年度から、廃止された大空高校女満別キャンパスを大空町社会教育センターとして有効活用を図るための改修工事に着手し、社会教育の拠点施設としての運用を進めてまいります。

以上、令和8年度において、重点的に取り組む施策について申し上げます。

大空町教育委員会としましては、社会構造の変化を背景として、先行き不透明で子どもたちの抱える困難が多様化、複雑化する中で、厳しい時代を乗り越え、学び、考え、様々な困難に対応できる子どもたちの心豊かな逞しい成長と町民皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造を目指し、学校、家庭、地域はもとより、町長部局並びに、関係機関、団体等との連携を図りながら、大空町教育の充実、発展のため、鋭意取り組んでまいります。

町民の皆様と議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度大空町教育行政執行方針とさせていただきます。

◇議 長 これで教育行政執行方針の説明は終わりました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午前11時38分)

(再開 午前11時39分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 一般質問

◇議 長 日程第7、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1番、仲西政克議員。

◇仲西議員 令和8年度第2回定例会通告にしたがい一般質問いたします。

質問事項は、研修会館の建替えについてです。

研修会館は昭和47年に建てられ50年以上が経過し、老朽化のため令和9年に取壊しが計画されています。その後、令和10年に新しい施設の建築が予定されていることから、次の項目について伺います。

1、女満別地区の中心に町民の集まれるスペースとして町の散らばっている施設を1つにし、人件費の削減、移動距離の短縮など新しい町の建物として大変期待しているところですが、どのような建物をイメージしているか伺います。

2、世界で起きている戦争等で物価が上昇しています。資材価格や建築費は毎年上昇しています。隣の自治体においても、庁舎の建替えに要する建築費が膨らみ、財政が大変厳しいとニュースや新聞等で報道されていました。町民の中には、人口減少、少子高齢化の中、本当に必要か、ほかの公共施設などを活用してはどうかという意見もあります。どれくらいの予算で建築を予定しているのか、また、補助金などもあるのか伺います。

以上、2項目。町長より答弁をお願いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 仲西議員からの一般質問、女満別研修会館の建替えについてご答弁申し上げます。

1点目、建物のイメージについてであります。

現在、検討しております研修会館の建替え後の複合施設につきましては、老人福祉センター機能、商工会、社会福祉協議会といった地域を支える主要な機能を一体的に集約し、さらに日常的な利便性を高める観点から、コンビニエンスストアの導入も視野に入れた施設として検討を進めているところであります。本施設は、これまで町内に分散していた機能を集約することで、施設管理などの効率化による経費の抑制を図るとともに、町民皆様の移動負担の軽減につなげるものであります。加えて、交流拠点施設として最も重視しておりますのは、多世代の町民が自然に活動し、学び、交流し集えるまちの拠点施設の創出であります。高齢者の方々の活動の場であると同時に、子育て世代や若者、地域活動団体など、あらゆる世代の方が日常的に立ち寄り、交流が生まれる拠点となることを目指しております。また、商工会や社会福祉協議会が同一施設内に入ることにより、相談機能や支援体制の連携強化が図られ、よりきめ細やかな住民サービスの提供が可能になるものと考えているところであります。今後は、こうした機能を有機的に結びつけながら、単なる施設の統合にとどまらず地域の賑わいと支え合いを生み出す拠点となるよう具体的な整備内容の

検討を進めてまいります。

2点目の質問であります。議員ご指摘のとおり、近年、資材価格や建築費が高騰し、また、人口減少や少子高齢化が進む中で、本当に新たな施設が必要なのか、既存施設の活用で対応できないのかといったご意見も当然であると認識しています。建設予算につきましては、今年度に基本計画の策定を進め、その中で必要な機能や規模、配置等を整理した上で、今後の実施設計において具体的な事業費を積み上げていくこととしており、現時点で総額をお示しできる段階にはございません。なお、本施設は複合施設であることから、導入する機能や規模によって事業費は大きく変動するものであり、今後、費用対効果や将来的な維持管理コストも十分に精査しながら、適正な規模感を見極めてまいりたいと、そのように考えているところであります。また、財源につきましては、国の交付金や補助制度の活用を前提として検討を進めており、地域づくりや福祉、賑わい創出といった複合的な機能を有する施設であることから、活用可能な補助制度を幅広く調査し、最大限の財源確保に努めてまいります。今後におきましては、既存施設の活用可能性も含めて丁寧に比較検討を行いながら、将来の人口構造や地域ニーズを見据え、持続可能で真に必要なとされる施設整備となるよう慎重かつ着実に検討を進めてまいります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、仲西政克議員。

◇仲西議員 はい、答弁ありがとうございました。

予算はまだはっきり出ていないということでしたが、私が1番心配していることは町の財政が逼迫し、また行政サービスの低下につながらないかということなんですが、そういうことは起こらないのでしょうか。

お伺いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 仲西議員の再質問にご答弁申し上げます。

本施設の整備にあたり建設によって財政が逼迫し、結果として住民サービスの低下につながるのではないかとご懸念につきましては、十分認識しているところであります。そのため本事業は、単に新たな施設を建設するというものではなく、現在町内に分散している施設の機能を集約することにより、維持管理費などの効率化を図り、将来にわたる財政負担の抑制につなげていくことを目的としております。また、施設の規模や機能につきましては、今年度策定する基本計画の中で精査し、過大な投資とならないよう十分に検討するとともに、実施設計段階においてもコストの適正化に努めてまいりたいと、そのように考えているところであります。さらに、財源につきましては国の交付金や補助制度の活用を前提とし、町の実質的な負担を可能な限り軽減しながら事業を進めていく考えであります。重要なのは短期的な支出だけではなく、長期的な財政運営の視点であり、施設の集約による効率化とサービス機能の強化を同時に図ることで、結果として町民皆様に対する様々な行政サ

ービスを低下させることなく、持続可能な行政サービスの維持向上につなげていく考えでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

◇議 長 1 番、仲西政克議員。

◇仲西議員 もう 1 点お聞きしたいんですが、近年、いろんな世界情勢で急に物価が高騰するようなことがありますので、建築費が計画をはるかに上回るようなことが起きた場合は再検討するようなお考えはあるのかお伺いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ご指摘のとおり建設までに一定の期間を要する場合、資材価格や労務費の上昇により事業費がさらに増加する可能性があることは認識しているところであります。こうした状況を踏まえ、本事業につきましては、今後策定する基本計画及び実施設計の各段階において、社会経済情勢や建設コストの動向を十分に見極めながら、事業内容や規模の見直しを含め柔軟に対応していく考えであります。一方で検討を長期間先送りすることにより、結果としてさらなるコスト増や既存施設の老朽化の対応に係る追加的な経費が発生するなど、別の財政負担が生じる可能性もあることから、適切な時期を見極めながら判断していく必要があると考えているところであります。したがって、再検討の可能性を排除するものではありませんが、その時々状況を的確に捉え、事業の必要性和費用対効果を総合的に勘案した上で、最適なタイミングと内容で整備を進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

◇議 長 1 番、仲西政克議員。

◇仲西議員 意見、聞かせていただきまして、大変分かりました。

今後は町民の意見をたくさん聞き入れ、いつでも気軽に利用できる集会所、憩いの場として完成することを期待して、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。今回の仲西議員からの一般質問、多分、町民の皆様の不安を代弁していただいたのではないかと、そのように考えているところであります。申し上げましたように、規模だとか、そういった機能だとか、そういったものを複合的に考えてより最適な施設整備となるように検討を進めてまいりたいと考えているところであります。今の研修会館というのは、やはり町民皆様の生涯学習の拠点となるところであって、子どもからご高齢の方まで、本当に私も子どものころからそうでしたけども、学習だとかレクリエーションの場で活用させていただきました。やはりそういった施

設というのは、これからの町民の皆さんがこの大空町で快適に暮らしていくためになくてはならない施設であると私は考えております。そういった中で、しっかり内容を見極め精査しながら進めてまいりたいと思いますので、まだまだこれから基本計画を策定していく段階で、議員皆様のご意見、町民の皆様のご意見も伺っていくことになろうかと思えます。

忌憚のないご意見等、またご鞭撻をいただければ幸いですので、どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

◇議 長 これにて、仲西政克議員の一般質問を終了します。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 11 時 52 分)

(再開 午前 11 時 53 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 7 一般質問

◇議 長 日程第 7、一般質問を続けます。
次に 3 番、川村淳議員の一般質問を許します。
3 番、川村淳議員。

◇川村議員 令和 8 年第 2 回定例会通告にしたがい大空高校生に対する大学進学等の支援制度の創設について、私から質問させていただきます。

令和 3 年に開校した大空高校は、地域の将来を担う人材育成に大きな役割を果たしており、総合学科として生徒一人一人の進路希望に応じた教育を行い、大学、短大、専門学校、就職など幅広い進路選択を支援し、現在では進学率が 8 割、中でも大学進学率は 6 割以上の実績と聞いております。一方で、大学等への進学にあたっては、入学金、授業料、教材費、アパート契約費、引っ越し費用など、多額の初期費用が必要となり、特にオホーツク地域から札幌圏や本州の大学へ進学する場合、保護者の経済的負担は非常に大きく、進学希望者の保護者にとって大きな壁となっております。国や北海道におきましても奨学金制度の整備はいろいろとされております。ただ、その多くは貸与型であり卒業後の返済負担が伴います。また、本町が策定している総合戦略では、人を育む、移住、定住の促進が重要な柱として掲げられておりますが、将来の地域人材の投資として、町独自の進学支援制度を創設することは、教育政策であると同時に人口減少対策であり、地域活性化対策であると考えております。そこで次の 4 点について町長及び教育長にお伺いいたします。

1 つ目、大空高校開校以来の大学、短大、専門学校等への進学状況について町としてどのように把握、認知しているのか。

2 つ目、進学に伴う経済的負担について、町として課題認識を持っているのか。

3、町内出身の大空高校卒業生を対象とした大学進学等支援助成制度の創

設について検討する考えはないか。また、仮に制度を創設する場合、入学時の支度金給付、低所得者世帯への加算支援、卒業後のＵターン就職を条件とした返還免除助成制度などの仕組みを導入する考えはないか。

４つ目、大空高校の魅力化及び生徒確保の観点から、進学支援制度を高校支援策の一つとして位置づける考えはないか。

以上４点、ご見解をお伺いいたします。

◇議 長 川村淳議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩とします。再開は午後１時といたします。

(休憩 午前１１時５７分)

(再開 午後 １時００分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を続行します。
３番、川村淳議員の質問に対する答弁を求めます。
関谷教育長。

◇教 育 長 川村議員の一般質問に対してご答弁申し上げます。

１点目の大空高校開校以降の進学状況につきましては、毎年度、高校が取りまとめて教育委員会に報告されている卒業生の進路決定状況調査の結果を通じて把握しておりますので、後ほど担当課長より詳細の数字を説明させます。

令和３年度に道立の旧女満別高校と町立の旧東藻琴高校とを統合し、町立の総合学科の大空高等学校として開校以降、３年間の学生生活を通じて主体性、共同性、社会性、探求力を身につけ、自分自身のエンジンによって未来へはばたく飛行機人を養う特色あるカリキュラムと公設塾の取組などによって、年度による多少のばらつきは見られますが、大学、専門学校への進学者数は着実に上昇しており、現在在校生の中で進学を希望する生徒の割合は全体で約８０％、中でも大学、短期大学へ進学を希望する生徒の割合は約６０％の水準まで伸びてきている状況となっております。

次に、２点目の進学に伴う経済的負担に対する認識についてですが、文部科学省の省令の標準額として、国立大学においては入学金２８万２，０００円、年間授業料５３万５，８００円と定められておりますが、各大学の判断で標準額の２０％を上限に増額が認められており、すでに一部の国立大学では引上げの動きが出ております。私立大学においては、令和５年度文部科学省による調査によりますと、全国平均は入学金が約２４万円、民間授業料は約９６万円、施設設備などその他経費を含めた初年度の学生納付金の総額は約１４８万円との結果です。また、自宅を離れてひとり暮らしをする場合、大学生協の全国組織、全国大学生生活協同組合連合会による調査によりますと、アパートや下宿などの家賃、電気、ガス、水道などの光熱水費や毎日の食費など、日常生活全般にかかる費用は全国平均で年間約１５８万円、東京都内や首都圏などの都市部ではさらに高く年間１７０万円から１８０万程度の費用がかかるとの結果です。この費用のほかに、入居の際の敷金礼金、自宅からの引っ越し費用、

家具、家電の購入費として30万円から50万円程度、パソコンやタブレット端末の購入費として7万円から10万円程度、これらが初期必要経費として想定されるのではないかと思いますし、年に数回の帰省も考えますと数万円から10数万円程度の航空運賃などの負担が生じるものと思います。これらの全てを合計いたしますと、入学の初年度には国立で約280万円から320万円、私立の文系で約330万円から360万円、私立の理系で約360万円から390万円程度、2年目以降であっても国立で約220万円から250万円、私立の文系で約280万円から300万円、私立の理系で約300万円から320万円程度の費用負担が各ご家庭に生じるものと推察いたします。現在、自宅外通学の学生への仕送り額は平均で月7万円台とされており、不足分を奨学金やアルバイトなどで補っているご家庭も多いという実情を踏まえ、特に道外の進学に際しては、保護者の皆様にとって大変大きな経済的負担であるものと認識しているところです。

続きまして3点目、町内出身の大空高校卒業生を対象とした大学等進学支援制度の創設についてですが、本町では高等学校、高等専門学校及び大学への就学に際し、経済的な理由により就学が困難な方を対象に無利子の奨学金貸付け、国公立月額2万5,000円、私立月額3万円、日本学生支援機構などの他奨学金との併用可能を行っております。また、大学または高等専門学校への就学の際に金融機関等から教育資金を借入れた場合には、基準に応じて信用保証料及び借入れ利子のそれぞれ3分の1相当額を助成する制度も設けており、就学時の一時的な経済的負担について対応を行ってきているところです。これらは貸付け、または借入れを基本としたものですが、経済的理由等により就学が困難な方に対する負担軽減に一定の役割を果たしているものと認識しております。給付型を含む新たな進学支援制度の創設は、教育行政の課題の一つであると認識をしておりますが、本町の様々な行政課題や財政状況等を鑑みますと、大学等への進学の際に返還を伴わない給付型の制度を新たに創設することにつきましては、現時点においては難しいものと考えております。

最後に、4点目の大空高校の魅力化及び生徒確保の観点からご提案のありました進学支援制度を支援策としての位置づけについてですが、大空高校の魅力化、生徒の確保につきましては、教育行政並びに大空町の重要な政策課題であると認識しております。本町では以前、保護者の経済的負担を一部軽減するため、高校生の制服費の補助制度などを行ってりましたが、それらの政策を全面的に見直し、生徒自身が大空高校に行って学んでみたいと思えるような魅力ある学校づくりを目指して、特色あるカリキュラムの充実や国内、海外留学支援制度など生徒の学びの内容そのものに着目した政策へ転換し、予算を充ててきた経緯があります。大空高校は総合学科として、生徒の進路希望に対応でき得る学校であり、進学のみならず就職や農業後継者として就農するなど様々な選択が可能となっておりますので、まだ実績はありませんが、近い将来、大空高校で探究活動を行った生徒が町内で起業するというような卒業生も出てくるかもしれません。そのような期待をさせてくれる高校になったのではないかと、私自身も感じているところです。こうした状況を踏まえ、と、大空高校を卒業して大学等へ進学される生徒のみを対象とした新たな給

付型の進学支援制度を魅力化策として位置づけることにつきましては、学びの内容の充実を主眼に置いた現在の高校支援策の方向性や、既存の全町民対象の支援制度との整合性の観点から慎重に検討する必要があるのではないかと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、川村議員のご質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私からも３点目、町内出身の大空高校卒業生を対象とした大学等進学支援制度の創設についてご答弁申し上げたいと思います。

本町においても地元企業等の人材確保と定住促進の観点から、奨学金の貸付けを受けて大学等に就学された方が、卒業後、町内に就業かつ居住された４０歳未満で一定の年収以下の方を対象として、令和２年度に奨学金返済支援事業補助金交付要綱を制定し、年間最大２５万円を限度に支援を実施していましたが、制度の利用者の多くが中途退職、町外転居されるケースが多く、結果として定住に結びつかなかったことから、令和７年度をもってこの要綱を廃止いたしました。私といたしましても教育長の答弁と同様、地元から大学等へ進学される方々に対する給付型の支援は現時点では難しいと考えており、支援制度の創設は考えておりません。一方で、町外の方が移住、定住を検討する要素については経済的負担の軽減も重要ではあるとは思いますが、私が思う最も重要なことは、どれだけ町に魅力を感じていただけるかではないかと考えております。本町では定住促進や関係人口創出の観点から、大空高校のオープンキャンパスにあわせ大空高校への入学を検討しているご家庭に対し、町内を知って愛着を持ってもらうことを目的として、まちめぐりツアーを実施するなどしております。今後も教育委員会と連携を図り、大空高校とともに大空町内の魅力を伝える取組を実施してまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 川村議員からのご質問の１点目、令和３年度に開校となりました大空高校の進学状況につきましてご答弁を申し上げます。

令和３年度、４年度の卒業生につきましては、旧女満別高校並びに旧東藻琴高校へそれぞれご入学をされた生徒となりますので、大空高等学校として開校し令和３年度に入学された総合学科１期生が卒業されました令和５年度以降の卒業生の進路状況についてご説明申し上げます。

令和５年度の卒業生２７名中、大学進学６名、短期大学進学２名、専門学校進学９名、合計１７名で、卒業生２７名全体に占める進学率は６３．０％となっております。なお、町内出身者の進学につきましては１７名中、大学２名、専門学校１名、計３名となっております。

次に、令和６年度の卒業生３６名中、大学進学１４名、短期大学進学０名、専門学校進学１５名、合計２９名でございます。卒業生３６名全体に占める進学率は８０．６％でございます。なお、町内の出身者の進学につきましては２

9名中、大学4名、専門学校8名、計12名となっております。

次に、令和7年度の卒業生32名中、大学進学12名、短期大学進学1名、専門学校進学7名、合計20名でございます。卒業生32名全体に占める進学率は62.5%でございます。なお、町内出身者の進学につきましては20名中、大学1名、専門学校4名、計5名となっております。

令和5年度、6年度、7年度、ただいま申し上げました3か年を合計いたしますと卒業生95名中、大学進学者32名、短期大学進学者3名、専門学校進学者31名、合計66名で、卒業生95名全体に占める進学率は69.5%となっております。3か年の町内出身者の進学につきましては66名中、大学7名、専門学校13名の計20名となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議長 3番、川村淳議員。

◇川村議員 ご答弁ありがとうございます。まず、1つ目の町としてどのように状況を把握しているのかという部分につきまして、詳しくご説明いただきましてありがとうございます。僕も状況は把握しております。大空高校の進学、実績の向上の過程ですね、年々増えているという状況なんですけども、やっぱり今後、高校魅力化の政策の一環として進学を後押しする支援策の必要性というのは少なからず出てきてるのかな、と僕は感じておりまして、もう少し地元の出身の高校生ですね、地元出身が入学した学生に対しての支援策っていうのを具体的に検討すべき時期に来てるのかなというふうに考えておりますけれども、その辺についてもう一度、町の見解を伺いたいと思います。

◇議長 長 関谷教育長。

◇教育長 川村議員の再質問に対してご答弁申し上げます。

大空高校の受験倍率は近隣の高校と比較しても高い倍率で推移しており、道内はもとより全国各地から多くの生徒の皆さんに進学していただいている一方、議員のご指摘のとおり町内中学生からの生徒の入学は少ない現状となっております。昨年度から実施しております各学校単位で大空高校を訪問し、高校生とのふれあい交流見学会の開催や、川村議員より以前、ご提言いただいた希望する中学生への公設塾の無料開放や、大空町の食材を使ったふるさと給食を通じた東藻琴中学生との給食交流など、魅力づくりの一環として今年度試行的に実施する予定としております。教育委員会といたしましては、町内の子どもたちが大空高校を魅力的に感じて将来大空高校へ進学してみたいと思い、地元中学生の皆さんに大空高校を進路選択してもらえよう、今後とも様々な施策を積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、川村議員の再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議長 長 3番、川村淳議員。

◇川村議員 教育長ありがとうございます。1点目につきましては、今後その辺も含めて検討していただきたいなというふうに思っております。

次の2番の負担をどのように認識しているのかというところにつきましても詳しくご説明いただきましたけども、本当に大学入学にかかる経費ですね、特にこういった地方から都会へ出ていく生徒さん、また、その保護者の方の負担というのはすごく大きな負担になってるんだなというのを認識していたいてるのは十分認識できましたので、これにつきましては再質問はございません。

その2番を踏まえて3番のほうなんですけども、率直に教育長も町長も制度の新設は難しいですよというご答弁だったんですけども、やはりこういった状況だからこそ、もう一度大空高校の魅力の一環として、また町の何て言いますか、例えば大空高校の魅力化、または町内出身の生徒の進学への支援、あと飛行機人を育むという理念の具体化だったり、将来の地域人材育成という観点から町独自の、これは単なる家庭支援とかではなくて一つの政策として単なる奨学金ではなくて、そこに対する投資ですね、人材育成に対する投資をできる制度をもう一度検討をしていただけないかなという考えでおります。

その点について再度ご質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員からの質問にご答弁させていただきます。

大空高校の魅力の一環として支援をすべきではないかという点に関しましては、先ほど教育長も申しておりましたけども大空高校の魅力というものはそういった経済的な支援ではなくて、学校の中の学びであったり、そういったことに魅力を感じていただく、そういったことで大空高校に進学をいただくということに主眼を置いて開校以来進めてございます。今も、その一貫した考え方に変わりはありません。ですので、そういった経済的な部分での支援というのは、考えは今のところは持っていないです。また、町内出身の、これ多分、大空高校生だけではなくて、他の高校に通っている子どもたちが大学、専門学校等進学する際の支援を検討してはどうかということでございますが、大空高校の例で言いますと、大空高校に入ってそこで3年間学んで飛行機人として育てた子どもたちが飛び立っていったというところがございますので、飛び立った後についてはですね、やはりそこはしっかり本人であったり家庭の中で考えていただく。それがですね、やはり大学、専門学校に行くといったところの考え方ではないかと、私はそのように考えております。

◇議 長 3番、川村淳議員。

◇川村議員 町長ありがとうございます。ちょっと僕の中での認識が少し違ってまして、あくまでも地元の中学校から大空高校へ入学する生徒に対する政策でして、なおかつ高校を卒業した後以外に飛行機人として飛び立つ支援をできないかというお話をしたかったんですけども、ほかの高校に通われてる

方に対する助成とかそういったものではなくて、あくまでも大空高校に関する部分でありまして、地元出身の子が地元の大空高校入学をして、さらにそこから飛び立つ、で、その子たちが飛び立つ支援をしてですね、そのあとその子たちがこの町に帰って来れるような形での政策というのを検討できないかなというご質問でした。

もう一度お願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。大空町出身の学生が大空高校に行く際の支援、さらにはそこからさらに学びを行うといったところの支援でございますけれども、大空町内には当然、大空高校に通われる生徒もおりますし、町外の高校に通われる生徒もいます。等しく同じ町民でございます、町立の大空高校だからといって、大空高校に進学した町民の学生に限って支援をするということは、私は公平性に欠けるのではないかと、そのように考えておりますので、現段階では支援する考え方は持っておりません。

◇議 長 3番、川村淳議員。

◇川村議員 町長ありがとうございます。分かりました。

なかなかいろんな環境もあります。問題もあると思うんですけども、私自身はですね、やはりこの大空高校というものは、飛行機人を育むという下の理念で、地域の子どもたちを未来へ送り出す教育の実践をしております。そして今、その成果はですね、進学率の上昇だったり、全国の大学、または世界の大学へ進学し、合格の実績として確実に表れております。町が今なすべきことというのはその能力を評価するだけではなくて、政策として支えることはできないかなというふうに考えてまして、大空高校で学び、大空町から未来へ羽ばたこうとする子どもたちに対して、町として子どもたちの挑戦を応援するということを示すことは、子どもたちだけではなくて保護者や地域に対する大きなメッセージになるのではないかなと、そのように考えております。最後になりますけれども、町独自のこういった進学制度について、再度、具体的な調査だったり、研究そして協議、また検討に踏み出させていただきますよう求めまして私の質問を終わらせたいと思います。

以上です。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ご質問ありがとうございます。川村議員の思いというのも十分承知はしているところではありますが、限られた財源の中で、どのようにしっかり町民サービスを維持しながら、そして新しい大空高校をいかにこれからも持続していく、そして将来の日本をしょって立つ生徒たちを羽ばたかしていけるかということは本当に大事なことでと考えております。そういったことで支援制度ということは、先ほど申しましたように現段階では考えて

おりませんが、それ以外のところで大空高校で、やはり学んでみたい、学びたいと思っていただける生徒がこれからも増えるように、そういったところはしっかり町として支えてまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 これにて川村淳議員の一般質問を終了します。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午後 1 時 2 6 分)

(再 開 午後 1 時 2 7 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 7 一般質問

◇議 長 日程第 7、一般質問を続けます。
次に 8 番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 令和 8 年第 2 回大空町議会定例会において通告にしたがい一般質問を行います。ほかにご登壇される議員の方と質問の内容、説明が重なることがありますらご容赦をいただきたいと思います。

それでは一般質問に移らせていただきます。今回の質問は、人口減少対策の取組についてでございます。皆さんも新聞の記事や報道等でお聞きしていると思いますが、北海道は 5 月 2 9 日に 2 0 2 5 年の国勢調査の速報値を公表いたしました。昨年 1 0 月 1 日現在の道内総人口は 4 9 8 万 5, 4 1 9 人で、前回調査の 2 0 2 0 年確定値より 2 3 万 9, 1 5 9 人減少しました。減少数、減少率ともに 1 9 2 0 年の調査開始以来最大であり、減少数については全都道府県で最大でございました。国勢調査で道内人口が 5 0 0 万を切るのは 5 5 年以來 7 0 年ぶりのことであり、北海道最大の都市である札幌市の人口についても前回から 9, 3 6 1 人減の 1 9 6 万 4, 0 3 4 人で、調査開始以來初めて減少に転じております。大空町が所属するオホーツク管内の人口についても 2 5 万 1, 5 3 3 人で、前回の調査より 2 万 1, 8 2 9 人の減少となりました。このことから人口減少が加速していることが浮き彫りとなっております。本町においてもほかの自治体同様に人口減少が続いておりますが、町が現在まで実施している施策の成果と課題をどのように捉えているのか、また今後も地域を維持していくために、どのような見解をお持ちなのか、小項目 3 つの質問についてお伺いをいたします。

1 点目、現在までの人口動態と総合戦略の進め方について。

2 点目、若年層の流出防止と新たな定住促進について。

3 点目、空き家の利活用と移住希望者の受入れ体制について。

町長にお伺いいたします。以上で最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町長 上地議員の一般質問、人口減少対策の取組についてご答弁申し上げます。

まず、本町の人口動態についてであります。これまで一貫して人口減少が続いており、出生数の減少による自然減に加え、進学や就職を契機とした若年層の転出超過による社会減が重なり、人口規模の縮小と高齢化が進行している状況にあります。直近の国勢調査速報値においては本町の人口は6,183人となり、減少傾向が継続していることが改めて示されたところであります。また、国立社会保障人口問題研究所の2020年基準においても、今後5年間で約500人程度の減少が見込まれており、人口減少の流れそのものを短期間で反転させることは容易ではないと認識しております。一方で本町の総合計画においては、将来のまちづくりの指標として10年後に5,300人規模の人口を目指すこととしております。この5,300人という数値は、単に人口の維持を目標とするものではなく、社人研推計などを踏まえた現実的な将来見通しの中で、各施策の効果により人口減少の幅を可能な限り抑制した場合に目指すべき水準として設定しているものであります。こうした中、総合戦略においては人口減少の抑制を主眼に3つの基本目標を掲げて取り組んでおります。1つには、住む上での不安を減らすことであります。これは雇用、住環境、子育て、生活基盤などの不安要素を軽減し、安心して定住できる環境を整えるものであります。2つ目は、つながりによって活力を生み出すことであります。地域内外の人の流れや関係人口の創出、事業承継や多様な働き方の推進などにより地域経済とコミュニティの活性化を図るものであります。3つ目は、健康で安全に暮らせるようにすることであります。医療、福祉、防災、交通などの生活基盤を確保し、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるものであります。これら3つの基本目標を通じて自然減、社会減の双方に対応し、人口減少の抑制を図る考えであります。さらに、これらの施策を効果的に推進するため、横断的な支援としてAIやデジタル技術の活用を位置づけております。具体的には、行政サービスの効率化や利便性向上、地域課題の可視化、働き方の多様化支援などに活用し、限られた人材、資源の中でも持続可能な地域運営を実現していく考えであります。したがって総合計画と総合戦略は矛盾するものではなく、総合計画が示す将来人口の方向性に対し、総合戦略はその実現に向けた具体的な施策を位置づけるものであります。このため総合計画同様、本年度スタートの第3次総合戦略は、これら基本目標と横断的視点を踏まえ、現実には即した施策へと重点化を図っているところであります。あわせて人口の規模だけではなく、医療、福祉、教育、地域コミュニティの維持など、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることにより、結果として選ばれる地域となることを目指してまいります。今後におきましては、総合計画で掲げる将来人口の実現に向け、各種データに基づく検証と見直しを行いながら、人口の減少の抑制と持続可能なまちづくりの実現に着実に取り組んでまいります。

次に、若年層の流出防止についてと新たな定住促進についてであります。当町においては、子育てに関する相談体制の充実、高校生世代までの医療費の無料化、子ども園、小中学校の給食費の無償化、妊娠から出産に係る各種助成制度などのほか、令和7年度から定住促進助成金のメニューに子育て加算を追

加するなどの経済的負担軽減などの施策を実施して子育て支援を充実させ、安心して子育てができるまちとして、子育て世代に対する移住、定住に力を入れております。また、新たな定住促進についてであります。本定例会において政策予算として新たな移住、定住施策を提案しておりますので、ご説明させていただきます。1点目は、移住体験住宅の整備です。これまで道の駅メルヘンの丘めまんべつの横に整備している新規就農者技術習得管理施設をお試し移住住宅として使用していただいたところですが、現在使用されていない公営住宅や教職員住宅を有効活用し、新たなお試し移住用の住宅として整備を計画しています。使用できる住居を増やすことに加え、市街地に整備することでより移住後に近い生活を経験していただき、移住、定住のきっかけとなることを期待して行う施策です。2点目は、スポットワークを活用した関係人口の創出です。包括連携協定を締結しているスポットワーク事業者によるお仕事留学として、都市部などから大空町に訪れていただき、農業を初めとした地域産業で働くことを通じて町への理解や愛着を持っていただき、関係人口の創出、また将来的な移住につなげていくことを期待して実施いたします。3点目は、まちの価値や魅力を言語化する地域ブランディング事業です。昨年度作成した、見ていたい空がある、ひとがいる。北海道大空町。というコピーを使い、今後、大空町ブランドの確立と認知度向上を図り、大空町に移住してみたいと思ってもらえるようプロモーションを実施してまいります。以上、申し上げた施策のほか、先ほど申し上げた第3次総合戦略の基本目標と横断的視点を踏まえた各種施策を効果的に進めていき、人口減少の抑制に努めてまいりたいと考えております。

最後に、空き家の利活用と移住希望者の受入れ体制についての詳細な実績については、後ほど担当課よりお答えいたします。

私からは移住、定住施策のこれまでの成果についてご説明します。当町ではこれまでお試し移住や移住相談をされる方に対して丁寧な相談対応を心がけ、また相談者の要望に沿ったオーダーメイドのまちづくりツアーや、大空町に定住をサポートする会と連携した交流会などを通じて、大空町の魅力をより身近に感じていただき、最終的な移住先として大空町を選択していただけるよう進めてきたところ、令和3年から令和7年の5年間で168名の方の移住につなげることができました。これは決して少なくない数字と捉えており、これまでの移住、定住施策が実を結んだものと評価しております。移住、定住に係る各種助成金や空き家バンク、お試し移住などの取組に加え、先ほど説明した新たな移住、定住施策を総合的に実施し、大空町の持続的発展のため、より多くの方に大空町に移住、定住をしていただけるよう事業を進めてまいります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 佐藤まちづくり推進室参事。

◇まちづくり推進室参事 私からは上地議員の3番目のご質問にございました空き家利活用と移住希望者の受入れ体制につきまして、令和7年度の実績をご説明いたします。

まず、令和7年度の空き家利活用の実績ですが、本町では町内の空き家の円滑な流通のため空き家バンクを運営しているところ、令和7年度に新たに登録された物件は26件ございました。また、空き家バンクに登録された物件からマッチングに至った件数は21件ございました。また、定住促進助成の一つとして空き家を売買、改修などされる方に対し、空き家利活用助成金の交付事業を行っておりますが、この空き家利活用助成金につきましては、利活用を促進するため空き家を買収した方に18歳未満の子どもがいる場合、子育て加算として子ども1人につき10万円の加算や、空き家を買収して住替えしてから1年以内に改修した場合の補助上限額を30万円から100万円増額などの見直しを令和7年度に行ったところ、件数が昨年度から6件増の31件、金額が昨年度から636万5,000円増の1,023万5,000円と多くのご利用をいただいたところです。引き続き空き家バンクに登録いただいていない空き家の所有者の方に対しての登録の呼びかけや、空き家を含む町内の住まいに関わる相談会を実施するなどして、町内の空き家の円滑な流通に向け進めてまいります。

次に、移住希望者の受入れ体制ですが、現在移住体験を希望する方のお試し移住住宅としては、道の駅メルヘンの丘めまんべつ横にあります新規就農者技術習得管理施設の5棟を活用しておりますが、令和7年度お試し移住として来られた方は39名、延べ日数で411日のご利用をいただきました。また、令和7年度は町外の方から76件の移住相談をいただき、結果として18世帯29名の方に移住をしていただきました。

以上、空き家の利活用及び移住希望者の受入れ体制に係る実績のご説明とさせていただきます。

◇議 長 8番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長から今後の総合戦略の進め方とか人口動態、社人研のことも触れてご説明をいただきましたが、町政執行方針にもあったように管内18市町村の中で、増減率でいえばマイナス8.7%で5年間の間で592名の方がいなくなって衝撃的な数字がありました。ですけど明るいこととしては、実際に168名ほどの方が直近移住されていると、5年間の間で、それは明るいニュースだなと思っております。ですが、やはり人口が減るということは、国勢調査をもとに地方交付税、普通交付税ではございますが算定をされる。それによって、やはり財源が大変になってくるということもありますし、また、ただ人口が減るわけじゃなくて、言われるように少子高齢化という大きな課題もございます。労働人口が減れば、同じく働く人が減れば間違いなく税収も減るということでございますし、その中で、人口が減る中で、今話題となっているのが、賢い縮小、スマートシュリンクという言葉で、全国の知事会でもそのようなこと出ておりましたが、前段の議員の方の質問でありましたように機能を集約していく施設とか、そして公共施設の統廃合とかもちろんそういった課題も出てくるのではないかと。また、足りない人材についてはDXとかAIとかそういうことも触れていましたが、そういった中で、今回、総合計画人口が令和17年の目標2035年ですけど5,300人と、そ

の中でも最重要課題が、やはり人口減少ということでございますが、聞いた経緯としましては、人口が減っていく中、または松川町政が始まり2期目で初めて定例会、政策予算も計上されています。そのようなことが、どうやって賢く、そして住民の生活の質とか維持向上していくのをどのように行っていくのか、改めてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からのご質問にお答えいたします。

人口減少社会におきまして、いわゆるスマートシュリンクの考え方、すなわち人口規模に応じた持続可能な町の形へとダウンサイジングしていく、転換していくという必要性は私も強く認識し、そのとおりであると考えているところであります。ご指摘のとおり人口減少に伴い税収は減収し、これまでと同様の公共施設の維持やインフラの管理を続けていくことは、将来的に大きな財政負担となってしまうことが懸念されております。このたび本町におきましては、将来を見据え公共施設の統廃合や機能集約、インフラの適正管理を計画的に進めていく必要があると考えているところであります。しかしながら単なる縮小や削減ではなく、重要なのはどの機能を残し、どの機能を集約し町民皆様の生活の質をいかに高めるか、という視点でありますので、今年度策定を進めております第5次大空町行政改革大綱の中で、しっかりと盛り込む考えでもおりましたし、人口減少という現実をある意味前提としながらも、単なる縮小ではなく暮らしの質を維持向上させる、まさに賢い縮小を進めることにより、将来にわたり安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

◇議 長 8番、上地史隆議員。

◇上地議員 しっかりと必要なものを総合戦略の中で課題とか分析評価して、そしてまた実際に事業によってはやめた事業もありますが、これから限りある財源をしっかりと活用しながら取り組んでいただきたいと思います。また、第5次の行政改革大綱にも取り組むということですので、これはしっかりと行っていただければなと思っております。

続いて、若年層の流出についてでございます。町長のほうからでもご説明いただいて、ご丁寧にいただいたんですが、なぜこれを聞いたかといいますと、人口減少の中で若年層が流出するのが1番の課題で、その中でも特に若年女性と言われる、人口戦略会議の消滅可能性自治体の定義は若年女性20歳から39歳までの女性の方が流出することが1番の課題だと。そういった層をいかに町に残っていただく、そして子育て世代のことも説明を受けましたけど、私たちの町、しっかりと子育ての支援をしていると、総合戦略とかも見てもしっかりやられているなど。本当に中学校まで給食費とか助成したりとか、またあとは医療費等も高校生まで助成したり無償化したり、本当に経済的に助けられているんだろうなというふうに思っております。そういった中から、私たち

の町すごく政策も打ってますし、また、子育てに世帯に対して加算等も政策に入れていると、それはすごくいいことだなと思っております。けど、せっかくいい事業を行ってても、やはり内外にしっかりとですね、プロモーションするとはお聞きはしてますが、発信をしていかなければいけないなと。私も移住、定住の番組結構見るんですけど、そしたらやはりマスメディアとか使ってうまく放送してたりとか、また、住みたい田舎とかいう雑誌もあって、その総合部門1位の沼田町さん、今回参考にさせていただいたんですが、インパクトが強かったのは日本最高の応援水準というふうにうたって、20代の子育て世代の方が新築の世帯を建てた場合、最高で該当すればですけど各種いろいろな事業を合わせて最高570万円という大きな見出しをしております。けど、うちの町だって新築の住宅買った場合、150万とか子育ての子どもが増えれば1人10万とかいろいろ行っている。だから、もう少ししっかりとインパクトを与えて内外に発信していく、私はすごく政策取り組んでるなと思って町の誇るところではあると思うんですけど、残念ながらちょっと内外の人にはまだまだ周知ができていないのかなと思っております。また、ブランディング事業にも触れましたけど、ブランディング事業する前、管内の町の知名度にしても18市町村の中、下から2位ということもあったので、ですけど今回若い職員の方がロゴを制作して、見ていたい空があると、人たちがいると、本当にいい言葉だなと。だけどこれをしっかりと発信していかなければいけないという課題もございますので、そのことについて改めてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 若年層の流出ということで、特に若年女性の流出をいかに食い止めるかということが重要であるというお話でございました。

私もそのとおりであろうかと思っておりますけども、そこがなかなか難しいところでもあると考えているところであります。過去2年前ぐらいででしょうか、消滅可能性自治体という言葉が発表されましたけども、大空町は消滅可能性自治体に入っておりまして、うちよりも人口の少ないところが消滅可能性自治体から外れているというところがありました。それは何かというと人口ではなくて、若年女性の比率によってその消滅可能性自治体か否かということが判断されたようでありまして、やはりそういった意味でも若年女性の全体的な大空町の人口に占める割合というものは、やはり高くはないのかなと、そのように考えております。そういった中で、大空町の魅力をいかに広めていくかということは大変重要であると思っておりますし、そこを広めるために、職員一生懸命頑張って取り組んできた成果が168名の移住者の増につながっていると思っておりますし、さらにはその数字には表れない、本来は大空町から離れて行ったかもしれないけども、とどまってくれた方も見えない数字として私はいるんだと、そのように考えております。また、ブランディングのお話もいただきました。大空町では現在、地域ブランディング事業として、認知度の向上に向けた各種プロモーションを展開していくこととしております。その中で、現在、町で運用している移住に係るホームページやSNSオオゾライフについても、

地域ブランディングと連携し、より効果的な情報発信ができるように検討してまいりたいと、そのように考えているところであります。なお、地域ブランディング、町の認知度向上にあたっては行政だけの力ではなし得るものではありません。町内の事業者や団体のほか、町民の方一人一人にブランディングコピー、見ていたい空がある、ひとがいる。北海道大空町。に込められております町の魅力を認識いただき、自信を持って大空町は魅力的な町であると町外の人に広めることができるよう、町内に向けたインナープロモーションを進めていき、町全体で大空町のブランドを高めていけるよう事業を進めてまいりたいとそのように考えているところであります。

◇議 長 8 番、上地史隆議員。

◇上地議員 最後 3 点目の質問をさせていただきたいと思いますが、空き家の利活用について、あと移住の関係でございますが、空き家バンクのほう新たに 26 件で、そしてマッチング 21 件ってすごいなど、実績を聞いた中、すごく取り組まれているなど。また、説明の中でも空いている住宅なども確認して、やはり少しでもいい状態で活用していただく、そのことによって老朽化とかした場合、やはり最終的には壊さなきゃいけないとか、いろいろな課題も出てしまうので、それもしっかり取り組んで、今後も行っていいただければと思っております。そして移住の相談も 76 件ほどだったと思いますが、実績値ですけど、大変相談の体制がいいという言葉をお聞きしております。定住サポートの会でもですね、そのようにもお聞きしてましたが、それは素晴らしいことだと思っております。また、今回政策で移住体験の施設を新たに空いている教員住宅そして公営住宅等を活用するということで、素晴らしいことだと思っております。今までは新規就農の関係のメルヘンのところの 5 棟だったと思うんですけど、そこですねなかなか利用はしてくれるんですけど、そこで移住の件数、年度によっては少ないときもあるので、やはりもう少し選択肢が増えるのは、やはりメリットがあるのかなと思っております。ですけどその一方で、素晴らしい取組だとは思ってはいるんですけど、それこそ実際に有名なところだと、十勝の清水町、丸ごとホテルってうたってるぐらいすごく移住政策、体験に対して力を入れて取り組んでおります。良品計画と連携をしながら、本当に素晴らしい施設をつくって、だからといっても地元の企業もしっかり使っているとか配慮もしながら、本当に素晴らしいなと思っております。そして、またそれだけではなくて建物だけではなく、生活スタイル、体験、そういうものも、しっかり、エアビーアンドビーだったと思いますが、そこと連携しながら新たな生活など、本当に人に興味を湧くようなことをうたっております。そのような取組も、やはり行政だけではなく民間ともブランド力も生かしてしっかり取り組んでいって、ノウハウとかも使いながら行っていくべきだと、そのように思っております。また、最近話題となっているのは二地域居住、という言葉が最近出るようになってきました。国土交通省の資料を参考にさせていただいたんですけど、二地域居住の生活の促進について、実際に北海道とかも二地域居住促進計画っていうものを立てててんですが、有名なところで厚真町というところを今回参考にしてもらっ

たんですが面白い取組をしてました。ふるさと町民制度と言って、どういうものかと言いますと、定期的に来町される、継続的に来町し行事やイベントとか地域の活動に参加してもらい、社会貢献をしてもらおうと、そして、またそれだけではなく交流アプリに入ってもらおうと、そして特典はどういうものがあるかと言いますと、住民と同じように公共施設を利用したりできますし、そしてまた、ごみの排出とかあとは移住の体験の住宅とか利用する場合に割引なども受けられるということでございます。そしてまた面白いのが、先ほど言ったように民間のノウハウという視点ではありますが、特定居住促進支援法人というものも指定をしております。都市部とですね地方を結ぶそういった取組をする企業に対して指定をしております。申請をしていただいでですね。そういったものも必要ではないかと、二地域のメリットとしては、やはり関係人口を生むこともありますし、都市部から地方へ人の流れをつくるということもあります。新たなビジネスとか、雇用の創出、そして消費等の需要の創出など、いろいろ得るものがあると思います。これから主になってくるのではないかと考えておりますが、このような取組等ですね、検討していく考えはないのか、改めてお聞かせをいただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず空き家バンク等については、登録後すぐ購入をいただいて、順調に登録してすぐ売却ということが進んでいて、逆に登録物件が足りていないような状況になっております。空き家を購入いただいて住んでいただくということは大変ありがたいところなんですけども、これは建築費が高騰したということもあって、今後、この空き住宅を活用して自分なりにリフォームをして住まれるという需要というのは、今後も増えてくるんだろうと、私はそう思っておりますので、そういった中でしっかり空き家登録いただける物件をリサーチするなど、そういった意味での空き家バンク制度というものをさらに充実させていきたいと考えているところであります。

また十勝清水町では、あそこ丸ごとホテルというか民泊をやっておられる地域でございます。なかなか当町の中で民泊と言っても難しい部分ではありますけども、そういった先進自治体、そういったものもいろいろと参考にしながら、大空町としてはどんなことができるのかということは考えていかなければならないのかなと考えております。

また、二地域居住のお話もいただきました。二地域居住につきましては主たる生活拠点とは別に特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方でありまして、個人のメリットとしては、新しい体験やコミュニティ参加による多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、自治体側のメリットとしましては、都市部から地方部への人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や、消費等の需要創出、関係人口の創出、拡大を図ることができるなど、個人、自治体双方にとってメリットがあるものとして、現在、国や北海道においても推進されているものと承知しているところでございます。この二地域居住を推進するためには、実際に二地域居住を希望する方が町に、やはり一時滞在するための住居が必要となりますが、現在の町内では気軽に一定期間居住

いただける住宅が少ないことが課題でありました。そのため、先ほど述べさせていただきました移住体験住宅が整備された場合には、そのような方を積極的に受け入れることが可能となりますので、二地域居住の推進につきましては、今後の課題として先進自治体などを参考にしながら、また先ほどのふるさと町民制度、そういったものも検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 8 番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長、これから検討していただくということでありましたし、また新たに政策としてそういった住宅も整備していくということでもあります。今後、いろいろな課題も出てくると思いますが、しっかりと課題を分析して、そして今回、女満別地区だけなので、将来的にはやはり先ほど高校の話もありましたが、実際に高校、道外から来られてる方もいますし、町外から遠くから来られてる方もいますので、保護者の方と話す中でも拠点みたいな欲しいなという意見も聞くことがあります。そういった点からも、やはり将来的には高校もありますし、魅力化の一つとして東藻琴のほうも検討していただければというふうに思っております。また、今後進めるにあたって、先進地とかもありますので、そういったところを視察しながら町独自のものをつくっていただきたいと思えますし、また今回、特定居住の促進計画のことも触れましたので、ぜひそういったものも策定とかですね検討していただければ思っております。今後大事な生活スタイルになっていくと思えますし、いろいろなニーズに応えていかなければいけない時代に入っていると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。今回、提案させていただいております移住体験施設につきましては、いずれも女満別地区を予定しておりますが、今後の利用者や移住相談者のニーズを踏まえながら、必要に応じて女満別地区及び東藻琴地区への整備も検討してまいりたいと、そのように考えているところであります。

人口減少対策につきましては、先ほど申し上げました総合戦略の3つの基本目標に基づいた施策を着実に進めていくことが、まずは必要ではないかと考えているところであります。その上で、今回提案させていただいております施策を含む移住、定住施策を効果的に展開していき、より多くの方に大空町に興味を持って訪れてもらい、そして最終的に移住、定住をしてもらえるよう今後も取り組んでまいります。町独自の施策というものは現在は持ち合わせておりませんが、国の施策や他市町村の事例など幅広い情報収集を行い、取り入れるべきものは取り入れ、また現行施策についても随時、検証と見直しを行い、人口減少の抑制等持続可能なまちづくりの実現に向けて着実に取り組んでまいります。あわせて議員の中でも、斬新で先駆的な施策等がございま

たら、ぜひご指導いただければ幸いです。
どうもありがとうございました。

- ◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。
ここで10分間の休憩といたします。再開はブザーをもってお知らせいたします。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時15分)

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 一般質問

- ◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。
次に5番、森賀祐司議員の一般質問を許します。

- ◇森賀議員 令和8年第2回定例会通告にしたがい質問させていただきます。
本年4月の町長選挙により松川町長が再選をされました。本定例会において、2期目初めての町政執行方針が示されましたので、以下の2点について町長の考えを伺います。

1点目、企業誘致の在り方の中で企業振興促進補助金の助成基準の見直しを行うとありましたが、補助金も大切なんですけれども、もっと積極的にこちら側から企業にアプローチして誘致につなげるべきだと思いますが、町長の考えを伺います。

2点目、ゼロカーボン事業についてです。再生可能エネルギーゾーニングマップが示されましたが、基幹産業が農業である大空町では、太陽光発電の効率のよい場所は優良農地であることから、ほとんどが保全エリアとなっております。ゼロカーボン達成のためにどのように進めていくつもりなのか、町長のお考えを伺います。

以上2点についてよろしくお願いいたします。

- ◇議 長 松川町長。

- ◇町 長 森賀議員の一般質問についてご答弁申し上げます。

まず企業誘致について、積極的にアプローチすべきではということでございます。議員ご指摘のとおり企業誘致につきましては、単に制度を整備し待つ姿勢だけではなく、町として主体的かつ積極的に働きかけていくことが重要であると認識しています。今回の企業振興促進補助金の要件見直しにつきましては、時代の変化や企業ニーズに対応し、より活用しやすい制度へと改善するものであります。様々な可能性について事業者と積極的に意見交換などを行い、地域の活力につながる事業展開につなげてまいりたいと、そのように思っております。近年、情報通信技術の進展や時間や場所にとらわれない柔軟な

働き方が可能となっており、テレワークなど本社と距離のある地方で就業する傾向もあります。官民連携手法の導入を視野に入れながら民間事業者のノウハウやネットワークを活用した誘致活動を推進するとともに、本町の強みである交通アクセスや自然環境、さらには空港と近接する立地特性など最大限に生かし、各部署が連携しながら、各施策とあわせて協議、検討してまいります。また、企業の進出を持続的なものとするためには、人材の確保と定着が不可欠であることから、外国人労働者を含め誰もが安心して暮らし、働くことができる地域づくりを進めてまいります。具体的には、生活支援や多文化共生の環境整備、地域との共生に向けた取組を進め、企業にとっても選ばれる地域となるよう努めてまいります。今後におきましては制度の見直し、官民連携、立地を生かした誘致活動、受入れ環境の整備を一体的に進めることで、時代の変化に柔軟に対応しながら、本町への企業立地の実現と地域経済の活性化につなげてまいります。

最後に、ゼロカーボン達成のための考えであります。これも議員ご指摘のとおり、本町におきましては基幹産業が農業であり、日照条件や地形等の観点から太陽光発電に適した土地の多くが、結果として優良農地と重なっている現状にあります。このためゾーニングにおいては、食料生産基盤である農地の保全を最優先とし、相当部分を保全エリアとして位置づけたところであります。一方でゼロカーボンの達成は重要な政策課題であり、本町としてもその推進に取り組む必要があると認識しております。その考え方でございますが、単に発電量の最大化を追求するのではなく、地域の基幹産業や生活環境との調和を図りながら、持続可能な形で導入を進めていくことが必要であると考えております。具体的には既存施設の屋根であったり、遊休地の活用、農業との両立が可能な手法の検討、さらには省エネルギーの推進など、複合的な手段を組み合わせることにより、ゼロカーボンの実現を目指してまいります。また、ゾーニングにつきましても、今後の技術動向や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、本町の持続的な発展を支える農業と、地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの導入を両立させる観点から、慎重かつ着実に取り組んでまいります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5 番、森賀祐司委員。

◇森賀議員 町長からの答弁で、各企業と、また意見交換などを進めながら、これからも企業誘致について考えていきたいということだったので少し安心しております。やはりこちらから積極的にアプローチしていかなければ、企業誘致はなかなか難しいと考えます。例えばですが、データセンターなどを誘致することはできないでしょうか。データセンターに関しましては、冷房冷却や騒音の問題等があり、都市部では課題が多いようです。もちろん過疎地域、農村部でも、通信インフラの整備や、電力供給の問題を解決しなければなりません。北見市にデータセンターを開設した企業もございますし、A I の発展に伴い A I に不可欠なデータセンターの需要もまだまだ伸びていくも

のと思います。いずれにしても企業誘致に関しましては、大空町の制度や立地のよさなどPRし、誘致にかける本気度を繰り返し示していくことが大切であると思います。

これについて町長の意見をお願いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず企業への積極的にアプローチでございますけども、業種をある程度絞った中でアプローチをしていくということが必要であると思いますので、そういった観点から今後も必要に応じて、または各種、様々な情報等を得た中で、しっかり取り組んでまいりたいと思いますし、あわせてやはり、これまで過去数度、同じような質問でお答えしておりますように、今、うちに進出していただいている企業をしっかりサポートできるように、そういったところも行ってみようと考えているところであります。

次にデータセンターをというお話をいただきました。ご指摘のとおりデータセンターを初めとした成長分野の企業に対し、町から積極的にアプローチしていくことは、重要であるのではないかと認識しているところであります。私もデータセンターという言葉はよく耳にして、隣の市でもデータセンターができたということでございますが、実際にデータが蓄積されるような、そういったものが整備されるけども、そこにどれだけの職員が必要なのか、どれぐらい雇用増として生まれるかということは正直分かってございません。そういった中でありますけども、昨年度、経済産業省が進めるデータセンター集積に関する取組におきまして、北海道が道内自治体を対象に公募が行われ、本町については、それに対し応募したところであります。応募に当たっては、町有地の状況や送電インフラ、通信環境などについて、整理したものを報告したところでありますけども、北海道側から求められた、そのデータセンター設置の面積要件であったり、電力需要量などの条件が非常に高いというか、厳しくて、結果として選定には至りませんでした。一方で、今回の応募を通じまして、本町のポテンシャルや課題といったものが明確になったものと捉えているところであります。今後こうした経験を生かしながら関係機関と連携し、条件整備や情報収集に努めるとともに、機会をとらえまして、積極的に提案要望を行うなど、引き続き企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

◇議 長 5番、森賀祐司委員。

◇森賀議員 大変ありがとうございます。私も議員として、もしそのような発言できるような機会がありましたら、頑張って発信アピールを続けていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

続きまして2点目、ゼロカーボンに向けてであります。ゼロカーボンに向けて、どのように行っていくかということでは、いかに実効性を高めていけるかということが大切だと考えております。自分は農家ですので農業関連の話が多くなってしまいましたが、農林水産省がゼロカーボンに向けて新たな取組と

して、化学農薬使用料 50%低減、化学肥料使用料 30%低減、有機農業への取組面積の割合を 25%にする、拡大するなどという目標を示しております。なかなか高いハードルだと考えております。どの業界でもそうでしょうが、今までの在り方を変えるのは大変難しいことと思います。町、企業、個人が意識を変えて、少しずつゼロカーボンに向けて行動していくことが大事だと思います。そのためには正確で新しい情報を常に収集していただいて町民に発信していただきたいと思います。

これについて意見をお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 森賀議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、やはりこの地球温暖化対策実行計画、そして本町が宣言いたしましたゼロカーボン、これを着実に推進していくためには、行政だけではできることではなくて、ご家庭であったり、農業者であったり、事業所、そういった各分野がそれぞれの役割を果たしながら、町全体で取り組んでいかなければ達成できないと、私はそのように思っております。まず、その中で行政といたしましては、計画の進行管理を適切に行うとともに、各分野の取組を後押しするための制度設計や支援策の構築、さらには国や北海道の施策と連携を図りながら、全体の推進役としての役割を果たしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、各家庭におかれましては省エネルギー機器の導入や、節電行動の定着など、日常生活における行動変容が重要でありますことから、普及啓発や補助制度の活用によりまして、無理なく取り組める環境づくりというものも検討してまいりたいと考えております。農業分野につきましては、農薬や化学肥料の低減、適正施肥、農業機械の導入など、環境負荷低減と生産性向上、両立する取組について、JA等関係者、関係機関と連携しながら、進めてまいりたいとそのように考えております。また、事業所におきましては、省エネルギー設備への更新や、再生可能エネルギーの適切な導入を促進するとともに、地域との共生を前提とした事業活動が行われるよう、情報提供や対話の場の確保に努めてまいりたいとそのように考えております。今後の進め方といたしましては、これら各分野の取組を個別に進めるのではなく、相互に連携させながら段階的に実証、検証を行い、その成果を踏まえて施策の拡充につなげていく考えでございます。あわせて取組の進捗や成果については適切に見える化し、町民、事業者と共有することでさらなる行動の促進につなげ、計画目標の達成に向けて地域一丸となって取り組んでまいりたいと、そのように考えているところであります。

◇議 長 5 番、森賀祐司委員。

◇森賀議員 ぜひとも町民が納得して行動できるよう取り進めていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ゼロカーボン実現のためには、やはり町民皆様のご理解とご協力がなければ、実現、達成することはできないと考えておりますので、引き続き町民皆様のご理解を得られるよう取り組んでまいりたいと思います。
ありがとうございました。

◇議 長 これにて森賀祐司議員の一般質問を終了します。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午後 2時31分)

(再開 午後 2時32分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 一般質問

◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。
次に7番、岩原繁議員の一般質問を許します。

◇岩原議員 令和8年第2回大空町議会定例会通告に基づきまして質問させていただきます。

まず、松川町長2期目スタート、ありました。私も2期目ということで、今後4年間ですね、しっかりまた、まちづくりのために一緒にともに頑張りたいと思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

さて、今回の質問でございますが、北海道新聞での情報がもとだったんですが、地域医療の現状についてということで連載特集が組まれました。これ現状の部分も含めてなんですが、医療と介護は一体となり取り組むといった部分について、現在どこでも悩んでおります医師不足や看護師不足、あるいは病院の経営の厳しさ、地域医療を取り巻く環境が報じられました。本町は、令和6年から17年にかけての医療計画に基づきまして進められておりますけれども、高齢化が進行する中、町民が安心して暮らし続けるためには、身近な医療体制の維持、確保が極めて重要であると考えております。そこで本町の地域医療の現状と今後の対策について、質疑についてお伺いいたします。一部、同僚議員からの質問も重複するかと思いますけれども、その点ご了承いただきたいと思います。

まず1番目です。本町の地域医療の現状認識ということでございます。現在、本町における医師、看護師、あるいは介護の従事者含めた医療介護従事者の確保状況について、どのように把握をなさっているかをお伺いさせていただきます。また、それに伴いまして、今後10年程度を見据えた場合の課題をどのように捉えているかをあわせてお願いいたします。

2番目です。医療人材確保対策についてでございます。地域医療を維持する

ためには、医師のみならず看護師や介護職員、あるいは例えば薬剤師とか医療従事者の部分でそれぞれの職種があると思います。その部分についての確保は当然必要となり最重要であると思います。人材確保対策の現状と今後の取組についても伺いをいたします。将来的な地域定着を目的とした奨学金制度だとか、修学金資金の貸付け、援助制度、以前、私もこれについてはお聞きをしておりますけども、改めて創設について検討するお考えはないかをお伺いしたいと思います。

3番目、若者の地元定着に向けた取組ということでございます。大空町の近隣には、オホーツク圏域中には、東京農業大学のオホーツクキャンパスがあり、日赤の北見看護大学あるいは北見工業大学、それぞれの教育機関がございまして、特に医療、介護、福祉分野におきまして、専門的なことについて大学やあるいは大空高校、近隣高校との連携による地域の人材育成についてどのようなお考えをお持ちなのかを、お聞きしたいと思います。

それから最後です。近年、在宅医療、訪問医療体制ということで、非常に病院での治療を受けることだけでなく、住み慣れた地域で療養を継続できる体制づくりが求められております。本町における在宅医療や訪問看護体制の現状と課題についてということで、細かく4点でございまして、1回目のご質問させていただきます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員からの一般質問、持続可能な地域医療体制の確保につきましてご答弁申し上げます。

1点目、本町における医師、看護師等の医療従事者の確保状況につきましてです。町内には、医療法人社団双心会が設置、運営している女満別中央病院及び町が設置し、医療法人社団双心会が指定管理者となり運営いただいております大空町東藻琴診療所の2か所の医療機関があります。医師、看護師等の医療従事者は、各医療機関において医療法に基づき配置する必要がありますが、特に女満別中央病院の入院病棟を維持する上で、各病棟に必要とされる看護師の人数が基準を下回らないよう、常に求人をしている状況であると承知しています。また、病院運営に対する町民のご意見を伺うために開催しています地域医療懇談会では、看護師不足への心配の声もいただいております。ハローワークやホームページの求人募集だけではなく、若い年代に届けるためSNS等を活用しなければならない時代であるとのご意見もありました。そのような中であって、令和8年度においては看護師を3名採用されたほか、町が株式会社タイミーと連携して実施いただいている隙間バイトを活用され、日中の看護師または介護職員として3時間程度就業いただいております。常勤看護師等の負担を軽減できているとの報告を受けています。詳細の状況につきましては、後ほど担当課長から説明させます。また、今後10年程度を見据えた場合の課題につきましては、看護師を目指す学生確保が困難となり、看護師養成学校が減少している現状や都市部への人材集中などから、医療従事者確保がますます難しくなるだけではなく、特にコロナ流行期以降の患者数の減少により、病

院の経営状況を改善するためには病床を再編するなどにより効率的な運営体制とする必要があると考えております。

2点目でございます。医療人材確保対策につきまして、本町においては医療、介護人材確保事業補助金の交付により、医療機関が医療従事者を採用する際に必要な経費を3年間で100万円補助しています。事業の開始当初は町内病院、介護施設等に就業した従事者に直接補助する形でしたが、事業者側からの申出により令和4年度から事業者が負担している人材確保の経費に補助する形に見直しを行いました。このほか医療環境等充実事業補助金における各事業区分のうち、人材確保に関する区分では、昨今の人材確保が困難な状況から令和7年度以降500万円増額し2,500万円を補助しています。

次に、奨学金や修学資金貸付、援助の検討についての現段階の考えであります。さきに述べた医療環境等充実事業補助金につきましても、人材確保は病院を維持するために欠かせないと判断して増額していますが、町の予算を青天井に増額できないという状況もありますので、奨学金、奨学資金貸付、援助を実施する場合はかかる事業費を差し引く考えであれば、実施できないことはありません。ただし、町が一方的に進めるだけでは効果的な対策となりません。病院はすでに独自の奨学金貸付制度をお持ちであり、また北海道に同様の制度もありますので調整するのはもちろんですが、現段階では町に対して奨学金、修学資金貸付、援助を求められておりませんので、法人と協議して実施しなければならないものと考えております。

3点目、若者の定着に向けた取組につきまして、管内の看護師を養成する日本赤十字看護大学との連携であります。新卒の若い人材に医療従事者として大空町に就職していただきたい、大空町の病院の魅力をPRしたいという思いはありますので、学校を訪問し町としてのPRや病院職員と同行してPRすることは可能と思われますが、現実としては道内の各赤十字病院か、もしくは大規模な病院への就職が多い状況でございます。連携とは別の観点でございますが、看護師に関しましては、新人期間は様々な領域で経験を積み幅広く知識と技術を身につける必要があると考えますと、大規模な医療機関で看護師としてのキャリアをスタートすることが、看護師という職業においてはある意味望ましいという実態もあります。役場内部でも同じ医療職である保健師から話を伺いましたが、新人期間を経て経験を積んだ後に出身地へ戻りたいと思う方が多いということでもあります。その際に、魅力ある町であり町内医療機関が魅力ある職場環境であることが勤務先として選択していただき、長く勤務していただけることにつながるものと考えております。

最後に、在宅医療、訪問医療体制についてでございます。女満別中央病院においては、入院病棟があるため医師が不在となることはできませんので、訪問診療は行っていません。東藻琴診療所は、在宅療養支援療養所として在宅診療往診を行っています。また、大空町は美幌地域訪問看護ステーションによる訪問エリアとなっておりますので、両医療機関とも訪問看護ステーションと連携して診療を行っています。診療件数などの実績につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。また、在宅医療における課題につきましては、今以上にニーズが増えていくことが想定されているところでありますが、医師確保の問題もありますので、医療DXの活用により医師の負担を軽減するな

ど、診療環境を整えるための支援についても継続しなければならないと考えているところであります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 私からは岩原議員からいただきました1点目のご質問につきまして、医療従事者の確保状況に関してご説明をいたします。

女満別中央病院において、令和8年6月1日現在の医師の人数につきましては、常勤1人、非常勤6人が勤務しており、看護師については常勤10人、非常勤11人、准看護師は常勤6人、非常勤6人が勤務しています。看護職員は合計すると31人でございます。医療法による基準や診療報酬算定上の基準がございまして、急性期の患者が入院する一般病棟では、患者10人に対して看護師1人以上を配置しています。慢性期の患者が入院する療養病棟では、患者25人に看護師1人以上を配置しています。24時間体制、3交代制で配置をしていますが、夜勤を担う看護師を確保することが難しいため、夜勤職員に関しては常に求人をしている状況です。夜勤の時間帯である22時から5時まで勤務する看護師については、ガイドラインや診療報酬算定の基準により月平均で72時間以下、専従者については144時間以下に制限をされていますので、特定職員に夜勤が偏ることはできない仕組みとなっています。

今年度の採用の状況について申し上げます。令和8年4月に一般病棟で常勤看護師1人、5月に療養病棟でパート看護師1人、6月に夜勤専従看護師を1人採用されています。また、株式会社タイミーの短期アルバイト募集を活用し、一般病棟で毎日3時間から4時間のパート1人を確保しており、短時間ではあるものの看護師の負担軽減となり、大変効果的に活用されていると報告を受けております。外来につきましては、医療法の基準では患者30人に対して看護師1人という基準であり、現状において診療に必要な看護師を確保できており募集はしていない状況であります。

続きまして、介護施設につきましてでございます。女満別ドリーム苑における特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービス、訪問介護を合わせた介護、看護職員につきましては、令和7年3月31日現在で合計54人の職員がいっぱいます。東藻琴福寿苑における前述したサービス合計で、令和6年4月1日時点ではありますが44人となっております。

続きまして4点目のご質問にありました訪問診療、訪問看護の状況についてご説明申し上げます。東藻琴診療所の訪問診療につきましては、実績といたしまして令和7年度実人数2人、延べ人数で25人となっております。

次に、美幌訪問看護ステーションとの連携による訪問実績についてです。令和6年度は実利用者12人であり、医療保険のご利用で延べ600回のご利用となっております。

現況や実績のご説明は以上となります。

◇議 長 7番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、ありがとうございます。細かく数字も上げていただきましてありがとうございます。

私も病院のほうにもちょっとお電話で現状について等々、ドリーム苑もそうなんですけどもお話を伺いました。本当に先ほどタイミーを利用してるというのがありましてね、本当こういった分野でも利用されて、パートですね、おられたという、ちょっと浸透してるなど。ただ、お値段が高いなどおっしゃってましたが、そこら辺は契約等々の部分があると思うんですけどもね。でも、これが身近に活用されて細かに配置されれば、非常にそれはありがたいなという部分で、今まで狭い範囲の募集の枠が結果的には多様な部分で、SNSなど使いながらも、そういった人材を確保できてきてるので、本当にちょっと安心するところがあります。ただ、いろんな中でドリーム苑については、ミャンマーから来られた方6人、3人、3人で来て、何か日本語検定も2級ですか、なんか合格した方がいらっちゃって、今度そうすると介護福祉士の資格を取れば何か永住権だとかもらえると、この6人がやっぱり、ほかのところに盗られるっていうのはあれですけども、移動かけないで大空町の同じ施設にとどまって勤めてるということは、やはり環境的にも行き渡っているからというような部分だなというふうには思います。私、そういった意味では非常にうまく現代的には、今、町長からもお話あったとおりにそういった部分では充足してるというところえ方をしてるんですが、ただ、これ今、例えば中央病院のほうで、課長のほうからも今、数字的なものをいただきましたけども、実際に一般病棟の入院患者数、あるいはその療養の病床のいわゆる稼働率を見た場合にこれが満杯になってくると、この人数でやはり立ち行かなくなると。ある程度の現状のいく患者数であるから何とか回し切れてると、例えば、回し切れてるんですが、実はそこに夜間に対する利用者数が少ないといった場合もあり得ると、あるいは介護施設においては、そういった向きの、実は来られても例えば半年はいわゆるサポーターに回らなきゃいけないとかですね、そうすると1人足、1人でいたものが1人でなくなる。まだまだ足りない、もっとちょっと大きくならないと。これ両方とも、病院ともですね、介護施設も、やはりその経営の部分からいけば、雇えばいいっていうような部分ではないというふうに思うんですが、ただ、そういった心配も、あるということはお話を伺っておりました。そういった意味で、私はこれから今後10年、その場合課題というものはなかなか残っているので、この本当にそういった、そのものを、媒体を利用して、来るのか来ないのかというよりも全体的な人口が減少している中で、そういった意味ではお互いが取りあいの競争になるのかなと、いうふうに考えて心配してるそこなんですけど、その辺ちょっともう一度、現状を踏まえた上での10年先といいますか、その部分について町長のお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員からのご質問にご答弁させていただきます。

ある意味、私も岩原議員と同じ認識でございます。今後10年後、医療従事

者あるいは介護施設で働く従事者の確保というのは、私は相当厳しくなってくると、そのように考えております。それは当然、子どもの数も減っています。そういった中で、さらにそこから医療職を選択する、あるいは介護職を選択する子どもの数というのは、やはり少なくなってくるんだろうと思いますので、これから医療あるいは介護を今のまま維持していくというのは、私は難しい時期に差しかかっているのではないかと、そのように考えております。そういった中で、私は双心会あるいは両福社会と話す機会があったときに申し上げますのは、これからさらに医療あるいは介護従事者というのは確保できなくなると、特に福祉関係については、今は外国人の方に来ていただいておりますけれども、それすらきつと日本に来てくれなくなる時代が私は来るのだと思っていて、そうなったときに、今の病院、双心会の女満別中央病院であれば、82床あるところ、これから10年後も82床を維持していくことというのは、私はできないと思っています。これは特養の両福社会60床も私は同じであると思っていて、やはりですね、人口あるいは働いてくれる人の数に見合って、先ほどのスマートシュリンクではございませんけれども縮小を考えていかなければならない、そういったことを検討していかなければならない時期に差しかかっているんだと、そのような認識を持っているところであります。

◇議 長 7番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。同じ問題意識の共有ということを確認させていただきました。本当にこれからですね、まして私、個人的なこと言えば今後10年間ということになれば、今の年考えたら10年アップするともう本当に、次の私たちの、私たちの年代の同級生で話し合ったんですが、ちゃんとしたところで、今のところでいけるのかなっていう、そういう心配をみんな酒を飲むと最後なんかそんな話になったりなんかするもんですからね。特に10年後ということがやっぱり心配になるんです。ただ、10年後を心配することで、今からやっておかないと10年後にその人材がどういう形の中で埋まっていくかっていうことを、やはり計算じゃないんですけども考えて施策を打って、その方策を探らなければならぬんじゃないかな、というふうに私は思いました。先ほどの各病院の中でも、医療人材の確保の2番に移らせていただきますけれども、医療の人材確保対策の部分でも、これは本当に100万円の3年間の中で1年超えたら50万、2年目で30万、3年目で90万ということでした。ただ、聞きますとね、今、100万だったのが、150万だという話もありました。聞いたら、本当に年々、人材派遣じゃないですけど、頼むと値段が上がってるんだといった、そして、それが途中で半年以下で、もうちょっと気持ちが変わってどっかに移りたいということになるわけです。とめることもできないので、結局やめた場合に施設側が委託会社にはお金を払いますけれども、あるいは町から1年目の部分の50万、半年以降たつと50万入ってくると思うんですけども、途中でそれまでにやめてしまえば全額施設側や病院が結局負担して払わなきゃいけないというような実態があるということも含めますと、本当にそういったところにずっと将来的にもお願いをして、外国人もそうなんですけども、そういう方々が来ても

らえる、その人材確保の方法が本当に将来の方でいいのか、ということを考えますとやっぱりちょっとそこら辺を次の世代から考えなきゃいけないというふうに思うんですけども、それについては町長どのようにお考えとありますか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 確かに人材確保でこられた外国人の方は比較的長く勤めていただいているんですけども、特に日本人の方が1年でやめられてしまったとかという話はお伺いしています。確かに、そこを使って雇用していても、1年、2年、短期でやめられてしまうというたちごっこというのが繰り返されていくんではないかという懸念は私も思っておりますけども、そのことに関して町としてどう思ってるかと言われても、まずは、そこは法人としてどう考えているのかということが私はまず大事だと思っていて、それを考えて町に対して相談が来るということではないかなと思っておりますので、まずは、私はしっかり法人の話を伺いたいと、そのように思います。

◇議 長 7番、岩原繁議員。

◇岩原議員 おっしゃるとおりです。本当にまずは現場の部分でしっかりと考えていかなければならないと思います。

その中で、私、先ほども同僚議員からもいろんな部分で奨学金制度、修学貸付制度云々という話が出たんですけども、私も前回お聞きして、いろんな部分で、そういった意味では人材確保、東川町で前回は事例でお話しさせていただきましたけれども、いわゆる医療専門学校に行った場合に、年間3年間の中で300万かかるんだったら300万補助しますと、その代わり一定期間、国家試験として学校卒業したときには、地元大空町に来て3年ないし5年間勤めてくださいということをお約束した形の中での部分での奨学金制度とか助成金制度ということはどうだろうかということも、前は提案させていただきました。ただ私、今回いろいろ話、先ほどの同僚議員からのいろんな部分で町長の答弁聞かせていただいた中で、やはりちょっと云々よりも、やっぱりそれはこれから人材確保の計画ということを視点におけば、これは支援、人材育成の支援制度みたいなものが考えられないかなというふうにちょっと思いました。というのはそういった部分で、うちで言っているその貸付云々というよりも医療、介護人材の将来的に向かって、今回から始まって5年後、6年後の先の部分を見据えた上での事業スタートになれば、いわゆるそういった意味ではこれから大空町の医療制度の部分で、そういった人材を確保するんだという大枠の計画を町自体で持つということになってくれば、例えば大空の高校生、大空町の人間が北見、網走に行っても、出身の子どもたちが医療関係とかそういったところに行くときに、そういった育成の支援制度を使って行ってもらう。そうすると卒業したら大空町に戻ってくると。これは先ほど町長が大空高校云々に定まったものではなく、私はそれぞれの大空高校生もちろんそうですけど、うちの大空町出身の子どもたちが高校から次の大学、専

門学校へ行く、その提案ができた場合に、こういった部分の支援制度を活用して、将来的には大空町でそういった医療従事者になってもらうということが、3番の若者の地元定着に向けた取組かなというような、そういった部分も考えられるというようなことを実は考えております。そういうことであれば、広く検討できるんじゃないかなと。いわゆる、まずはその中にもいろんな考え方があると思います。進学時の支援ですとか、あるいは先ほども出てました、いろんな部分では入学準備金の問題、月額の就学支援といった第1段階もあるでしょうし、第2段階では地域の定着の支援ということで戻って来れるように、ましてやどっかで医療従事した人間が、先ほども町長おっしゃってましたけども、その方々が大空町で実は医療従事する部分での仕事をしたいという方がいれば、それに対するUターンの就労援助ですとか助成ですとか、税、そういった意味の助成もできる。あるいは、次は本当に住宅の、さっきの移住、定住の問題でもないんですけども勤務を続けられるような、そういった継続支援だとか住宅支援、あるいは子育てに対する支援も、そういうようなもの、いわゆる単なる奨学金云々制度、助成金制度じゃなくて、そういった人材の確保に向けての計画性を持った、いわゆるその支援制度というものはできないのかなというふうにもちょっと考えてるんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ちょっとご質問の内容がちょっと幅広過ぎてですね、ちょっと私、看護の専門学校であつたり大学を行った後、卒業した学生が大空町に来て就職するという観点で申し上げたいと思います。

まず通常、看護の専門学校あるいは大学に行った場合には、紐付きでは、紐付きという言葉が正しいかどうかあれですけども、3年間ないし4年間、大学、専門学校に通ったときに、就職、卒業後どここの病院に入っていていただく、それを条件にお金を3年間の専門学校なら3年、4年の大学なら4年間貸付け、そして就職した場合には、就職して働いた期間に応じて貸していた奨学金を免除するということを行っているところが私は大半であり、多くの学生がそういった制度を活用されているんだと思っています。私の娘も看護師で3年間の専門学校のときに、それを活用させていただきました。私が1番問題に思っているのは、先ほども当初の答弁で申し上げましたように、卒業した学生が看護師の国家資格に合格したからといって、即戦力として医療機関で働けるとは私は思いません。私の娘も病院で3年間ないし4年間、勤務が終わった後に研究という名の勉強をやり、そして毎年レポートを書き、そういったことを3年間、4年間して、やっとある意味一人前の看護師として、先輩等に対してもらわずに仕事をするというふうになっておりました。そういったときに、議員が、うちには一つしかございませんので、双心会にご確認されてるかどうか分かりませんが、そういった補助を仮に出してですね、学生が卒業してすぐ中央病院等に入ったときに、そこに対する教育体制というのが、きちんととれるのかというところに私は課題があるのではないかと考えております。

双心会側のほうがぜひ新卒の学生でもいいから入ってほしいんだということであれば検討は可能で、同じような3年間、4年間働いてくれたら奨学金を免除するという考え方は、ほかの自治体でもやっておりますので、そういった意味では考えられるかもしれませんが、やはりきちんといろいろな診療科を経験しながら、私は成長していくものだと思いますので、そういった意味ではしっかりと、うちでいう法人の意向を確認しながら進めていく必要があるのではないかと、町の思いつき等だけでは、ちょっと進めることができない施策ではないかなと、そのように考えております。

◇議 長 7番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、ありがとうございます。本当に確かにすぐ卒業したからといって現場で1級ですぐ従事できるかということ、なかなかやっぱり普通の技能職であってもまず難しいでしょうし、経験、慣れというものがやっぱり出てくるんでそれも絶対必要だと、時間的には必要なんだということはやはりそれはもう承知いたしました。当然そういうことだろうと思います。いわゆるそこについても、それ入れても時間的なやっぱりものは掛かるんだと、いうことは否めないなと思います。私、やっぱりそういった中の時間帯の部分も含めた中で、今後、そういった国や道の支援制度との連動も必要かなというふうに思いますけども、そういった部分を活用しながら、そういった部分ではなるべく今から、私は気にしているのは、今からやっておかないと10年先の見据えた部分の人材確保は、非常に難しくなる時代に入ってくると。今でもやはり難しいというのに、どうなるんだろうなということなので、ぜひそういった部分では、今後に向けてというか、早急に検討していただければというふうに願っております。事例ではいろんな部分で、道内でもいろんな部分での貸付制度をやっているところの成功した例というのは紹介されております。これは医師、看護師だけではなくて、やはり付随する保健師、薬剤師、理学療法士、作業療養士だとか、いろんな分野でそれを目指す学生を対象としているといったところがほとんどで、プラスそれに歯科衛生士、それから診療放射線技師、そういった部分のあるいは介護でいうと社会福祉士、介護福祉士、保育士を対象としたその福祉就職の職修学支援制度の部分をとっている、そういったところの道内には町村もあります。いずれにしても私はそういった部分で、早めに何らかの形の中で、こういう形をほかの町で徐々に道内でも何かそういった形の中で、制度化されている町村があるというふうに聞いておりますけども、ほかはほか、うちのうちということで、もうそうなんですけども、限られた療養機関の中で、病院の中で、本当に私たちが安心して受けられるような、そういった病院体制あるいはその中では必要な人材確保を何か考えていただきたいというふうに思います。

4番の在宅医療、訪問医療体制につきましても、これは今後、当然その中で人数が多くなってくるということも含めて、そういった部分の今度は医師対策の分も出てくるだろうなというふうに思います。

最後にそういった部分で、私にとっては町長の今後4年間に向けての一つの決意というか、そういった部分も含めて最後にお聞きしたいと思うんです

けども、いわゆる今、これは今日の質問で一連の部分で長々と話をしていますが、一つは人材不足に対するお話であるというふうに理解していただけたと思います。うちの場合は、今まで病院をどうしようとか、介護施設をどうしようかということではなくて、今後の10年間の部分、これからの4年間の部分については、私は施設があれば、建物があれば、何でもこの確保できるというものではないということはもう重々分かっていることだと思います。とにかく人材がいて初めて成り立つというものでありますので、将来にわたって安心して暮らせる大空町を実現するための医療、介護人材の確保、育成ということをして、そういうことについて町長の、最後、決意のほどを伺いたいと思います。

お願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。本当にこれから人口減少社会ですから、当然人材の確保というのは、どこも取り合いで厳しい状況がこれからますます出てくると。それをいかにその人材を確保するかということも必要なんですけども、一方で、やはり大空町の規模に見合った賢い縮め方をするということも他方ではしっかり考えていかなきゃいかなければならないと思っております。当然、医療、福祉の部分はですね、やはりこれは大空町に住み続けるためになくってはならないものでございますので、そういったところをこれから先もしっかり、今の同じ規模で維持するというのはかなわないかもしれませんけども、ただやはり施設機能としてしっかり維持していくということは、絶対これは必要でありますので、そういったところでは、関係する法人としてしっかり連携を密にして、やはり町民の皆さんが安心ができるということは、やはり医療と福祉があるということだと思いますので、しっかりそこは私も大切に1番重要なところと思って頑張っていきたいと、そのように考えております。

◇議 長 7番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい。ありがとうございます。町長の決意を新たにしました。

ちょっと最後に、実はお願いをするのを忘れてまして、先ほど外来入院患者数の利用状況等お話聞いたときに、今、一般病床の入院患者数がいきますと42人といいますか、36人の部分でいってますけども、稼働率がちょっと入院稼働率が15、16前後ということちょっと悪いんですが、療養病床については40床のうちのもう82.5%ぐらいの利用になってるんですね。ということ40人ですから、それ33人から34人、多いときで35人近くの療養の病床があります。というのは、ちょっとお世話になってる方でいきますと、ちょっとあそこに実は3階にエアコンがついてないので、何とかつけられないのかなということをちょっと言われましたので、最後、ちょっとお願いをして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。女満別中央病院の建物は、所有者は町で
ございます。町の建物でございますので、しっかり法人と必要な整備箇所等
を協議しながら必要であれば検討してまいりたいと、そういうふうに考えて
おります。

◇議 長 これにて岩原繁議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩とします。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 3時17分)

(再開 午後 3時27分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7、一般質問

◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。
次に6番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇議 長 令和8年第2回定例会通告にしたがい一般質問いたします。
質問事項につきましては、暮らしを支える専門技術人材確保についてです。
この関係につきましては、前段同僚議員のほうから質問も出ておりますので
重複することがありますので簡潔にいきたいというふうに思っております。
本町においては、医療や介護の分野で大空町医療、介護人材確保事業の補助
金交付要綱を定め人材確保対策が進められていますが、人材確保に関する課
題はなかなか難しく解消されない状況です。医療、介護分野以外においても、
地域社会を支える様々な専門職の人材不足が課題となっていると承知してお
ります。また水道事業や建設業、自動車整備業などに従事する熟練技術者の技
術継承と若手技術者の確保は、地域経済や住民生活の基盤を支えることにつ
ながり、この地で生きる生活課題でもあると思っております。専門技術を有す
る人材が不足すれば、インフラ維持のみならず地域サービスや観光振興にも
影響を及ぼすことが懸念されます。医療、介護人材の確保と同様に、本町の暮
らしや産業を支える専門技術人材の確保も重要な課題であると考えます。地
域の持続可能性を支える人材育成政策として、人口減少が進む本町において、
今後重要性が高まる政策課題ではないかとの観点で、次の項目について伺い
ます。

1点目といたしまして、この関係につきましては医療、福祉人材確保対策の
現状についてということで通告をさせていただいております。3月の第1回
定例会の、私、一般質問において、介護人材の確保は難しく、特別養護老人ホ
ームにおけるショートステイ利用の調整や施設運営の厳しさも見られるとい
うことについて質問をさせていただいております。先ほど同僚議員のほうか
ら、医療関係施設の人材確保については質問と答弁がございましたので、介護

福祉施設の人材確保の現況に絞って、この人材確保に関する補助金の活用状況とその成果について、現状等を把握されているのか、まずお伺いしたいと思います。

2点目といたしまして、水道技術者や建設技術者など生活基盤、生命線、ライフラインを支える地域の専門技術人材確保の現状についてです。地域生活を支える専門技術人材の確保ということで、熟練技術者から次世代を担う若手技術者への技術継承について、町内、産業振興と住民サービスの維持の観点からどのように現状を認識されているのかをお伺いいたします。

3点目といたしまして、暮らしを支える技術、資格取得支援や事業継承支援を含めた地域の専門技術人材確保対策の検討についてです。地域を支える専門技術職の高齢化が進み、技術継承や若手人材の確保が課題となっております。若手人材に選ばれる職場づくりの推進や技術向上や技術継承のための事業所等が行う資格取得、研修等に対する支援制度の検討についてお伺いをいたします。

以上、本町の持続可能な地域づくりの観点から、暮らしを支える地域における専門人材の確保に関する将来展望について、町長の見解をお伺いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの一般質問、暮らしを支える専門技術人材の確保につきましてご答弁申し上げます。

1点目、医療、介護人材確保対策の現状についてです。町では、医療、介護人材確保事業といたしまして、医療機関や介護施設等での人手不足を解消するために、人材の確保、定着に要した経費の一部を補助しています。対象の施設は、医療機関、障害者福祉施設及び介護保険施設などであり、対象となる従事者の職種は医師、看護師及び介護福祉士などとなっています。対象経費は、雇用に必要な経費として町が2分の1補助し、1年目50万円まで、2年目30万円まで、3年目10万円を上限として、採用後の3年間事業者に対して補助を行っています。令和7年度の事業実績、これ福祉に関する事業実績でございますけれども、新規採用者4人、2年目継続者6人が対象となり、3か所の施設に対しまして、合計380万円の補助金を交付しています。このほか人材育成に要する経費として、1か所の施設に対して3名の資格取得のために合計17万1,000円の補助金を交付しています。補助対象となった従事者10名のうち、令和8年3月31日に退職した方は2名いらっしゃいますが、令和6年に採用された3名の外国人特定技能の方につきましては、継続就業いただいていることから一定の成果を上げているものと考えております。

次に水道技術者や建設技術者などの生活基盤、生命線を支える地域の専門技術人材確保の現状認識につきましては、後ほど担当から説明をさせます。

最後に、暮らしを支える技術、資格取得支援や事業承継支援を含めた地域専門技術人材確保対策の検討についてでございます。少子高齢化、人口減少などを背景としまして、福祉や建設業のみならず、商業、教育など様々な分野で人材の確保が課題となっております。特に専門技術職の雇入れにつきましては

容易ではなく、本町役場職員の採用におきましても例外ではありません。専門的な技能を有する技術人材の確保に特化したものではありませんが、地域の雇用を促進する取組として、近隣の自治体や経済団体、建設業協会など協議会を組織し、技能や資格取得に係る講習会の開催などを行っています。さらに、建築、塗装、配管、電気、ＯＡ事務など、多種多様な業種の専門分野における知識や技能を働きながら学び習得する就業訓練に関する業務を運営する団体への支援も行っているところであり、介護職員の初任者研修や介護福祉士の実務研修なども実施しており、人材の育成にも努めているところでもあります。また、大空町無料職業紹介所において紹介した雇用先に就業された方などに対しまして、１年間の就業につき６万円を助成する継続就業助成金を創設し、地域内での就業継続を支援してきたところであり、５年間で２０件、１２０万円と一定の実績を積み重ねております。これは単なる雇用維持にとどまらず、技術の蓄積と継承を促す重要な施策であると考えております。さらに、株式会社ライトライトの取組による地域おこし協力隊制度を活用し、事業承継支援を進めており、後継者不足に悩む事業者と意欲ある人材のマッチングや、円滑な事業引継ぎに向けた支援を行っているところでもあります。ご指摘の点は重要な視点であると認識しておりますが、現時点において直ちに新たな制度として取り組む考えには至っておりません。今後につきましてもこうした既存施策の効果検証を行い、他施策とのバランスを踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。

以上、１回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 大橋建設課参事。

◇建設課参事 私からは２点目の水道技術者や建設技術者など、生活基盤、生命線を支える地域の専門技術人材確保の現状認識についてお答えいたします。

水道技術者や建設技術者の人数や年齢は把握してございませんが、水道技術に関係します大空町で給水工事を実施するため必要となります大空町指定給水装置工事業者については、現在１９社が指定されております。この指定給水装置工事業者は、ご家庭などに設置された水道メーター器以降の給水管や給水用具の新設、改造、修繕、撤去をするために必要となる水道法で定められた指定制度となります。町内の業者は６社あり、町外の業者は網走市３社、美幌町４社、北見市６社となっております。大空町で排水設備工事を実施するために必要となります排水設備指定工事店は、現在１９社が指定されております。この排水設備指定工事店は、公共桝からご家庭などの排水設備の新設、増設、改築をするために必要となる下水道事業条例で定められた指定制度となります。町内業者は７社あり、町外業者は網走市４社、美幌町３社、北見市６社となっております。今後、水道技術者の高齢化などにより専門技術者が不足し、大空町の水道や排水設備工事を実施できない業者が出てくることも考えられますが、現在、大空町指定給水装置工事業者が町内の６社、排水設備指定工事店が７社ございますことから、当面は町内の水道や排水設備の維持管理に大きな影響はないものと考えております。

以上、ご説明とさせていただきます。

◇議 長 6 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。まず1点目の関係につきまして、介護の関係につきましては、補助制度が有効に活用されているというふうに認識をさせていただきました。ただ、前議員の説明のとおり介護人材の確保ということについては、やはり現場のほうでも本当に苦勞してるのではないかなというふうに思っているところでございます。今年度、第1回の定例会の中でも質問させていただきましたが、介護の提供体制ということで、施設の現場との意見交流を十分にさせていただきまして、人材の確保をするために町内の介護施設の現場との意見調整をしていただいて、また、介護現場等の関係についての人材確保策についてということについての現場の意向をどう聞いていくのか、そして施設運営をどうしていくのか、ということが今後必要になるのではないかなというふうに思っているところでございます。この専門人材の確保ということについて、私の前の同僚議員からの一般質問への答弁もありましたが、町長の施設の現場の意向を聞いて対応をしていただければなというふうに思っておるところでございます。この関係については、答弁が多分重複するような形になるかと思えますけれども、現場の意向を尊重した中でいかに人材確保していくのか、当面の人材確保にやはりこの制度というのは有効ではないかなというふうに思っておりますので、この点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 介護人材の確保につきまして、先ほどの議員からのご答弁でも申し上げましたが、当初、町は介護施設に従事したその方に対して、補助金を交付するという形で事業を行っておりましたが、法人等から、事業者からの申出によりまして、募集に係る経費に振替させていただいたところであります。これは、働く方本人に補助を出しても、やはりなかなか定着につながらない。これは介護職という職種の性質もあるのかもしれないんですけども、そういったこともあってですね、なかなか定着化されないことから、それであれば募集に係る経費に、そちらのほうで支援をいただきたいということで支援をさせていただいたところであります。町としてはきちんと法人の意向を踏まえながら、適宜、必要な支援策そういったものを考えてまいりたいと、そのように考えているところであります。

◇議 長 6 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 1点目については終了させていただきます。

2点目の関係でございますが、地域における特に水道技術とか建設技術者等の専門技術者の確保ということの現状について、現況としては、例えば水道の関係でも当面は大丈夫だというご答弁をいただいております。事業の継承ということ含めての関係で3番目と一緒にちょっと聞かせて

いただきたいというふうに思っております。町長の答弁の中でも、私の持つて
る情報の中では網走市とか周辺の自治体で連携をして、網走地域の例えば建
設技能等の地域定着促進運営協議会という民間の組織に北見の職業訓練校等、
道立の高等技術専門校を修了したところで、網走地域一帯、網走市から大空も
含めて建設関連企業に従事した場合については、奨学金制度があるという情
報もありました。こういうことが、民間サイドでもやっているということで、
これについて大空町としてもそういうところに支援をしていっているのでは
ないかなというふうに承知して、先ほどの答弁の中で、そういうのも含まれな
いかなというところで、やはり建設業関係の人材育成については、かなり現場と
しては、例えば大工さんとか、建築士さんとか、そういう方々が本当に確保は
難しくなっているという現場のお話も聞いておりますので、そこら辺との現
場との関係について十分協議をしていただければなというのが一つと、
もう一つ自動車整備の関係で、うちの場合は農業機械も含めて自動車整備の
関係で、整備士の方々の確保ということについても、かなり課題が出てきてい
ると、熟練の整備士の方々が退職した後の次の整備士の方がなかなか確保が
これから難しくなっているということで、そういう面で資格を持つてる方を採
用するための職場環境の充実とか、そういう面からも現場の声を聞きながら
対応策を考えていく必要があるのではないかな、と。町内の自動車整備関係で
車検の指定工場になるためには、整備士さんの人数の関係もあるというふう
に承知しております。そういうことも含めて、専門人材の確保について、やは
り何らかの対策を今後打っていかないと、地元の事業継承とか、それから地元
の業者の方々の意向を聞いた中で、そういうことも検討していく必要が出て
くるのではないかなというふうに私のほうはちょっと思っておりますので、
そこら辺のことを、町長のほうとしてはどのように認識されているのか、ちょ
っと2回目でお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 水道技術者や建設技術者、さらには自動車の整備士というお話が
ございました。そういった方々も当然、人材というのが足りてきてないんだ
ろうなというところは何となく感じてはおりますけども、直接、特に自動車
整備のほうはお話を聞いたわけではございませんが、今の段階においては、
まずは、やはり個々の会社の努力にすぎないかなと、そのように考え
ているところであります。今後、それらをどうしてもやはり事業として継続
させていく、そういった必要があるということであれば、そういった今、なか
なか整備士だったり、建築技術者が集まらないといったところで大空町の令
和7年度からスタートした事業承継等のところの活用に対して手上げをされ
ているかどうかというところも分かりませんが、そういったところもぜひご
紹介いただき、町としてこういう制度もあるからちょっと活用してみないか
と。ほかの市町村では、バスの運転手だとかを、そういった事業継承ではない
んですけども、地域おこし協力隊制度だとか、そういったものを活用しなが
ら行っておりますので、ぜひそういったもののご活用も検討いただくように、
お話しいただければなと思いますし、町にご相談あった場合には、ぜひそう

いったことをご紹介させていただきたいと、そういうふうに考えております。

◇議 長 6 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 今回、高度専門技術ということで特に質問させていただいたのは、地域を支えるっていう特にライフラインの関係について、地域の生活を支える専門の技術職員の確保というのが、やはり重要ではないかということの観点から質問させていただいたというのが要点でございます。その中に、雇用支援の定住対策の中で、継続就業助成金ということで1年間の就業について6万円ずつの助成というのを5回までという、この制度があるというのが、現況としてはうちの町だけの継続支援であると。こういうのを活用を紹介しながら、この地域の生活を支える専門技術というそれに絞った中での技術継承なりの助成制度なり研修制度などを検討してはどうかなっていうふうに、現況の業者の方々の状況なんかを聞いた中では、やはりライフラインを支えるところの専門職が必要だなと、ということの観点から質問をさせていただいているところでございます。そういう面で、当面はこの専門技術者の確保ということは、それぞれ地元業者の方々の努力によって対応していただくということになるかと思えますけれども、そういう制度のことをPRをさらに充実させていただいて、なおかつライフラインの関係の技術者の確保というのは、将来的にはやはり重要な課題になるという認識でおりますので、その点についての制度設計等、将来的に検討をしていただければということで質問させていただきました。

以上、最後の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 先ほどの議員の質問で、医療と福祉はやはり安心して大空町で暮らしていくためになくってはならない、そういった機関だというお話をさせていただきました。一方で、議員のおっしゃられるように生活をしていく上でのインフラを守っていただく建設事業者であったり、整備事業者、そういったところも町になくってはならないと私は考えております。今の段階ではまだ、急になくなってしまうという状況にはありませんけども、やはりそういったこともトータルで町民の皆さんが安心して暮らせることにつながっていくということになりますので、そういったところにつきましても、しっかりこちらについては建設業協会の皆様とも意見交換をさせていただきながら、先を見据えた中での検討というものもしていきたいと、そのように考えております。

ちょっと余談となりますけども、私の高校の同級生が高校を卒業して大空町内の建設業者に就職いたしました。特段、当然高校卒業してですので何も資格を持っていなかったんですけども、大空町内の企業に入って2年間、土木施工の学校に、それは会社の経費で通わせていただいて、そこを卒業後、今も町内の建設事業者の中で土木の現場責任者として務められています。私が卒業してからですのでもう38年以上前ですけども、町内の企業ではそういっ

た、もうすでに先を見据えて技術者を確保するというところ、これその1社だけではなくてほかも行っていることだと思います。まずはやはり事業者の皆様にもその事業を継続させていくのであれば、先を見据えた中で自分たちで何ができるんだろうということもまずはしっかり考えていただきながら、さらには町としても、この部分を協力していただきたいということがあるようであれば、町としてもそういった中で検討してまいりたいと思いますので、これからも、やはり生活インフラというのはやはり大事でございますので、そこをしっかりと支えていける、そういったまちづくりをこれからも進めてまいりたいと思いますので、様々なところでご意見等ちょうだいいたしましたら、ぜひ町にもご相談いただいたり、あるいは議員のほうからも町の取組施策等をご紹介いただければありがたいかと思っておりますので、今後ともどうぞご指導よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これにて鈴木秀之議員の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 3時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 7 月 16 日

議 長 後 藤 忍

署 名 議 員 森 賀 祐 司

署 名 議 員 鈴 木 秀 之

令和 8 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 8 年 6 月 2 4 日
- ・ 開 会 令和 8 年 6 月 2 4 日
- ・ 閉 会 令和 8 年 6 月 2 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	仲	西	政	克	7 番	岩	原	繁
2 番	大	泉	知	功	8 番	上	地	史 隆
3 番	川	村		淳	9 番	原	本	哲 己
4 番	福	田	淳	一	10 番	深	川	昇
5 番	森	賀	祐	司	11 番	松	岡	克 美
6 番	鈴	木	秀	之	12 番	後	藤	忍

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長	
代表	監査委員	農業委員会	会長	
副	町	長	福祉課	長
総合	支所	長	福祉課	参事
会計	管理者	産業課	長	
総務	課	長	産業課	参事
総務	課	参事	建設課	長
まちづくり	推進室	長	建設課	参事
まちづくり	推進室	参事	地域振興課	参事
住民	課	長	総務課	主幹

生涯学習課	長	生涯学習課	参事
-------	---	-------	----

監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
---------	---	------------	---

農業委員会事務局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和8年第2回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和8年6月25日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 同意第8号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第3 同意第9号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第10号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第11号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第12号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第13号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第14号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第15号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第16号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第17号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第18号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第19号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第20号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第21号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第22号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第23号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第24号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第25号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第26号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第27号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第28号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第29号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第30号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第31号 大空町農業委員会委員の任命について

日程第26	議案第33号	物品の購入について
日程第27	議案第34号	工事請負契約の締結について
日程第28	議案第35号	工事請負契約の締結について
日程第29	議案第36号	大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
日程第30	議案第37号	国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更について
日程第31	議案第38号	大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第32	議案第39号	大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
日程第33	議案第40号	大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第34	議案第41号	大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第35	議案第42号	大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第36	議案第43号	大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第37	議案第44号	令和8年度大空町一般会計補正予算（第1号）
日程第38	議案第45号	令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第39	議案第46号	令和8年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
日程第40	議案第47号	令和8年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第41	発議第11号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書
日程第42	報告第6号	令和7年度継続費繰越計算書の報告について
日程第43	報告第7号	令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第44	報告第8号	令和7年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況について
日程第45	報告第9号	令和7年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について
日程第46	報告第10号	例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	稲川浩司	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	大橋秀章
まちづくり推進室参事	佐藤允泰	地域振興課参事	沼田裕介
住民課長	砂金英樹	総務課主幹	坂本明広

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	歌丸庸介
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	南友美
------	------	----	-----

以上のとおり報告する。

令和8年6月25日

大空町議会議長 後藤 忍

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから令和 8 年第 2 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において 7 番、岩原繁議員及び 8 番、上地史隆議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員で
あります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付して
いるとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願
います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し許可を得ております
ので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 10 時 01 分)

(上地議員退場)

(再 開 午前 10 時 02 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 2 同意第 8 号から日程第 25 同意第 31 号

◇議 長 日程第 2、同意第 8 号、大空町農業委員会委員の任命についてか
ら日程第 25、同意第 31 号、大空町農業委員会委員の任命についてまでの
24 件は、いずれも委員任命同意の議案でありますので、この際、一括議題と
いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

松川町長。

◇町長 ただいま一括上程されました同意第 8 号議案から同意第 31 号議案の大空町農業委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律によりまして農業委員の過半数を認定農業者が占めること、また、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方が含まれることが要件となっております。本町においては、現在の農業委員会委員が本年 7 月 19 日に任期満了となりますことから、本年 3 月 2 日から 3 月 31 日まで推薦、応募により募集を行ったところであります。その結果、大空町農業委員会委員の定数を定める条例第 2 条に基づく委員定数 24 名に対し、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方 1 名、認定農業者の方 21 名を含む 24 名の方が推薦されました。その内容を大空町農業委員会委員選考委員会で審査を行い、候補者全員が適任とされたところであります。本件につきましては、今回推薦された 24 名の方を新たに農業委員会委員として任命いたしたくご提案申し上げるものでございます。

議案書 1 ページでございます。同意第 8 号、大空町農業委員会委員の任命について。

大空町農業委員会委員が令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、次の者を委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和 8 年 6 月 24 日提出、大空町長、松川一正。

記、氏名、上地彩。住所、生年月日は記載のとおりです。

以降、同意第 9 号から同意第 31 号につきましては、前段の文章及び同意を求める者の住所、生年月日を省略し氏名のみ申し上げます。なお、ご本人の経歴につきましては、配付しております議会定例会参考資料の 1 ページから 47 ページに掲載してございます。あわせてご覧いただきたいと存じます。

3 ページの同意第 9 号でございます。氏名、上田英樹。

5 ページの同意第 10 号でございます。氏名、渡辺誠。

7 ページの同意第 11 号でございます。氏名、佐々木経一。

9 ページの同意第 12 号でございます。氏名、清杉誠。

11 ページの同意第 13 号でございます。氏名、斎藤宏幸。

13 ページの同意第 14 号でございます。氏名、内海幸雄。

15 ページの同意第 15 号でございます。氏名、山本浩二。

17 ページの同意第 16 号でございます。氏名、真鍋剛。

19 ページの同意第 17 号でございます。氏名、高橋敬義。

21 ページの同意第 18 号でございます。氏名、折坂智則。

23 ページの同意第 19 号でございます。氏名、小川一浩。

25 ページの同意第 20 号でございます。氏名、嶋崎洋治。

27 ページの同意第 21 号でございます。氏名、遠藤哲也。

29 ページの同意第 22 号でございます。氏名、藤井茂治。

31 ページの同意第 23 号でございます。氏名、追分敏行。

33 ページの同意第 24 号でございます。氏名、渡邊恵二。

35 ページの同意第 25 号でございます。氏名、福田英信。

37 ページの同意第26号でございます。氏名、丹治昭博。

39 ページの同意第27号でございます。氏名、児山高。

41 ページの同意第28号でございます。氏名、佐久間仁。

43 ページの同意第29号でございます。氏名、増子昭雄。

45 ページの同意第30号でございます。氏名、赤間智子。

47 ページの同意第31号でございます。氏名、古田牧子。

以上、24名につきましては、農業委員会委員として適任者であることからご同意を求めるものでございます。

提案理由をご説明させていただきましたのでご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第8号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第8号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時08分)

(上地議員入場)

(再開 午前10時09分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから同意第9号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第9号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第10号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第10号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

これから同意第11号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第11号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

これから同意第12号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第12号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第13号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第13号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第14号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第14号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第15号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第15号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第16号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第１６号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
これから同意第１７号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第１７号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
これから同意第１８号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第１８号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
これから同意第１９号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第１９号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
これから同意第２０号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第２０号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
これから同意第２１号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第２１号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
これから同意第２２号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第２２号、大空町農業委員

会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第２３号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第２３号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第２４号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第２４号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第２５号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第２５号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第２６号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第２６号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第２７号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第２７号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第２８号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第２８号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 29 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第 29 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 30 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第 30 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 31 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって同意第 31 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第 26 議案第 33 号

◇議 長 日程第 26、議案第 33 号、物品の購入についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
大橋建設課参事。

◇建設課参事 議案書 49 ページでございます。議案第 33 号、物品の購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。令和 8 年 6 月 24 日提出、大空町長、松川一正。

記、1、購入する物品の種類及び数量、水道メーター器更新用。隔測電子式水道メーター、13 ミリメートル、293 台。隔測電子式水道メーター、20 ミリメートル、127 台。隔測電子式水道メーター、25 ミリメートル、21 台。隔測電子式水道メーター、30 ミリメートル、1 台。隔測電子式水道メーター、40 ミリメートル、4 台。隔測電子式水道メーター、50 ミリメートル、8 台。

2、購入の方法、指名競争入札。

3、購入の金額、768 万 8,560 円。

4、購入の相手方、美幌町東 1 条北 4 丁目 11 番地 1、株式会社朝鳥商店、代表取締役、朝鳥純一。

大空町議会定例会参考資料 49 ページに、購入予定のメーター器の図面を掲載しております。

今回購入する物品は、上下水道使用料金の算定をするためのメーター器の購入となっており、給水栓ごとに設置するものでございます。更新につきましては、計量法に基づき8年ごとの更新が義務づけられていることから購入するものであります。購入に係る入札につきましては、令和8年5月26日に指名競争を実施し、5月28日に仮契約を行ったところであります。納入期限につきましては令和8年9月11日としております。指名競争入札に係ます指名業者につきましては、株式会社岩原、株式会社朝鳥商店、東陽設備有限会社の3者で入札を執行しました。入札の結果、株式会社朝鳥商店が落札したところであります。契約の金額は768万8,560円、うち消費税及び地方消費税の合計額69万8,960円となっております。なお、購入に係る契約につきましては議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第33号、物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第34号

◇議 長 日程第27、議案第34号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

平田生涯学習課課長。

◇生涯学習課長 議案書の51ページとなります。議案第34号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和8年6月24日提出、大空町長、松川一正。

記、1、契約の目的、女満別小学校、女満別学校給食センターＬＥＤ化工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、6,765万円。

4、契約の相手方、大空町女満別本通5丁目2番4号、株式会社電建大空支店、常務取締役支店長、菊地哲也。

大空町議会定例会参考資料の51ページに今回の工事請負契約の概要等を掲載してございます。詳細等につきましては参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料51ページをご参照願います。

女満別小学校の校舎及び体育館並びに校舎に付随しております学校給食センターの各照明器具につきましては、現在、校舎及び学校給食センターの照明は蛍光灯、体育館の照明は水銀灯と電極のないエバーライトをそれぞれ使用しておりますが、令和9年末をもって一般照明用蛍光灯のメーカー製造が終了し輸出入も禁止され、今後蛍光灯などの購入が困難な状況となりますことから、児童の教育環境の改善と適正な照度の確保を図る観点から、今般、文部科学省の補助金を活用してＬＥＤ化工事を予定するものでございます。工事の概要につきましては、女満別小学校校舎、普通教室、特別教室、1階及び2階廊下の照明器具の交換ＬＥＤ化、女満別小学校体育館アリーナ、ステージ、器具庫のエバーライト、水銀灯照明器具交換、ＬＥＤ化並びに女満別学校給食センター調理室、洗浄室、事務室の照明器具交換ＬＥＤ化の工事となっております。契約に関わる入札につきましては令和8年5月26日に指名競争入札を実施し、5月29日付けで仮契約を行ったところでございます。指名競争入札に関わる指名業者につきましては、末廣屋電気株式会社北網営業所、株式会社電建大空支店、桑原電工株式会社、横井電気株式会社の4者を指名、入札を執行し、株式会社電建大空支店が落札となったものでございます。工期につきましては契約の日から令和8年10月30日までとしておりますが、校舎及び体育館につきましては授業等への影響が生じないよう夏休み期間中の7月23日から8月14日までの間に集中的な施工を予定しております。また学校給食センターにつきましては、小、中学校への給食調理業務等への影響が生じないようシルバーウィークの9月19日から23日までの間に施工を予定しているものでございます。契約の金額は6,765万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は615万円であり、当該工事に係る契約につきましては議会で議決を賜りました後、本契約を締結する予定としてございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますのでご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第34号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第34号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第35号

- ◇議 長 日程第28、議案第35号、工事請負契約の締結についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
歌丸生涯学習課参事。

- ◇生涯学習課参事 議案書53ページになります。議案第35号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和8年6月24日提出、大空町長、松川一正。

記、1、契約の目的、大空町社会教育センター改修工事、電気設備。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、6,919万円。

4、契約の相手方、大空町女満別西6条5丁目1番14号、末廣屋電気株式会社北網営業所、所長、橋本真一。

大空町議会定例会参考資料53ページに契約工事の概要を掲載しておりますのでご参照願います。

大空町社会教育センターについては、女満別高等学校として昭和53年度に建設され令和8年度より大空高等学校女満別キャンパスから用途変更を行っております。改修の内容につきましては、受変電設備改修、幹線設備改修、コンセント設備改修、空調電源設備改修、警報設備改修、非常放送設備改修、火災報知設備改修、監視カメラ設備改修、冷房設備改修、暖房設備改修、給湯設備工事、非常照明設備改修、インターホン設備改修、光ケーブル引込工事、照明LED化工事となっております。契約に係る入札につきましては、令和8年5月19日指名競争入札を実施し、5月20日に仮契約を行ったところであります。工期につきましては、契約の日から令和8年10月30日としております。指名競争入札に係ります指名業者につきましては、末廣屋電気株式会社北網営業所、株式会社電建大空支店、桑原電工株式会社、横井電気株式会社の4者を指名し入札を執行いたしました。入札の結果、末廣屋電気株式会社北網営業所が落札したところであります。契約の金額は6,919万円、うち消費税及び地方消費税の合計額629万円となっております。なお、当該工事に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するもの

であります。

以上、ご説明申し上げましたのでご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第35号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第35号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第36号

◇議 長 日程第29、議案第36号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 議案書55ページでございます。議案第36号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和8年6月24日提出、大空町長、松川一正。

本案は令和8年度補正予算として提案しております事業などについて、財源措置として過疎対策事業債の充当を予定しておりますことから新たに事業内容の追加による計画の変更を行います。

変更内容でございますけれども次のページをご覧ください。表の右側が変更前、左側が変更後の計画でございます。区分の2、産業の振興。事業名として観光またはレクリエーションにおける事業内容にスキー場整備事業の追加でございます。東藻琴スキー場照明LED化工事を予定しております。事業主体は大空町でございます。

続きましてその下、区分の8、教育の振興。事業名として生涯学習、スポー

ツにおける事業内容に図書館整備事業の追加でございます。図書館照明ＬＥＤ化工事を予定しております。事業主体は大空町でございます。

過疎地域持続的発展市町村計画の変更にあたりましては、当該変更が市町村計画全体に及ぼす影響が大きいものにつきましてはあらかじめ北海道知事と協議を行った後、変更することとされております。今回の変更につきましては、事業内容追加であり軽微な変更となるため、計画そのものに影響を及ぼさないことから北海道知事との事前協議は不要となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたのでご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第３６号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第３６号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３０ 議案第３７号

◇議 長 日程第３０、議案第３７号、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
沼田地域振興課参事。

◇地域振興課参事 議案書５９ページでございます。議案第３７号、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更について。

地方自治法第２５２条の１４第３項で準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定により、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。令和８年６月２４日提出、大空町長、松川一正。

６１ページは変更条文でございます。変更内容につきましては、大空町議定会参考資料の新旧対照表にて説明させていただきますので、参考資料の

55 ページをお開き願います。

変更の趣旨でございます。国営畑地かんがい斜網地域維持管理協議会につきましては、斜網地区で実施された国営土地改良事業の関係市町であります網走市、清里町、小清水町、清里町、当町で組織された協議会でありまして、主に農業用用水の管理に関する事務を共同で行っております。協議会の予算につきましては、加盟している1市4町の負担金のみで運営を行ってまいりましたが、令和4年度より小水力発電事業が開始され売電収入が見込めることになりましたことから、令和7年度からは加盟自治体の負担金を減額し、協議会予算の75%相当を売電収入から充当することになりました。しかしながら、小水力発電事業による交付金の交付時期が毎年10月頃になりますことから、その間に主要管路などに突発的な事故や故障が生じた場合に資金が枯渇するおそれがありますことから、円滑な事業運営と適切な管理を行うため、構成団体からの負担金についてこれまでは半期に区分し前半期の初め10日以内に交付しなければならないとしていたものを、請求日から起算して30日以内に交付すると変更して、随時交付することができるよう支弁の方法を変更するものでございます。なお、附則につきましては加盟市町の足並みをそろえる必要がありますことから、令和8年4月1日から適用させていただくこととしております。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第37号、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第38号

◇議 長 日程第31、議案第38号、大空町再生可能エネルギー発電施設

の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 議案書 63 ページでございます。議案第 38 号、大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 8 年 6 月 24 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 65 ページから 66 ページは改正文となっております。提案理由及び改正内容の説明につきましては、大空町議会定例会参考資料 57 ページから 59 ページまでの新旧対照表によりご説明申し上げます。

本案につきましては、令和 7 年 4 月 1 日に制定いたしました大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例に基づき、再生可能エネルギー発電施設の無秩序な開発の防止と地域環境と調和を図るため、令和 7 年度策定いたしましたゾーニングマップの考え方を条例の運用に適切に反映することを目的としております。あわせましてゾーニングにより立地の適否に関する一定の方向性が整理されたことから、これを判断の参考資料として位置づけることで、手続の透明性及び予見可能性の向上を図るものでございます。

参考資料 57 ページをお開き願います。目的でございますが、第 1 条中、発電施設がを発電施設の無秩序な開発の防止と、に改めます。第 2 条の定義にゾーニングマップ及び各エリア区分の意味を明確にすることで、条例の適用における解釈の統一を図るもので、次の 6 号を加えます。第 7 号、ゾーニング。自然、景観、防災、文化等への影響に対して留意すべき区域を重ね合わせることで、再生可能エネルギー発電施設を導入すべき、すべきではないエリアを抽出することをいう。第 8 号、ゾーニングマップ。ゾーニングについて町民、関係者、関係機関で協議しながら、大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務報告書、以下ゾーニング報告書という。に示された、各ゾーニングエリアを地図に落とし込んだ地図情報をいう。第 9 号、環境配慮事項。ゾーニング報告書に示された、事業者が事業計画を検討する際に留意、配慮すべき事項を整理したものをいう。第 10 号、保全エリア。法令等の指定から立地困難、又は重大な環境影響が懸念されることにより、再生可能エネルギー発電設備の立地は望ましくなく、環境保全を有する優先すべきエリアをいう。第 11 号、調整エリア。風況、地形等により事業性があり、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、自然、社会環境配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が整った場合、再生可能エネルギー発電設備の導入が可能なエリアをいう。

57 ページから 58 ページにかけまして、第 12 号、促進エリア。風況、地形等により事業性があり、自然、社会環境への影響が小さいと想定され、再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するエリアをいう。を加えます。第 4 条、事業者の責務に、同条第 1 項中、並びにを併せてに、ならないをならない。また、ゾーニングマップにおいて調整エリア、促進エリアに指定されている区域を事業区域に含める場合は、ゾーニング報告書に示された環境配慮事項並び

に周辺関係者との調整を適切に講じなければならない。に改め、同条第3項中、しなければならないをするほか、除却または設備更新など再生可能エネルギー発電事業を継続するために必要な費用を確保しなければならない、に改め、同条に第4項、事業者は再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い、想定されていた以上の環境への影響や事故等が発生した場合、又は町民等との争いが生じた場合は、自己の責任において、誠意を持って解決しなければならない。を加えるものでございます。第7条、抑制区域に、同条第1項中、できるをできる。併せて、ゾーニングマップにおいて保全エリアに指定されている区域を当該区域の特性に照らし、原則として抑制するものとする。ただし、公益上必要であり、当該計画が地域環境との調和を著しく損なうおそれがないと認める場合は、この限りでない。に改めるものです。これによりまして必要な保全を確保しつつ、過度に硬直的な運用とならないように配慮したところでございます。

59ページをお開き願います。第8条、区域の指定に第3項、町長はゾーニング報告書を踏まえ、個別具体の事業に応じて総合的に判断するものとする。を加え、総合判断条項を追加し、第7条、抑制区域と第8条、区域の指定のところで原則抑制、例外許可、総合判断の仕組みを設計したところでございます。第19条、指導、助言及び勧告では、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰上げます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由及び提案内容の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第38号、大空町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 2 議案第 3 9 号

◇議 長 日程第 3 2、議案第 3 9 号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 議案書 6 7 ページでございます。議案第 3 9 号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 8 年 6 月 2 4 日提出、大空町長、松川一正。

近年の人手不足や企業を取り巻く経済環境の変化に対応し、進出企業が制度を利用しやすくすることで企業誘致や設備投資、雇用創出を促進するため、現行制度の要件では活用が難しい状況となっておりますことから、今回改正を行うものでございます。

6 9 ページから 7 2 ページは改正文となっております。提案理由及び改正内容の説明につきましては、大空町議会定例会参考資料 6 1 ページから 6 5 ページまでの新旧対照表によりご説明申し上げます。参考資料の 6 1 ページをお開きください。

第 3 条、助成の措置の対象者に助成制度の適正な運用を図るため、暴力団員及び暴力団関係者事業者を助成対象者から除外する規定を追加いたします。第 4 条です。助成の措置。第 1 項第 4 号、環境対策に係る投資額を基準とする助成を削り、第 5 号を第 4 号とします。別表第 4 条関係、助成措置基準表を改正後の表に改めるものでございます。主なものといたしまして 6 1 ページから 6 2 ページでございます。固定資産税を基準とする助成と、事業所の賃借料を基準とする助成の要件緩和でございます。現在は新設の場合 3 人以上、増設の場合 1 人以上の雇用増を要件としておりますけれども、人材確保が困難な状況を踏まえまして、新設、増設ともに雇用増 1 人以上へ緩和いたします。

6 3 ページ、改正前の条例、右の表、中段でございます。固定資産税を基準とする助成の内容にあります東日本大震災特例の廃止でございます。大震災から本年度で 1 5 年を経過しましたことから今回廃止するものであります。

6 4 ページ、雇用増を基準とする助成の見直しです。雇用増に応じまして雇用者が 6 0 歳未満にあつては 1 人当たりを 2 0 万、雇用者が 6 0 歳以上にあつては 1 人当たり 3 0 万円を乗じて得た額を 1 回に限り補助金として交付するものとする。を年齢要件を撤廃しまして町民を正社員として雇用した場合、1 人につき 2 0 万円を助成する制度へ改正いたします。

6 5 ページ、環境対策に係る投資額を基準とする助成の廃止でございます。同様の支援制度が国においても整備されておりますことから本条例から廃止することで改正するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し令和 8 年 1 月 1 日から適用することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 39 号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第 39 号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 33、議案第 40 号

- ◇議 長 日程第 33、議案第 40 号、大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
宮田福祉課長。

- ◇福祉課長 議案書 73 ページでございます。議案第 40 号、大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 8 年 6 月 24 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 75 ページが改正条文でございます。定例会参考資料 67、68 ページに改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容をご説明させていただきますので、参考資料 67 ページをご覧ください。

広域保育の保育所等の保育料につきましては、本条例の別表で市町村民税の所得割額に応じた区分を定めており、さらに備考で地方税法の関係条項を引用して計算方法を定めているところです。このたび地方税法の改正に伴い、備考に定めた引用条項にずれが生じたため一部改正を行うものでございます。別表備考中、改正前は附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項であるところを、改正後、附則第 5 条の 4 第 5 項に改めるものでございます。

68 ページにまいりまして、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたのでご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第40号、大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第40号、大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第41号

◇議 長 日程第34、議案第41号、大空町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書77ページでございます。議案第41号、大空町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和8年6月24日提出、大空町長、松川一正。

議案書79ページが改正条文でございます。定例会参考資料69から70ページに改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容をご説明させていただきますので、参考資料69ページをご覧ください。

認定こども園等の利用者負担額につきましては、本条例の別表で市町村民税の所得割額に応じた区分を定め、さらに備考で地方税法の関係条項を引用して計算方法を定めているところでございます。このたび地方税法の改正に伴い、備考に定めた引用条項にずれが生じたため一部改正を行うものでございます。別表備考中、改正前は附則第5条の4の2第6項であるところを、改正後、附則第5条の4第5項に改めるものです。

70ページにまいりまして、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたのでご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第４１号、大空町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第４１号、大空町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで１０分間の休憩といたします。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前１１時０１分)

(再開 午前１１時１１分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第３５ 議案第４２号

◇議 長 日程第３５、議案第４２号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書８１ページでございます。議案第４２号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和８年６月２４日提出、大空町長、松川一正。

議案書８３ページが改正条文でございます。定例会参考資料７１ページに

改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容をご説明させていただきますので、参考資料 7 1 ページをご覧ください。

児童福祉法の改正により児童養護施設等を対象とする児童等に対する虐待について、その対象となる施設、事業が追加されたことに伴い本条例が引用する条項にずれが生じたため一部改正を行うものです。第 1 2 条中、改正前は第 3 3 条の 1 0 各号であるところを、改正後、第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に改めるものです。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたのでご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 4 2 号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第 4 2 号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 6 議案第 4 3 号

◇議 長 日程第 3 6、議案第 4 3 号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 8 5 ページでございます。議案第 4 3 号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 8 年 6 月 2 4 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 8 7 ページから 9 3 ページが改正条文でございます。定例会参考資料 7 3 ページから 8 8 ページまで、改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、大空町議会定

例会参考資料 7 3 ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、本年 5 月 1 9 日に開催しました大空町国民健康保険運営協議会からの答申を受け、国民健康保険事業の健全な運営を図るために税率等を変更することについて改正を行うものです。令和 8 年度の国民健康保険税ですが、子ども子育て政策の給付拡充を図るため、子ども、子育て支援法等の一部を改正する法律により子ども、子育て支援金制度が創設されました。これに伴い、子育て世帯向けの給付拡充のための財源として、医療保険者は保険料とあわせて新たに子ども、子育て支援納付金を徴収することとなり、国民健康保険制度においても保険税に上乗せされることとなります。これまでの国民健康保険税の課税は基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三つの区分でありましたが、令和 8 年度から新たに子ども、子育て支援納付金分が加算されます。第 2 条第 1 項は子ども、子育て支援納付金の創設に伴い、第 1 号に子ども、子育て支援納付金に係る規定を加え、同項に第 4 号を追加するものです。同条第 2 項は、基礎課税額いわゆる医療分の課税限度額について、法改正に合わせ現行 6 6 万円を 6 7 万円に改め、7 4 ページになります。同条に第 5 項を追加し、子ども、子育て支援納付金分の課税限度額を同じく法改正に合わせ 3 万円とするものです。第 3 条、医療分の所得割額については 1 0 0 分の 7. 5 1 を 1 0 0 分の 8. 0 0 に改め、第 4 条、医療分の均等割額について 2 万 7, 8 0 0 円を 2 万 8, 5 0 0 円に改めるものです。

7 4 ページから 7 5 ページになります。第 4 条の 2 は、子ども、子育て支援納付金の創設に伴い所要の改正を行うものです。第 5 条、後期高齢者支援金等課税額、いわゆる支援金分の所得割額について 1 0 0 分の 2. 4 9 から 1 0 0 分の 2. 3 9 に改め、第 5 条の 2、支援金分の均等割額を 9, 0 0 0 円から 8, 8 0 0 円に改め、第 5 条の 3、支援金分の世帯別平等割額について、第 1 号は、第 2 号、第 3 号に規定する世帯以外の一般世帯について 9, 3 0 0 円を 8, 7 0 0 円に改め、第 2 号は、世帯主等が後期高齢者医療制度へ移行したため国保加入者が 1 人となる世帯を 5 年間軽減する特定世帯について 4, 6 5 0 円を 4, 3 5 0 円に、第 3 号は、前号の特定世帯について、さらに 3 年間軽減を行う特定継続世帯について 6, 9 7 5 円を 6, 5 2 5 円に改めるものです。

7 6 ページをご覧ください。第 7 条の 3 から第 7 条の 6 は、子ども、子育て支援納付金課税額の設定となります。第 7 条の 3 は、子ども、子育て支援納付金所得割額を 1 0 0 分の 0. 2 9 とし、第 7 条の 4、子ども、子育て支援納付金均等割額を 9 0 0 円とし、第 7 条のほうでは、子ども、子育て支援納付金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の負担が増えないよう 1 8 歳までの子どもに係る均等割額は 1 0 割軽減がされ、軽減に係る費用は 1 8 歳以上の被保険者で支える仕組みとなることから、1 8 歳以上の被保険者に対して、均等割額に 1 8 歳以上均等割額を加えた額が賦課されることとなり 1 8 歳以上均等割額を 2 0 0 円とするものです。第 7 条の 6、子ども子育て支援納付金平等割額は、第 1 号の一般世帯を 1, 0 0 0 円とし、第 2 号の特定世帯は 5 0 0 円に、第 3 号の特定継続世帯について 7 5 0 円とするものです。

7 6 ページから 7 7 ページになります。第 2 1 条では国民健康保険税の減額を規定しています。第 1 項、医療分の課税限度額について、現行 6 6 万円を

67万円に改め、子ども、子育て支援納付金の創設に伴い所要の改正を行うものです。

77ページから78ページになります。同項第1号では7割軽減となる場合の軽減額を規定しております。医療分の均等割額及び支援金分の均等割額、平等割額の改正に合わせました改正と、子ども、子育て支援納付金の創設に伴い同号にキからケを追加し、子ども、子育て支援納付金に係る均等割額、18歳以上均等割額、平等割額の軽減額を規定します。

78ページ中段から79ページになります。第2号は、5割軽減となる場合の軽減額を、79ページ中段から80ページになります。第3号は、2割軽減となる場合の軽減額を第1号の改正と同様に、医療分の均等割額及び支援金分の均等割額、平等割額の改正にあわせて改め、子ども、子育て支援納付金の創設に伴い、各号にキからケを追加します。

80ページから81ページになります。同条第2項は、未就学児に係る均等割額の軽減額について規定しています。第1号では、医療分に係る均等割額の軽減額を、第2号では支援金分に係る均等割額の軽減額を改め、同項に第3号を加え、子ども、子育て支援納付金に係る均等割軽減額を追加するものです。

81ページから82ページになります。同条第3項は、産前産後期間の国民健康保険税の免除について規定しています。子ども、子育て支援納付金に係る規定を加え、同項に第7号から第9号を追加し、第7号では、子ども、子育て支援納付金の所得割額、第8号では、均等割額、第9号では、18歳以上均等割額についてそれぞれ産前産後期間における免除規定を追加するほか、法改正に合わせ規定の整備を行うものです。第4項は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子に係る子ども、子育て支援納付金均等割額について10割軽減の措置を講ずるため規定の追加をするものです。

83ページの附則第5項、附則第6項、84ページになります。附則第8項、附則第9項、85ページ、附則第10項、附則第11項、85ページから86ページ、附則第12項、附則第13項、87ページ、附則第14項、87ページから88ページ、附則第15項は、子ども、子育て支援納付金の創設に伴い、所要の規定の整備を行うもののほか、読替え内容の一部見直し、字句の修正などの軽微な修正を行うものです。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用することといたします。適用区分として、附則第2項において、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって議案第43号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第44号

◇議 長 日程第37、議案第44号、令和8年度大空町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

笠井総務課参事。

◇総務課参事 議案書95ページでございます。議案第44号、令和8年度大空町一般会計補正予算(第1号)。

令和8年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,914万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億6,835万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正による。

一時借入金。第3条、一時借入金の借入れの最高額に2億3,000万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を12億5,000万円とする。令和8年6月24日提出、大空町長、松川一正。

97ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。15款、国庫支出金に5,316万円を追加。16款、道支出金に1,870万7,000円を追加。17款、財産収入に104万4,000円を追加。19款、繰入金から1億2,120万4,000円を減額。20款、繰越金に1億5,407万1,000円を追加。21款、諸収入に86万7,000円を追加。22款、町債に1億4,250万円を追加。歳入合計は2億4,914万5,000円を追加し、99億6,835万円とするものです。

98ページをご覧ください。歳出です。2款、総務費に5,539万4,000円を追加。3款、民生費に3,262万円を追加。4款、衛生費に6,113万1,000円を追加。6款、農林水産業費に6,521万7,000円

を追加。7款、商工費に2,496万円を追加。8款、土木費に739万2,000円を追加。9款、消防費に733万4,000円を追加。10款、教育費に2,362万円を追加。12款、職員給与費から2,852万3,000円を減額。歳出合計は2億4,914万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

99ページをご覧ください。第2表、地方債補正、1、追加です。移住体験住宅整備事業債は、現在、空室の教員住宅2戸を移住体験住宅として整備するための財源として、限度額450万円を追加するものです。多世代交流複合施設整備事業債は、女満別研修会館解体に係る実施設計を行う財源として、限度額1,320万円を追加するものです。女満別特別養護老人ホーム整備事業債は、女満別福祉会が実施する施設整備等に係る補助金の財源として、限度額1,310万円を追加するものです。東藻琴特別養護老人ホーム整備事業債は、東藻琴福祉会が実施する施設整備等に係る補助金の財源として、限度額1,500万円を追加するものです。基幹病院医療機器等整備事業債は、医療機器の更新に係る女満別中央病院への補助金の財源として、限度額1,080万円を追加するものです。診療施設整備事業債は、東藻琴診療所の医療用備品を更新するための財源として、限度額430万円を追加するものです。リサイクルセンター整備事業債は、トラックスケール改修工事やLED化工事、電気設備改修工事の財源とするため、限度額2,730万円を追加するものです。農村環境改善センター整備事業債は、大規模改修工事の実施設計を行う財源として、限度額2,280万円を追加するものです。林道整備事業債は、東藻琴清浦に林業専用道を整備するための財源として、限度額680万円を追加するものです。図書館整備事業債は、女満別図書館のLED化工事の財源として、限度額70万円を追加するものです。スキー場整備事業債は、しらかば台スキー場のLED化工事の財源として、限度額320万円を追加するものです。東藻琴芝桜公園整備事業債は、大規模改修に向けた実施設計を行う財源として、限度額610万円を追加するものです。メルヘン観光交流センター整備事業債は、室内のLED化工事を行う財源として、限度額180万円を追加するものです。

100ページをご覧ください。2、変更です。合併処理浄化槽設置整備事業債は、取りまとめの結果、不足が見込まれることから、限度額を140万円追加し570万円とするものです。橋梁維持管理事業債は、橋梁補修工事の追加に伴い、限度額を550万円追加し1,110万円とするものです。防災対策整備事業債は、全国瞬時警報システムのアンテナ分離工事の財源としているものです。資材高騰などにより限度額を60万円追加し910万円とするものです。社会教育センター整備事業債は、高圧受電設備改修工事の財源として限度額を540万円追加し9,720万円とするものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。別冊でお配りしております予算参考資料の14ページから主な事業の内容を掲載しております。今回、補正予算で計上している政策予算につきましては、事業名の後ろに政策予算と記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。それでは歳出から行いますので、予算書の110、111ページをご覧ください。

2款1項1目、一般管理費の7節、行政事務相談報償費20万円の追加は、

予算に不足が見込まれることから増額するものです。6目、財産管理費の14節、温泉熱供給施設受電設備改修工事の44万円は、女満別の温泉ポンプ室のコンデンサーにPCB含有の可能性があることが確認され、交換が必要となったことによるものです。7目、企画振興費の1つ目の丸、地域戦略一般事務費の14節、中央南地区集会施設軒先修繕工事の68万2,000円は、風害により軒先の修繕が必要となったことによるものです。2つ目の丸、18節、企業振興促進補助金に75万円の追加は、企業振興促進条例の改正に伴い、制度趣旨に合致する企業の設備投資等がすでに実施されている実態を踏まえまして、固定資産税相当分を補助するものです。3つ目の丸、まちの芽プロジェクト応援事業は、団体や個人が主体的に取り組む地域課題の解決や活性化を目的とした新たな取組を助成するもので、審査委員会の開催経費と補助金を合わせて161万9,000円を計上するものです。次の丸、地域職業紹介事業の12節、スポットワーク普及業務委託料の150万円は、スポットワークを普及させるためのマッチングイベントの開催や、事業者説明会の開催経費などを計上するものです。次の丸、地域ブランディング事業の12節、地域ブランディング支援業務委託料の1,250万円は、作成したキャッチコピーとロゴの認知拡大キャンペーンや空港でのプロモーション、ブランドポスターの製作、ウェブサイトの改修などを計上するものです。18節、地場産品開発支援補助金の150万円は、ふるさと応援寄附金の返礼品となる特産品の地域開発を支援するものです。次の丸、移住体験住宅整備事業は、現在空室となっている女満別の教職員住宅2戸を移住体験住宅として整備するもので、民間業者へのデザイン監修のほか、移住体験に必要な備品など合計1,360万円を計上するものです。次の丸、移住体験住宅管理運営費は、さきに説明しました教職員住宅を整備した住宅2戸と、旧しらかば町営住宅の2戸も移住体験住宅用として備品を購入し、あわせた4戸の維持管理に要する経費です。消耗品費の6万円から113ページの上段、17節、移住体験用備品170万円までの合計248万5,000円を計上するものです。113ページの1つ目の丸、多世代交流複合施設整備事業の12節、基本計画策定支援業務委託料の528万円は、多世代交流複合施設の基本計画を策定するものです。研修会館解体工事実施設計委託料の1,320万円は、女満別研修会館を解体する実施設計を行うものです。8目、庁舎管理費と総合支所庁舎管理費のそれぞれの13節、自動体外式除細動機借上料の5万5,000円は、役場庁舎及び総合支所庁舎に新たに1台ずつAEDを設置するものです。10目、住民活動費の14節、町民会館照明LED化工事の152万8,000円は、これまでも順次LED化を進めているところでありまして、本年は巴沢公民館、南区会館、山園会館の3施設の照明をLED化するものです。

3款1項1目、社会福祉総務費の1つ目の丸、27節、国民健康保険事業特別会計繰出金に62万4,000円の追加は、保険基盤安定負担金と未就学児均等割負担金の試算結果に基づき補正するものです。2つ目の丸、無縁物故者対策事業の11節、直葬手数料の18万1,000円。13節、合同納骨塚使用料の1万円は、身寄りのない方の埋葬費として計上するものです。2目、老人福祉費の18節、女満別特別養護老人ホーム整備事業補助金の1,500万円は、温水ボイラーの入替工事やナースコール設備の更新などの施設整備費

用について補助するものです。その下、東藻琴特別養護老人ホーム整備事業補助金の1,500万円は、本館の外壁改修にかかる費用について補助するものです。3目、障害者福祉費の11節、消防用設備点検料の5万5,000円は、障がい者支援拠点施設の施設整備を行った際に消防設備制御盤の修繕が必要となり、それに伴って点検が必要になったものです。5目、国民年金費の12節、国民年金システム改修委託料の54万1,000円は、育児期間の保険料免除措置が創設されたことに伴いシステム改修が必要となったものです。114、115ページをご覧ください。3款1項6目、障害者ひとり親家庭等医療対策費の12節、福祉医療システム改修委託料の47万5,000円は、令和7年度の税制改正で特定親族特別控除が創設されたことに伴い、システム改修が必要となったものです。2項2目、児童措置費の19節、養育医療費扶助の73万4,000円は、未熟児の養育医療の指定医療機関への入院中の医療費食事代を助成するもので、不足が見込まれることから追加するものです。

4款1項1目、保健衛生総務費の14節、女満別中央病院小荷物専用昇降機改修工事の869万円は、経年劣化している小荷物専用のエレベーターを改修するものです。18節、女満別中央病院医療機器等整備事業補助金の1,089万円は、経年劣化している医療用画像管理システム、エックス線の更新を補助するものです。3目、環境衛生費の空き家等解体撤去推進事業は、10節の消耗品費から11節、財産管理人選任予納金までの合計100万9,000円は、過去に行政代執行を行った件に係る財産管理人を選任するための費用を計上するものです。14節、行政代執行廃屋等解体撤去工事の260万円は、行政代執行が必要な危険廃屋があることから追加するものです。6目、診療所費の17節、医療用備品の874万5,000円は、東藻琴診療所の錠剤散薬分包機を更新するものです。2項1目、塵芥処理費の11節、特定計量器検定手数料の17万9,000円は、焼却処理施設の修繕を行ったことから大気濃度計の再検定が必要になったものです。2目、し尿処理費の18節、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の164万5,000円は、取りまとめを行った結果、不足が見込まれることから追加するものです。3目、リサイクルセンター費の14節、トラックスケール改修工事の1,111万1,000円は、老朽により改修が必要になったものです。リサイクルセンター等LED化工事の287万9,000円は、リサイクルセンターとストックヤードの照明をLED化するものです。電気設備改修工事の1,338万3,000円は、老朽により高圧変圧器やコンデンサー等の更新が必要であることから改修を行うものです。

6款1項1目、大空町農業委員会費の10節、117ページに移りまして、消耗品費に13万8,000円の追加は、農地中間管理事業協力金の財産額の積算に伴い事務消耗品を追加するものです。6款1項3目、農業振興費の農業振興センター管理運営費の11節、電話料10万3,000円と、14節、無線LAN設備設置工事の33万円は、農業振興センターの2階において4月から大空高校の公設塾を開催していることから、安定したネットワークを確立するために無線LAN設備を整備するものです。その下の丸、農村環境改善センター管理費の12節、大規模改修工事実施設計委託料の2,289万1,000円は、大規模改修工事に向けた実施設計を行うものです。その下の丸、

18節、地域農業構造転換支援事業補助金の528万6,000円は、農業生産や地域を維持するために必要な農業機械の導入などを支援するものです。

4目、畜産業費の12節、指定管理委託料の86万7,000円は、ひがしもと乳酪館の保冷車が経年劣化により更新が必要となったことから追加するものです。7目、団体営土地改良費の16節、排水路用地買収費の25万円は、令和7年度に買収を予定していた用地の一部が所有権移転や根抵当権の設定があり、時間を要したことから今年度で用地買収を実施するために追加するものです。2項1目、林業総務費の14節、路網整備工事3,335万2,000円は、東藻琴清浦に林業専用道を新設するものです。2目、公有林管理費の12節、風倒木除去委託料の200万円は、春先の強風により当初予算をおおむね執行していることから、今後の備えとして増額するものです。

7款1項1目、商工業振興費の18節、商工会補助金の820万円は、地域振興事業に係る経費を補助するものです。次の起業家支援事業補助金の100万円は、予算に不足が見込まれることから追加するものです。2目、観光費の東藻琴芝桜公園整備事業の12節、大規模改修工事実施設計委託料の1,230万円は、遊覧車用道路や園内の階段などの大規模改修工事に向けた実施設計を行うものです。その下のメルヘン観光交流センター管理運営費の14節、エアコン取替工事の165万3,000円は、経年劣化によるエアコンを更新するものです。また、照明LED化工事の180万7,000円は、施設内の照明をLED化するものです。

118、119ページをご覧ください。8款2項3目、除雪対策費の10節、修繕料の121万円は、女満別除雪センターの車庫のシャッターが経年劣化によりモーター等の交換修繕が必要になったことから追加するものです。4目、道路新設改良費の14節、橋梁補修工事の550万円は、女満別住吉にある新生橋の高欄の塗料にPCB含有が確認されたことから、剥離除去するために追加するものです。6項1目、住宅管理費の12節、アスベスト分析調査委託料の68万2,000円は、後年度に実施するあけぼの団地の外壁塗装などの事前調査として必要になることから追加するものです。

9款1項3目、非常備消防費の18節、網走地区消防組合女満別消防団費負担金の100万円は、女満別消防団のためにと寄附があったことから、老朽しているデジタル簡易無線機等の更新を行うものです。5目、災害対策費の1節、防災会議委員報酬から12節、防災計画改定委託料までの合計571万4,000円は、大空町地域防災計画の改定を行うための会議開催費用、計画改定に係る委託料を計上するものです。14節、全国瞬時警報システム用アンテナ分離工事の62万円は、資材高騰などにより当初予算額に不足が生じることから追加するものです。

10款4項1目、高等学校管理費の7節、特別講師謝礼金から17節の大型モニターまでの合計300万円は、国の補助金を受けてDXハイスクール関連事業としてプログラミング講座や大学との連携、教員研修などの講師謝礼金や講義に係る経費のほか、図書室を探求学習空間にするための原材料費や事務用備品などを追加するものです。120、121ページをご覧ください。

10款4項4目、寄宿舍費の17節、共用備品の52万3,000円は、寮生の増加に伴い、不足している生徒用の椅子と机を購入するものです。5項2目、

青少年教育費の18節、稲城市教育交流補助金が50万円の減額と、ふれあいスタディ in 氷川町補助金の59万2,000円の追加は、それぞれ小学生、中学生の参加希望者数が確定したことにより過不足分を補正するものです。3目、芸術文化振興費の14節、配水管設置工事の799万7,000円は、女満別湿生植物群落の保全対策事業として、施設の排水管の設置換えと新規設置を行うものです。4目、図書館費の14節、女満別図書館LED化工事の77万円は、女満別図書館の照明をLED化するものです。5目、社会教育施設費の14節、高圧受電設備改修工事の539万円は、社会教育センターのコンデンサーと変圧器がPCB含有の可能性があることが判明し、更新が必要となったことによるものです。17節、陸上競技用ゴムマットの103万4,000円は、陸上競技振興のためにと寄附があったことから購入するものです。10款6項1目、保健体育総務費につきましては、財源振替のみで補正額はございません。2目、体育施設費の14節、照明LED化工事の327万9,000円は、スキー場のLED化が済んでいない斜面北側の照明と各小屋の照明をLED化するものです。また、しらかばハウス屋根修繕工事の130万1,000円は、軒天の一部が崩落し修繕が必要であることから屋根の塗装とあわせて実施するものです。監視カメラ設置工事の23万4,000円は、これまでロープ等の操作位置から死角となっていた頂上の降り口にカメラを設置し、モニタリングすることにより安全性を高めるものです。

12款1項1目、職員給与費の2節、給料から、123ページの上から2行目の18節、職員退職手当組合負担金までの総額2,784万9,000円の減額は、人事異動による会計間の移動のほか、扶養者の増減、休職者、退職者などによるものです。123ページの1つ目の丸、大空高等学校職員給与費の2節、高校教育職給から3節、単身赴任手当までの総額88万7,000円の減額は人事異動に伴う増減によるものです。2目の町道維持補修事業、会計年度任用職員給与費の3節、期末勤勉手当から18節、職員退職手当組合負担金までの合計21万3,000円の追加は、1名が3月末で退職したことから、1名を新規採用するための人件費の増減です。

続きまして、歳入の説明をしますので104、105ページをご覧ください。

15款1項2目1節、国民健康保険基盤安定負担金に36万3,000円の追加は、保険基盤安定負担金と未就学児均等割負担金の試算結果に基づき補正するものです。4節、養育医療給付事業負担金に18万円の追加は、未熟児の養育医療給付に係る国からの負担金です。2項1目1節、空き家対策総合支援事業補助金に130万円の追加は、行政代執行廃屋等解体撤去工事に係る国からの補助金です。3目2節、合併処理浄化槽設置整備事業補助金に29万6,000円の追加は、合併処理浄化槽設置整備に係る国からの補助金です。4目2節、木材供給基盤強化対策等交付金事業補助金に2,653万2,000円の追加は、林業専用道の路網整備に係る国からの補助金です。6目5節、女満別湿生植物群落保全対策事業補助金に399万8,000円の追加は、配水管設置工事に係る国からの補助金です。3項2目1節、国民年金事務交付金に54万1,000円の追加は、国民年金システムの改修に係る国からの交付金です。6項1目1節、働く、観光、交流によるまちづくり事業交付金に700万円の追加は、スポットワーク普及業務と地域ブランディング支援業務に

係る国からの交付金です。移住体験住宅整備事業交付金に５３０万円の追加は、移住体験住宅の整備に係る国からの交付金です。東藻琴芝桜公園大規模改修事業交付金に７６５万円の追加は、東藻琴芝桜公園の大規模改修工事実施設計に係る国からの交付金です。

１６款１項１目１節、国民健康保険基盤安定負担金に１０万８，０００円の追加は、保険基盤安定負担金と未就学児均等割負担金の試算結果に基づき補正するものです。４節、養育医療給付事業負担金に９万円の追加は、未熟児の養育医療給付に係る北海道からの負担金です。６節、死亡人取扱費用負担金に１９万１，０００円の追加は、無縁物故者対策事業に係る北海道からの負担金です。２項１目２節、官民連携基盤整備推進調査費補助金に２６４万円の追加は、多世代交流複合施設整備の基本計画策定に係る北海道からの補助金です。まちの芽プロジェクト応援事業補助金に８０万円の追加は、まちの芽プロジェクト補助金に係る北海道からの補助金です。３目１節、医療施設等施設、設備整備事業補助金に４３７万２，０００円の追加は、東藻琴診療所で更新する錠剤散薬分包機に係る北海道からの補助金です。４目１節、地域農業構造転換支援事業補助金に５２８万６，０００円の追加は、農業生産や地域を維持するために必要な農業機械の導入などを支援する北海道からの補助金です。５目１節、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金に３００万円の追加は、ＤＸハイスクール関連事業として実施する経費に係る北海道からの補助金です。２節、女満別湿生植物群落保全対策事業補助金に１９９万９，０００円の追加は、配水管設置工事に係る北海道からの補助金です。地方スポーツ振興費補助金に２２万１，０００円の追加は、地域展開に係る２団体分の地域クラブ活動を支援する北海道からの補助金です。

１０６、１０７ページをご覧ください。１７款１項１目２節、移住体験住宅貸付料に１０４万４，０００円は、移住体験住宅４軒分の貸付料です。

１９款１項１目１節、財政調整基金繰入金から１億３，０９０万４，０００円の減額は、今回補正の財源調整によるものです。３目１節、地域振興基金繰入金の７７０万円は、商工会補助金、起業化支援事業補助金へ充当するものと、当初予算で充当していた東藻琴芝桜公園整備事業において、地域未来交付金が見込まれることに伴い、基金充当を減じた分との差額を計上するものです。６目１節、森林環境譲与税基金繰入金の２００万円は、町有林の風倒木除去委託料に充当するものです。

２０款１項１目１節、前年度繰越金の１億５，４０７万１，０００円は、繰越金全額を計上するものです。

２１款４項７目１節、会計年度任用職員等雇用保険料納付金の１万７，０００円は、町道維持補修事業会計年度任用職員の新規採用に係る雇用保険料納付金の本人負担分です。１１目１節、養育医療費徴収金の３７万２，０００円は、未熟児の養育医療費に係る保護者の負担分です。建物災害共済金の３４万１，０００円は、風害による中央南地区集会施設の軒先修繕に係る共済保険金です。農地中間管理事業協力金の１３万７，０００円は、農地中間管理機構を通じて農地を貸付けた地域に対して支払われるもので、概算額を計上するものです。

２２款の町債につきましては、第２表、地方債補正で説明したとおりですの

で省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 令和８年度大空町一般会計補正予算（第１号）の説明が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時とします。

（休憩 午前１２時０１分）

（再開 午後 １時００分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第４４号、令和８年度大空町一般会計補正予算（第１号）について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

８番、上地史隆議員。

◇上地議員 ２点ほど確認をさせていただきたいと思います。

１点目が、政策予算の関係で福祉会の補助金、１１３ページなんですけど、３款１項２目１８節のものです。女満別の特別養護老人ホーム、東藻琴特別養護老人ホーム１，５００万ずつと、そして内容としましては説明では女満別側が温水ボイラーの関係、そしてナースコールということでございます。また東藻琴のほうは外壁、本館のほうということは確認したんですが、もう少し詳細のほう確認したいのと、あと予定としてはどれぐらいを検討されているのか、その点１点確認させてください。

そしてもう１点が、４款１項３目の１４節の説明欄、空き家等解体撤去推進事業の３６０万の下段の１４の工事請負費、行政代執行廃屋等解体撤去工事２６０万、で説明では１件というふうに聞きましたが、多分、女満別のほうの危険家屋のことかなと思うんですが、行政代執行を行うことについて、今後、予定など詳細がありましたら、お答えいただけたらと思います。

以上です。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 ただいま上地議員からご質問のありました福祉会補助金につきましてお答えをいたします。

女満別特別養護老人ホーム整備事業補助金ということで、１，５００万円の内容でございますけれども、真空式温水ボイラーにつきましては９１３万円を見込んでおりまして、そのうち６００万円を町の補助ということで積算をしているところでございます。ボイラーの更新に関しましては、馬主社会福祉財団の助成を受ける予定もありまして、法人の財源ということでは３００万円を充当できる財源をお持ちであります。それからナースコールの設備につきましては、こちらについては不具合が生じているということもございまし

て、こちら規模としましては715万円を予定しております。それから消防設備などの改修費ということで185万円、これを合わせまして1,500万円となつてございます。一部につきましては、事業につきまして進行中ということで、利用者への影響のないように速やかに改修を行っていただくというような流れとなつてございます。それから東藻琴特別養護老人ホームの整備事業につきましては、外壁工事6,898万1,000円のうち2,747万1,000円を補助の対象経費といたしまして、そのうち1,500万円が町の補助としてあたるというものでございます。それ以外につきましては、法人のほうで北海道の補助金を見込んでございまして、財源として4,151万円の補助申請をしているというような状況でございます。

答弁については以上でございます。

◇議 長 砂金住民課長。

◇住民課長 上地議員のご質問にお答えしたいと思います。

空き家等解体撤去推進事業の14節、工事請負費260万円につきましては、議員の言われたとおり女満別地区の特定空き家と指定いたしました女満別西1条2丁目9番1号の土地、建物となっております。今後のスケジュールといたしましては、すでに特定空き家の指定をしております。今後、しかるべき事務手続きをとり、雪の降る前11月中には行政代執行できるように事務を進めるとともに、かなり危険な状況となっておりますので早期に解体できる術、所有者による解体ですとか、第三者が相続をし解体するとか、そういったことも並行しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

◇議 長 8番、上地史隆議員。

◇上地議員 1点目については、両福祉会ともに修繕が必要なものと、また利用者ができるだけ影響が出ないように、早期に進めるということでありましたが、どちらも今後、大規模な改修も必要になってくる可能性もございしますし、また東藻琴が平成4年で、女満別が平成6年と30年以上経過しているのもありますので、しっかり法人とも、法人も昨日の質問にもあったように、大変苦しい経営状況でございしますので、しっかりと対応していただくようお願いをしたいと思ひます。

1点目については以上で終わりたいと思ひますが、2点目については11月ぐらいを予定しているということで、また後、言われたように歩道のほうにも瓦礫等落ちたりとか、あと、最近では自然災害等もありますので、できるだけ早期に進めていただくようお願いをしたいと思ひます。

以上で質問のほう終わりたいと思ひます。

◇議 長 ほかに質疑のある方。

3番、川村淳議員。

◇川村議員 予算書のページ数で１１１ページの上から７個目の丸の地域ブランディング支援業務委託料のところですけども、参考資料のほうを見させていただくと政策予算として、今回１，８０９万円計上されております。内容を見ますと、ぱっと見外向けの事業を今年はやっていくのかなというふうに受けとっております。ただ、同時に内向けに対する事業というの、進めていかなきゃいけないのかなとは思ってるんですけども、その辺についてちょっとこういった考えがあるか教えていただきたいと思います。

◇議 長 佐藤まちづくり推進室参事。

◇まちづくり推進室参事 川村議員の質問にご答弁させていただきます。

地域ブランディング事業につきましては、昨年度から進めておりますところ、昨年度、町民の方へのヒアリングですとか、あとは職員で構成する庁内ブランディング会議などを立ち上げて、大空町の魅力ですとか、他市町村との差別化というものを行ってきまして、そのような過程を通して、昨年度、見ていた空がある、ひとがいる。北海道大空町。というコピー及びロゴを作成いたしました。今後、このコピーとロゴを展開しながら大空町のブランディング戦略を進めていく構想でございます。それで令和８年度、具体的にはこのコピーを浸透していくためのブランドポスターですとか、あるいはＰＲグッズの製作、また既存のオオゾライフのＷｅｂサイトの改修など、そういったクリエイティブに関わる政策と、また町内での認知度拡大というところで町民向けのワークショップの実施を予定しております。また町外の方に向けては、空港を活用したＰＲ施策なども事業者と連携してやっていく予定でございます。外向けのＰＲと並行して町民向け、町民の方にやはり浸透していかなくては、こういった事業進めませんので、そういったところも含めて、このブランディング事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

◇議 長 ３番、川村淳議員。

◇川村議員 ありがとうございます。今年５月にロゴマークとキャッチフレーズも含めて発表されて、町民の方々も大分見てる方が増えてるのかなと思います。ただ、その中でやっぱりあれが受入れられるのかどうなのかというのが、正直これからの進め方次第かなとは思いますので、やはりこれだけの予算をつけて行う事業です。町民の方々にもちゃんと理解をしていただけるような事業展開をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議 長 ほかに質疑ある方。

４番、福田淳一議員。

◇福田議員 １点だけお願いします。１２１ページの備品購入費の関係ですね。

陸上競技用ゴムマットとあります。先ほどの説明では、寄附でということでしたが、もうちょっと詳しく説明いただきたいのと、どこの団体に向けての寄附になっているのか詳細のほうを教えてください。

◇議 長 歌丸生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 福田議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

寄附につきましては、陸上競技に関する普及振興希望ということで、ふるさと応援寄附金ということでいただくというところでお話を聞いてございます。その関係で受皿となる団体につきましては、大空町に陸上協会がございます。その陸上協会の中で、大空町に全天候型の陸上競技場がないということで、先ほどもご説明させていただきましたけれども大空町社会教育センターの関係で、外の陸上競技場のほうにゴムマットのほうを整備させていただいて、設置することによってスパイクを使用した練習は可能ということで、練習効率が上がって競技力の向上や陸上競技の普及にもつながるということで考えてございます。大空町の陸上協会につきましては、少年団という形で大空キッズということで22名の小学生が所属しております。それと大空町の陸上クラブという形で令和8年度から部活動の地域展開も行っておりますので、そういった環境整備も踏まえて、今後活用できればというふうに考えてございます。説明については以上でございます。

◇議 長 4番、福田淳一議員。

◇福田議員 そういう1団体に向けての寄附を町の補正で上げてもいいという理解でよろしいですね。

◇議 長 歌丸生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 寄附をいただいた事業所さんというところで1団体ということで今ご指摘ございましたけれども、寄附金の使途としまして陸上競技の普及振興というところではございましたので、陸上協会のほうとご相談をさせていただいた中で、そういった対応という形で考えてございますので、うちの大空町のスポーツ協会に所属している陸上団体としては、陸上協会という形になっておりますので、その陸上協会と相談させていただいて、その使途を決めさせていただいたというところではございます。

◇議 長 4番、福田淳一議員。

◇福田議員 分かりました。で、陸上協会が部活動の今回、採択というか、認められたのは多分5月末のスポーツ協会の会議の後だと思うんで、その割には随分早いなと思って、とてもこのような早い段階で予算組めるのがとてもありがたい、スポーツをする者にとってはありがたいと思いますが、偏った予算にならないようにだけ、スポーツ協会でしたらスポーツ協会の中での予算の

枠組みも考えていただけないかなっていうふうに思います。
以上です。

◇議 長 歌丸生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 大空町の陸上協会のほうで、この部活動の地域展開に関わることで各事業所さんを回って、こういった形で部活動の地域展開も進めていまして、今後、陸上競技について頑張っていきたいということでそういった話をしていく中で陸上競技の普及振興について、この事業所さんのほうからお話をいただいて寄附という形になりました。ちょっとスポーツ協会の総会、福田議員おっしゃられたとおり5月中にございまして、この時期的な部分で何とかこの補正予算の時期に間に合ったというところではございますけれども、今後はスポーツ協会ともお話をしながら、こういった部活動の地域展開、地域で進めていけるような形で考えていければと思っておりますので、ご理解いただければと思います。
よろしく願いいたします。

◇議 長 よろしいですか。続いて質疑ある方。
5番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 予算参考資料の29ページの中の橋梁補修等事業ということであるんですけども、橋梁補修工事ということで午前中の説明では新生橋についてはアスベストの混じった塗料の除去ということで説明あったんですけど、もう1つある三線橋ですか、これはどのような補修工事をするのかと、橋梁補修設計ということで1件上がってるんですけど、これ、差し支えなければどんな工事をどこでやるのか教えていただきたいのと、予算参考資料33ページ、地域ブランディング事業の中で、食のブランド力向上のために、地場産品を使用した特産品の開発ということで補助するというふうに聞いてるんですけども、もし具体的に何か決まってることがあるんなら、その内容について教えていただきたいと思います。
以上2点、よろしくお願いします。

◇議 長 高建設課長。

◇建設課長 森賀議員のご質問にお答えいたします。

先ほどご説明しましたが、新生橋につきましてはPCBが検出されましたので、その費用になります。もう一つの東藻琴末広地区の三線町につきましては、定期点検の結果、老朽化による修繕ということで、ほかの橋と同じなんですけども、定期的に一般的な修繕を行うという工事になります。
以上でございます。

◇議 長 佐藤まちづくり推進室参事。

◇まちづくり推進室参事 森賀議員の２つ目のご質問に対してご答弁させていただきます。

今回、食のブランド力向上というところで、地場産品開発支援補助金を制定することを予定してございます。こちら対象としましては、町内で地場産品の製造、加工、販売等を行う事業者さんに対して、町内の地場産品を使用した新たな商品を開発する事業を応援する補助金でございます。対象となるのは生産加工等の過半が町内で行われているもの、対象経費としましては原材料費や外注加工費、また試験研究費、そういったものを経費としまして、補助金額につきましては、対象経費の２分の１以内で３０万円を上限としてございます。今回、食のブランド力向上と町の認知度向上、町内の事業者に新たな地場産品ですとか、そういったものを通じて最終的には新規返礼品などそういったものにも登録できればと考えてございます。

説明は以上でございます。

◇議 長 ５番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 ぜひとも地元企業のほうを応援して、特産品できるように頑張っていたきたいと思います。

以上です。

◇議 長 質疑ある方。

６番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 同僚議員の質疑とかぶってしまうんですが、１１５ページの４款１項３目の空き家対策の関係について質疑があったわけですが、その関係で予算の参考資料の中で、空き家等の解体撤去推進事業を政策予算ということとで５７５万ということで、当初予算が２１３万９，０００円、今回、追加になって５７５万になったという状況でございます。その中で、この代執行の経費も入れるということになってきたという状況で、空き家対策については大空町の空き家対策計画に基づいて、毅然とした態度で空き家の管理については所有者等に働きかけをしていくという行政側の決意のあらわれでないかなというふうに思っているわけです。そういう中で今、代執行の関係がこういう形で工事費が出ております。ただ、先ほど課長の説明では、所有者の方の解体の関係、自ら解体していただくとか、それから売買関係で所有した人が解体するとか、そういうことも含めて並行して対応するというところでございますが、代執行の関係がある程度見通しがついたら、という段階でこういう形になったんだろうなというふうに思ってるわけですが、そういう解釈でいいかどうかというのをまず確認をしたいと思います。

◇議 長 砂金住民課長。

◇住民課長 鈴木議員の質問にお答えしたいと思います。

ここの判断に至った経過といたしましては、見るからにもう危険であると

いうリミットがもう来ているという判断のもと、このような形をとらせていただきました。ただ、先ほども申し上げたとおり所有者が解体すると、もしかすると早期に解体できるかもしれませんし、そういったことも含めながら、様々な方策を進めリミットとしては雪の降る前、11月中に解体をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◇議 長 6番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 この関係については、担当課が大変苦慮して努力をしていただいているということは理解しております。そういう中で、頑張っていただきたいということで議会側もやはり応援をしていきたい。そのためにも所管の委員会で十分連携をとっていただいて、代執行の関係についてはそのあとまで継続をしていく事案だというふうになりますので、所管の委員会と十分連携をとりながら進めていく必要があるというふうに思っておりますが、そこら辺担当課のほうとしてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

◇議 長 砂金住民課長。

◇住民課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

鈴木議員言われるとおりですね、進み具合、進捗状況については、情報を共有しながら取り進めていきたいと思っておりますし、いよいよ行政代執行ということになれば段階を踏む必要もありますので、その都度、報告ないし協議させていただければというふうに思います。

以上です。

◇議 長 6番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。ぜひ、毅然とした態度でやっぱり臨むことが必要だなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。なおかつ女満別地区だけではなくて、東藻琴地区を含めて大空町の町内には危険な家屋というふうに、特定空き家というふうになる可能性のある放置されている空き家があり、その空き家があることによって隣の空き家がなかなか、空き家バンクに登録してもなかなか動かないというような状況もあります。そういう中で、放置されてることにより周辺住環境等に危険を及ぼすおそれのある建物については、やはりきちんと対応をしていかなければならないというふうに、これも地域課題だなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

◇議 長 よろしいですか。続いて質問ある方。
7番、岩原繁議員。

◇岩原議員 2点ほどお願いいたします。まず1点目、予算書113ページで

ございますけれども、多世代交流複合施設整備事業、委託料ということで1,848万計上されておりますが、基本計画策定支援業務委託料528万というのがあります。これにつきましてスケジュール等含め若干説明があれば、お願いをしたいと思います。

それからの補正とはちょっと離れるんですが、予算の参考資料の中の17ページ、水産業振興事業についてです。先般の今年の観光夏まつりの実行委員会がありまして、その中のイベントの部分の中で話していたんですが、シジミ漁が思わしくないというような話がありました。産業課のほうで情報等があれば、教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

◇議 長 佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 岩原議員の質問にご答弁させていただきます。

基本計画策定支援業務委託料の関係でございますけれども、基本的な施設の整備の基本方針は、私たちが、まちづくり推進室のほうである程度考えて、それ以外に関して導入機能と規模ですとか、配置計画ですとか、という中身を委託にかけるというものでございまして、内容的にはどのような目的で、どのような機能を持たせて、どの程度の規模で整備するのかといったところを基本計画で考えていきたいというふうに思っています。具体的には、導入する機能の整理ですとか、必要な面積や配置の検討ですとか、利用動線だとか、運営方法の考え方、概算事業費の算定、さらには整備スケジュールということで、今回補正お認めいただいたら直ちに委託業者の選定を行って、年度末までには基本計画策定というようなスケジュールで今考えております。

以上です。

◇議 長 林産業課長。

◇産業課長 シジミの漁といいますか、現状についてのご質問でございますけれども、昨年の9月、それから11月、12月、大変強い風などが吹きまして、網走湖では青潮が発生して様々な被害があったというふうに認識をしているところでございます。中でもシジミにつきましても被害がございまして、水深の特に深いところでは弱ってるといいますか、へい死が確認されているところでもございました。ただ実際の漁への細かい詳細な影響につきましては、現時点では、6月に資源量調査をただいま行っているところでありまして、その状況によって夏まつりのシジミの関係ですとか、そういったものが詳細に分かるかなというふうに思っているところでございます。

◇議 長 7番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。多世代の施設の関係なんですけれども、基本的にはそうしますと、中身が大枠決まるという部分の前提で基本計画ということも今のお話の部分で理解してよろしいでしょうか。というのは、その

基本計画の中に、いろいろな団体、諸団体、利用者とかという部分で、そういった中の何か聞き取りとか、そういったものもこの基本計画の段階では入らずに、その後に実施計画とかなったときに、そういった聞き取りとかいろんな要望は入っていくという段取りになるのか、ちょっとその辺、お願いいたします。

◇議 長 佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 岩原議員の質問にお答えしたいと思います。

今現在、施設に入っていただくというふうな想定をしております団体等にも、いろんな意見をお聞きしているような状況です。さらに、ここを利用していただく高齢者の方ですとか、小学生、中学生、高校生などの意見も聞きながら、今現在進めているような状況でございます。関係団体ですとか、利用者の皆様のご意見をいただきながら先ほども申しました導入機能ですとか、施設の規模の整理をしていって、この基本計画をもとに次の段階の実施設計にいきたいというふうに思っております。なので基本計画は事業の方向性と規模を決定づけるようなそういったイメージで今考えております。

以上でございます。

◇議 長 7 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。ぜひ、そういった意味では基本計画の中の部分で幅広い意見を取り入れていいものをつくることということが 1 番だと思いますので、よろしくどうぞお願いを申し上げたいと思います。

それからシジミの関係なんですけれども、分かりました。それで今年の春先には随分、漁模様が良かったという話を漁師の方からは実は聞いたもんですから、この間の実行委員会の中で思わしくないという話がありまして、いつになったらまた復活するのかなというような、ちょっと思惑あったもんですから、もしそういうことであれば、何らかの対策というものは今後考えなきゃいけないというようなことでよろしかったですかね、よろしくお願いします。

◇議 長 林産業課長。

◇産業課長 実際には漁は行えているというふうな状況でございまして、その被害の詳細がまだ現時点では把握し切れていないというところで、ご理解をまずはいただきたいと思います。実際には昨年が強風などもありまして、青潮が発生しているという状況がございまして、実際に国のほうで行っている大曲堰ですとか、そういうような運用の仕方っていうのもございます。ですので、漁協、さらには国や北海道の中でいろいろ関係機関とも協議を進めながら、対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

◇議 長 ほかに質疑ある方。

2 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 ページ数でいきます。115 ページ、説明欄下から2 個目の丸のリサイクルセンター等管理運営費の13 目、リサイクルセンター等LED 化工事、続きまして117 ページの説明欄1 番下の照明LED 化工事、121 ページの説明欄下から2 個目のスキー場管理費の照明LED 化の工事ということで、LED 化が進んでいるように見えます。こちらをすることによって今までよりもどのくらいお金が浮いたりとかするのかなっていうの、1 回つくれば多分LED で10 年くらいもつような感じがするんですけども、そういう何か100%、150% くらいお得なんですよとかっていうような情報を持っていればちょっと教えていただきたいと。
一点です。

◇議 長 砂金住民課長。

◇住民課長 大泉議員の質問にお答えしたいと思います。

リサイクルセンター管理運営費の中の工事請負費、リサイクルセンター等LED 化工事のLED 化したことよっての電気料の削減率というか、その辺の話かとは思いますが、細かい数値は持ち合わせておりません。ただ、リサイクルセンターにつきましては、供用開始時からずっと水銀灯を使っており水銀灯の製造も終了するということもあることから、これを機会にLED 化にするというようなことであります。

以上です。

◇議 長 2 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 ありがとうございます。そのほかにも、町内ではLED 化しなければならない施設が、まだあるのかというところもちょっとお聞きします。

◇議 長 笠井総務課参事。

◇総務課参事 大泉議員のLED 化、今後これから予定されているというところなんですけれども、今現在、LED 化のほうは大体7 割程度終わっていると思っているんですけども、まだ、先ほど補正予算で説明しました、例えば公民館でしたり会館等も今後やるところも来年度も予定しているところがございます。なので、できるだけ早めに終わらせたいというふうに考えておりまして、ただある程度、今、蛍光灯の在庫をストックして、ある程度まとめて安く上げようというような形で進めているような施設もございまして、そういったところもありまして、早めに進めたいと思っておりますが、まだ現在、2、3 割が残っている状況でございます。

以上です。

◇議 長 ほかに質疑ある方。

9 番、原本哲己議員。

◇**原本議員** 一点だけ質問させてもらいます。林業費なんですけども、令和 7 年度から防風保安林の伐採、整備について事業に取り組んでいると思うんですけども、今年度予算の中で、たしか当初 3 年とか何年間かかってやっていくんだという話を聞いたんですけども、今年度予算の中、その部分がどういうふうに反映されてるかお聞きしたいのと、実際にあと何年ぐらいで、当初の予定の計画をやっていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◇**議 長** 佐々木産業課参事。

◇**産業課参事** 町有林の伐採についてのお尋ねだと思いますので、ご答弁申し上げます。

昨年、明生の防風保安林を伐採したということがございました。今年については、立木売払いという形で、東藻琴の新富、スキー場の奥の場所に 10 町ほど、立木売払いという形で出しているところでございます。来年についても同じ場所で 10 町を伐採する予定でございます。今後、令和 10 年以降につきましては、今、林業作業道を作成しております東藻琴清浦地区のところで、大体 10 町ずつを 4 年間、繰り返していくというような形で予定しているところでございます。

以上でございます。

◇**議 長** 9 番、原本哲己議員。

◇**原本議員** 町有林の伐採についてはそれでいいと思うんですけど、防風保安林についての計画、令和 7 年度総メーター数でいったら 600 メーターぐらいかなと思ってんですけどね、伐採整備した分が、それが恐らく町内には数キロあると思うんですけど、その辺の計画について今年度も例えば何百メーターやる予定してますとか、その辺が分かれば聞きたいと思うんですけど。

◇**議 長** 佐々木産業課参事。

◇**産業課参事** 大変失礼いたしました。防風保安林ということでございますが、今予定しているところが、令和 9 年度以降になるんですけども、大東と大成にそれぞれ防風保安林がございます。それを北海道の事業であります治山事業をもちまして伐採をしていく予定でございます。令和 9 年度以降なんで、恐らく令和 10 年に大成、令和 11 年に大東というような形で治山事業を入れていくわけですが、基本的に防風保安林というのが林帯幅 20 メーターを切って伐採することができませんので、東藻琴地区においては業者のほうに発注をして、林帯幅が広いので業者のほうで 20 メーター残して伐採することが可能なんですけど、女満別地区におきましては、林帯幅が 20 メーターを切ってるところが非常にたくさんございますので、そこに関しては北海道の治山事業を入れて伐採をしていくというような形で考えているとこ

ろでございます。

◇議 長 ほか質疑ある方。

11番、松岡克美議員。

◇松岡議員 先ほど同僚議員が質問を一部しておりました。議案書113ページの1つ目の丸、多世代交流複合施設整備事業についてであります。

基本計画支援業務委託につきましては先ほど同僚委員が聞きましたが、その下の研修会館解体工事実施設計委託料2,320万、これにつきましては、ゲートボールセンターも含んでるのかどうか、まずその点をお聞きをしたいと思います。

◇議 長 佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 松岡議員のご質問にご答弁させていただきます。

あそこの一体、研修会館含めて解体実施設計ということになっております。

◇議 長 11番、松岡克美議員。

◇松岡議員 実は昨年12月の18日に議会に対しまして、この交流施設の中身が提示をされました。それ以降、もう半年がたちますが、議会に対して進捗状況も含めて一切説明がありません。私ども議員として、町民皆さんからどうなってるんでしょうか。いつできるんでしょうか。それからどういうものが出来上がるんでしょうかという説明を求められますが、今現在、答えられないという状況であります。

多世代複合交流施設につきましては、ゲートボールセンター、研修会館、老人福祉センター、地域振興会館、地域福祉センターを老朽化した建物を動かして統合候補として考えているということでもあります。そのことにつきましては、当然、古い建物ですから、維持経費もかかりますから、そういう考えについては間違っていないと思いますし、私どもも同じような考えであります。ただ、前回出された研修会館周辺のゾーニングイメージ、ということがある程度イメージ図ですが出されております。それは今あるゲートボールセンターを解体し、そこに多世代複合交流施設をつくり、その中に、あくまでもイメージ案として出されたものにつきましては、その中にB案として障がいサービスの施設を事業所を入れる案。それから、まるっきり別個に建てるという案も出ております。これから当然詳細については出てくるんでしょうけども、町長、執行方針の中で丁寧な説明をするということが2回ほど出ておりました。執行方針の中の言葉として。半年間、何も議会に一切説明もない中で、解体を認めるということではありますが、もう少し私は丁寧な説明があってもいいんだろうというふうに思っております。ある程度、議会にこういう資料が出てくるのにつきましては、当然、管理職会議の中である程度議論をし、そして課長職また参事職の皆さんがある程度の理解をした中で、議会に提出をしていただい

てるんだというふうに理解をしておりますが、それにしてももう少しやっぱり丁寧な説明があってもいいんじゃないかというふうに思っておりますが、それについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 今回の現在の研修会館、ゲートボールセンター含め敷地一帯の整備事業、今回は多世代交流型の施設でございますけども、本当に大きな事業でございます、これは当然、町民の皆様はもちろん、議員皆様にもご理解いただかなければならない。そうした中で、進めていかなければならない事業であると、私はそのように考えておりますので、しっかり、今回、議会のほうに余りきちんとした説明がなされていないということについては真摯に反省させていただきまして、これからしっかり適宜議員の皆様、そして様々な手段を用いまして、町民の皆様にもお示ししながら進めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

◇議 長 11番、松岡克美議員。

◇松岡議員 今、町長からお答えをいただきました。当然、この施設につきましては研修会館機能、それから生涯学習機能、それから交流機能という、これから町にとって一番重要な施設になるんだろうというふうに思っております。今、町長のほうからそういう話をいただきましたので、余りこれ以上は言いませんが、議会もそうですが、町民の皆さんに使っていただいてよかったと言っていたような施設にしたいと私も思っております。そのためには進捗状況も含めて、やっぱり議会もそれから町のキャッチボールもある程度していかないと、決まったものを議会に出されて、それで議会どうですかと、いやそれは駄目だと、帰れと、いったときにまた一回戻らなければならない。だから、そういうことで時間をかけることはなるべくしたく私もありませんので、なるべくやっぱりそういう細かいことであっても、情報のキャッチボールをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、今、町長からご答弁をいただきましたので、その点を信頼をしてこれから一緒になって進めていきたいというふうに思っております。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、令和8年度大空町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第44号、令和8年度大空町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 議案第45号

◇議 長 日程第38、議案第45号、令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書131ページでございます。議案第45号、令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ891万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,408万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和8年6月24日提出、大空町長、松川一正。

議案書133ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。1款、国民健康保険税から216万6,000円を減額。4款、繰入金に562万4,000円を追加。5款、繰越金に538万1,000円を追加。7款、国庫支出金に7万5,000円を追加し、歳入合計は891万4,000円を追加し、9億7,408万6,000円とするものです。

134ページをご覧ください。歳出です。1款、総務費に7万5,000円を追加。5款、国民健康保険事業費納付金に852万6,000円を追加。6款、諸支出金に31万3,000円を追加し、歳出合計は891万4,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので140、141ページをご覧ください。

1款1項1目、一般管理費の10節、需用費、印刷製本費に7万5,000円の追加は、マイナンバーカードと健康保険証一体化周知用リーフレットの印刷費用を追加するものです。

5款1項1目18節、納付金、医療給付費分から1,000円を減額。同じく2項1目18節、納付金、後期高齢者支援金等分から1,000円を減額。4項1目18節、子ども子育て支援納付金に852万8,000円の追加は、令和8年度事業費納付金の確定に伴い、それぞれ減額、追加をするものです。

6款1項2目22節、前年度保険給付費等交付金返還金に31万3,000円の追加は、令和7年度に概算交付を受けておりました同補助金保険給付費等交付金普通交付金について、実績に基づいた交付額が確定したことにより超過交付分を返還するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので138、139ページをご覧ください。
1款1項1目1節、医療給付費現年課税分から824万6,000円の減額。
2節、介護納付金現年課税分から69万2,000円を減額。3節、後期高齢者支援金現年課税分から189万6,000円の減額。7節、子ども子育て支援納付金現年課税分に866万8,000円の追加は、令和8年度事業費納付金の決定を受け、先ほど議案第43号でご承認いただきました国民健康保険税率改正を行うこととして積算した結果、合計では216万6,000円を減額するものです。

4款1項1目、一般会計繰入金に62万4,000円の追加は、保険税試算の結果、軽減補填等基盤安定分について追加するものです。2項1目、国民健康保険基金繰入金に500万円の追加は、税率改正時における国保加入者税負担激変緩和財源として基金の一部を取り崩すものです。

5款1項1目、前年度繰越金に538万1,000円の追加は、前年度の繰越金を計上するものです。

7款1項1目、社会保障税番号システム整備費等補助金に7万5,000円の追加は、歳出で説明しましたマイナンバーカードと健康保険証一体化に関する周知費用に対して交付されるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたのでご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号、令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第45号、令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 9 議案第 4 6 号

◇議 長 日程第 3 9、議案第 4 6 号、令和 8 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書 1 4 3 ページをお開きください。議案第 4 6 号、令和 8 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 8 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 4, 0 0 3 万 1, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 8 年 6 月 2 4 日提出、大空町長、松川一正。

1 4 5 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。7 款、繰入金に 5 2 万 9, 0 0 0 円を追加。8 款、繰越金に 6 2 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入合計は 1 1 5 万 5, 0 0 0 円を追加し 7 億 4, 0 0 3 万 1, 0 0 0 円とするものです。

続いて 1 4 6 ページをご覧ください。歳出です。1 款、総務費に 1 1 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明申し上げますので 1 5 2 ページ、1 5 3 ページをご覧ください。歳出です。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の総務一般事務費、1 2 節、委託料に 1 1 5 万 5, 0 0 0 円の追加は、介護保険施設やショートステイの利用に際してかかる食費及び居住費の自己負担額が本年 8 月から引上げられる改定に伴い、介護保険事務システムを改修する必要があるため追加するものです。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので 1 5 0 ページ、1 5 1 ページをご覧ください。7 款 2 項 1 目 1 節、介護保険基金繰入金に 5 2 万 9, 0 0 0 円の追加は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

8 款 1 項 1 目 1 節、前年度繰越金に 6 2 万 6, 0 0 0 円の追加は、前年度の歳入歳出差引き額を繰越金として計上するものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、令和8年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第46号、令和8年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第40 議案第47号

◇議 長 日程第40、議案第47号、令和8年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高建設課長。

◇建設課長 議案書155ページでございます。議案第47号、令和8年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第1号)。

総則。第1条、令和8年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。収益的支出の補正。第2条、令和8年度大空町簡易水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出。第1款、簡易水道事業費用2億4,585万7,000円に106万3,000円増額し2億4,692万円とする。内訳は記載のとおりです。議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。第3条、予算第8条中1,421万6,000円を1,527万9,000円に改める。令和8年6月24日提出、大空町長、松川一正。

158、159ページをお開きください。簡易水道事業会計補正予算説明書。収益的支出。支出。1款1項4目、総係費の1節、給料、一般職給20万6,000円の減額。2節、手当、扶養手当52万8,000円増額。児童手当60万円増額。寒冷地手当6万6,000円増額。期末勤勉手当10万円増額。管理職手当2万5,000円の減額は、令和8年4月1日付の人事異動に伴うものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号、令和8年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第47号、令和8年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩とします。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時15分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第41 発議第11号

◇議 長 日程第41、発議第11号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実、強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、福田淳一議員。

◇福田議員 議会側議案の1ページをお開きください。発議第11号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実、強化を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和8年6月25日提出、提案者は、大空町議会議員、福田、鈴木、松岡、深川、原本、仲西の各議員であります。

3ページでございます。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実、強化を求める要望意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林

整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林、間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。本道の森林を将来の世代に引継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災、減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実、強化を図ることが必要です。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記、1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、国土強靱化実施中期計画に基づく防災、減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害、病虫害など森林被害対策、A I 技術や I C T 等を活用したスマート林業の推進、木材加工、流通体制の強化、建築物の木造、木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成、確保などに必要な支援を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛でございます。

以上、説明申し上げましたのでご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実、強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって発議第11号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実、強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４２ 報告第６号

◇議 長 日程第４２、報告第６号、令和７年度継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり、令和７年度継続費繰越計算書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

笠井総務課参事。

◇総務課参事 議会側議案書５ページでございます。報告第６号、令和７年度継続費繰越計算書の報告について。

継続費は、地方自治法の規定により経費の総額と年割額を定めて数年度にわたって支出するもので、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定に基づき報告するものです。

７ページは、６月１日付け議長への送付文です。

９ページをご覧ください。令和７年度大空町一般会計継続費繰越計算書。６款１項、農業構造改善センター大規模改修事業、令和７年度の予算現額が２億８０９万８，０００円。支出済額が１億８，０１５万４，０００円。残額の２，７９４万４，０００円を翌年度に繰越したものです。

以上、継続費に係る令和７年度から令和８年度へ繰越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和７年度継続費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第４３ 報告第７号

◇議 長 日程第４３、報告第７号、令和７年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり、令和７年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

笠井総務課参事。

◇総務課参事 議会側議案書１１ページでございます。報告第７号、令和７年度繰越明許費繰越計算書の報告について。

繰越明許費は、地方自治法の規定により、翌年度に繰越して使用する歳出予算で、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものです。

１３ページは、６月１日付議長への送付文です。

１５ページをご覧ください。令和７年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書。２款３項、戸籍住民基本台帳管理事業は、住民記録、戸籍情報などに係る旧氏ふりがなの法制化に対応するシステム改修について、ソフトウェアの開発などに時間を要し、年度内に業務が完了しないものとして１１８万円を繰越したものです。

３款２項、物価高対応子育て応援手当事業は、物価高騰の影響が大きい子育て世代に対し、児童手当支給対象となる子ども１人当たり２万円を支給するもので、こども家庭庁の補助事業の取扱い通知により３月中の申請受け分は繰越し手続を行い、令和８年度予算で対応することになったことから１７

6万1,000円を繰越したものです。

6款1項、産地生産基盤パワーアップ事業は、農業団体の高性能機械リース導入などについて支援するものですが、リースする農業機械の製造に時間を要し、年度内に完了できないことから9,045万4,000円を繰越したものです。

事業数3件、総額1億3,247万4,000円の予算額に対し、翌年度繰越額は9,339万5,000円です。財源の内訳としましては、全額が国、道支出金で9,339万5,000円となっております。

以上、一般会計繰越明許費に係る令和7年度から令和8年度へ繰越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第44 報告第8号

◇議 長 日程第44、報告第8号、令和7年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

林産業課長。

◇産業課長 議会提出議案書17ページをお開き願います。報告第8号、令和7年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

資料につきましては、別冊で配付しております一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況を説明する書類をご覧願います。

1ページをお開き願います。令和7年度事業報告書です。中段になりますが、目的を達成するための主な事業は、1、産業開発に関する事業、2、地場産品の販路開拓、3、公共施設の維持管理等、4、その他、目的を達成するために必要な事業でございます。

2ページをお開き願います。各会計ごとの事業内容です。初めにローマ数字Ⅰ、法人会計及び実施事業会計の状況です。事業としましては、地場産品を活用した商品の試作、研究開発、販路拡大などを実施しております。1の法人会計では、役員会の開催、運営、管理業務を行いまして、適正な法人運営に努めております。2、実施事業会計の1)、試作研究開発事業では、町内で生産されたトマト、ニンジンなどを使ったジュースや煮豆、甘納豆、行者ニンニクを用いた商品、クリームチーズなどの開発、試作研究を行っております。次の2)、情報調査収集事業では販路拡大を図るため、企業訪問や物産販売の実施、ラジオ、雑誌など広告媒体を活用した商品のPR、各種イベントへの出店などを行っております。

次に下から4行目、ローマ数字Ⅱ、環境整備事業の状況です。公共施設の管理などを受託しておりまして、3ページになりますが、1、公共施設等管理事業では、各学校の施設管理や給食調理など6つの業務を行っております。2の

空港環境整備事業では、女満別空港の消防業務、また、3の女満別空港駐車場管理事業につきましては、北海道エアポート株式会社から受託しているものです。4の産業環境整備事業は、自動車テストコースの作成整備、維持管理業務、試験車両の管制業務などを行っております。

次に下段のローマ数字Ⅲ、特産品収益事業ですが、研究開発した農産加工商品の製造、販売などを行っておりまして、消費者のニーズを踏まえた品揃え、イベントを開催するなどしまして、集客に努めたところでございます。4ページでございます。1の特産品製造事業につきましては、品目ごとに製造数の推移を記載しております。特に上から5行目にあります、にんじんジュースが令和6年度と比較して大きく増加をしておりますが、6年度につきましては原料となるニンジンの品種を変更しましたところ、従前に比べて味覚が損なわれましたことから製造を取りやめまして、在庫により対応したものであります。令和7年度からは、元の品種に戻して製造となっているところでございます。そのほかの製品の増減につきましては、在庫を見ながら調整、製造していることによるものです。次の2の地場産品提供事業です。アンテナショップほのか、ほのか空港店につきましては、コロナ禍以降、来客数は順調に増え、売上げも前年度より伸びている状況でございます。

次にローマ数字のⅣ、指定管理運営事業の1つ目です。本町より受託をしておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。5ページをご覧ください。1、業務内容としましては、メルヘンカルチャーセンター、多目的屋内広場、新規就農者技術習得管理施設、温室、体験農場、駐車場などの管理運営業務であります。2、施設利用実績等ですが、右下の表、メルヘン公園全体では、昨年度と比較をしまして件数は若干減少しましたが、利用者数につきましては僅かではありますが増加となったところでございます。

次に下段のローマ数字Ⅴ、指定管理運営事業の2つ目、ひがしもこと乳酪館でございます。1、業務内容としましては、施設管理のほか地場産の牛乳を活用した乳製品の開発、製造販売を行っております。6ページをご覧ください。2の施設利用販売実績等につきましては、1行目の入館者数が、右から3列目1万8,782人で、前年度比88.1%、3行目の全販売収入は6,307万1,870円で前年度比99.5%と、いずれも減少しております。特にチーズの売上げが約274万円の減となっております。また、ふるさと応援寄附金の返礼に係る取扱いが減少したことによるものです。

7ページから16ページには、各会計の決算に係る総括表などを掲載しております。令和7年の女満別産業開発公社全体の収支につきましては、ページが飛びまして15ページをご覧ください。正味財産増減計算書の内訳でございますが15ページのちょうど中段に2、経常外増減の部とございます、その1行上になりますが当期経常増減額とございまして、この額が546万6,147円で黒字の決算となっております。また、表の最後の行にあります、Ⅲ、正味財産期末残高は9,832万3,440円で、前年度と比較しまして546万4,133円の増となっております。

20ページから37ページには令和8年度の事業計画書、収支予算書を添付しておりますのでご覧いただきたいと存じます。

以上、めまんべつ産業開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和7年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第45 報告第9号

◇議 長 日程第45、報告第9号、令和7年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

沼田地域振興課参事。

◇地域振興課参事 議会提出議案書の19ページでございます。報告第9号、令和7年度株式会社東藻琴芝桜管理公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

資料は別冊でお配りしております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況を説明する書類の1ページから13ページでございます。

1ページの事業報告でございます。令和7年度の芝桜まつり期間中の開園状況につきましては、5月3日にオープンしたものの降雪などの影響により5月9日まで開花宣言が出せず、有料期間が5月9日から6月2日までの25日間と例年よりも短くなったため、大変厳しい経営状況となったところでございます。

2ページに部門別取扱概要を記載しておりますのでご覧ください。芝桜開花中の入園者数は5万5,584人となり、令和6年度と比較いたしますと1万4,877人減の78.89%となりました。入園者数が大幅に減った要因といたしましては、4月下旬の2回の降雪により開花宣言が前年よりも8日遅れたことによりゴールデンウィーク期間中の入園者が減を極め、また、入園者が多い土曜、日曜日の天候が悪く、個人客の入園が大幅に減少したことによるものでございます。キャンプ場につきましては、7月から9月までの3か月間でドリームハウスが82棟の336人利用、オートサイトは229区画で739人が利用、フリーサイトは300人が利用で、デイキャンプは200人が利用いたしまして、キャンプ場利用者の合計は1,575人となり、前年度より368人減の81.1%の利用者数となったところでございます。その下、釣堀の利用者は874人、ゴーカートの利用台数が6,164台、遊覧車の利用者数については1万1,512人となり、令和6年度と比較すると釣堀で86.7%、ゴーカートについては74.4%、遊覧車については67.5%と全てのアトラクションにおいて利用者減となったところでございます。温浴施設につきましては、4か月間の営業で945人の利用がありましたが、令和6年度と比較しますと、162人減の85.4%となっております。

次に3ページから10ページの収支決算の状況でございます。9ページをご覧ください。収支決算につきましては、売上げの約7割以上を占める入園料収入は3,224万9,756円となり、令和6年度と比較いたしますと約550万円減の85.43%となり、運営に支障がありますことから、町と協議をいたしまして、町の指定管理料570万円を追加していただいたところで

ございます。3ページに戻っていただき、下段、Ⅱの固定負債の1、長期借入金として1,000万円が記載されております。これは、令和5年12月に大空町から、大空町が出資する法人に対する運営等資金貸付け条例に基づき、借入れした無利子での借入金となっておりまして、償還は令和5年から2年間据置き、令和9年3月31日から開始となっており、令和18年3月31日まで10年間で償還することとなっております。単年度収支では5ページ下段に記載のとおり、当期純利益はマイナス267万7,124円となり、7ページ上段に記載のとおり、令和6年度の繰越利益剰余金の291万2,121円を足すと、令和7年度末の利益は23万4,997円となっております。したがって年度末の純資産残高は、7ページ下段に記載のとおり2,023万4,997円となっております。9ページに、令和7年度収支決算報告を記載しておりますのでご覧いただきたいと存じます。

11ページから13ページには、令和8年度事業計画と収支計画が掲載されております。旧大空高校の圃場を芝桜の苗畑として管理し、苗の老朽化などにより枯れてしまった箇所を再生を行いながら、公園の魅力づくりとさらなる誘客促進などに取り組むこととしております。なお、本年度第42回芝桜まつりにつきましては5月31日に終了しておりますので、参考までに概略についてご報告させていただきます。5月3日にオープニングセレモニーを行い、同日、開花宣言が出せましたことから、入場料金を徴収いたしました。ゴールデンウィーク期間中や毎週日曜日に開催いたしましたイベント日には、天候にも恵まれ来園者にも喜ばれるイベントが開催できました。6月1日には3分咲き未満となり、入園料は無料としてございます。入園総数でございますが、5月1日から6月1日の開園期間の人数につきましては6万4,936人で、うち個人客が5万4,892人で全体の84.5%、団体客が1万44人で全体の15.5%、5月3日から6月2日までの入園料徴収期間の入場者は6万4,304人で前年度よりも1万5,072人の増となっておりますのでございます。入園者数の増につきましては週末の天候に恵まれたことが最大の要因でございますが、ステージイベントに合わせて参加型のイベントを企画し、新たな客層の獲得に努めた結果と捉えております。芝桜公園の芝桜は回復傾向にはあるものの満開宣言が出せない状況が続いておりますことから、専門家の助言をいただきながら、来年の芝桜シーズンに向け、適正な維持管理に努めていくこととしており、新たな魅力づくりもあわせて検討しております。また、昨年に引き続き、本年秋には芝桜の苗植えを町民ボランティアの参加をいただきながら行う計画をしております。

以上で令和7年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

◇議 長 7番、岩原繁議員より質疑の申出がありましたので、これを許します。7番、岩原繁議員。

◇岩原議員 今、報告をいただきまして、一点、二点ちょっとお聞きしたいことがありますのでお願い申し上げます。

7年度の報告、事業報告をいただきました。天候不順により、入園料の収入

減少、議会も認めて570万の補正を追加を行ったわけでございますけれども、今までないようなマイナスだったのか、先ほどもまんべつ開発公社の中では、例年の部分でのそれぞれの比較が出てたんですが、この部分見るとちょっと単年度しか分かりませんので、考察することができないんですけれども、特にこういった部分で特に本当に天候が左右する1番左右事業なものですから、当然こういったことが起きると思うんですけれども、その中で今後こういうふうになったときにも、同じようにして、町からずっと支援をしなければいけないのか、どこまで支援しなければいけないのかとか、ちょっとそういった懸念もありますので、その辺のお話をお伺いしたいのと、それから今まさに苗畑の管理についても、専門家の方の助言をいただいて回復に向かっているというようなお話もありました。来年、令和9年が芝桜の植栽から50年というその節目に向かって、今お客さんは本当に広大な山裾の中の一体になった芝桜を見に来られていると思います。その中でやはり、中にはいろんな部分で枯れた部分があるといったことを見ると、当然足の向きもちょっと止まってくるというような感じも懸念をいたします。今後、収益性に向けたその計画と、それから芝桜の復興に向けての植栽計画など、どのようにお考えなのかをまずお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

◇議 長 沼田地域振興課参事。

◇地域振興課参事 ただいまの岩原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1件目の指定管理料の増額の部分での今後の考え方、ということではなかったかと思います。本年におきましては、先ほどもご説明を申し上げましたが、大変な天候の不順などにより芝桜まつり期間中の入園料徴収者につきましては4万9,232人となり、令和6年度と比較しますと1万9,314人の減となりまして、入場料収入は約550万円の減になったところでございます。また、ゴーカートや遊覧車等全てのアトラクションの利用者につきましても、当初の見込みを大きく下回ったところでございます。芝桜公園管理公社といたしましては、そのような状況下の中、職員のシフトの見直しなどはもちろんのこと、光熱水費、それから通信費と経常的経費の抑制にも努めてまいりましたが、収入のほとんどを入園料収入とアトラクション収入で賄っている公社といたしましては、有料入場者数の大幅な減に対応するまでには至らないというような現状でございます。今後におきましても、やはり天候に左右する施設ということではございますが、営業努力などをしてまいりまして、できるだけ指定管理料が増えることのないような経営を目指していくというようなお話でございますのでご理解をいただきたいと思います。

また、2件目の苗畑の管理につきましては、専門家の助言内容と今後の植栽計画ということでございますが、干ばつやコガネムシの食害などの影響により、令和4年度から満開宣言が出せない状況が続く芝桜公園でございますが、芝桜の活性化に向け、町内3か所の圃場で苗の植え込みを行い、2、3年の生育管理を経て園内に植え替えを行ってまいりました。そのような中、土壌改良に向け東京農業大学や農業改良普及センターなど専門機関のご指導のほか、

町内で花づくりをされている方などからのご助言をいただいてまいりました。専門家の助言に関しましては、大変専門的な内容となっておりますので細かな説明は割愛させていただきますが、土壌分析によりどのような肥料等が必要なのか、雑草を減らすためにはどのような土壌にすればよいのかなど、様々なご意見をいただいておりますことから、どの方法がよいのか試行錯誤を繰り返しているものの、3年間の捕植、土壌改良の成果もあり、西向き斜面においては明るい兆しが見えている状況であるということでございます。とはいえ、古い芝桜は枝が木のような木化現象が始まり、植え替えが急務となっている状況ということでございますが、斜面で植え替えをするということの難しさといった課題もございます。今後も専門機関のご指導をいただき、土壌改良を進め町民ボランティア等のご協力をいただきながら、植え替えを進めてまいりたいということでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 7番、岩原繁議員。

◇岩原議員 大変、経営に苦慮されているということで了解いたしました。私は、天候不順で大変だ、毎年大変なことですね、やっぱり当然だと思います。ただ一点だけ、お客様はやっぱり芝桜を見に来るということになれば、早くに満開宣言が出せるような、そういったやっぱり1番にそこを努力して今後頑張っていたきたいと思います。

終わります。

◇議 長 以上で質疑を終わります。

これで令和7年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第46 報告第10号

◇議 長 日程第46、報告第10号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第10号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和8年2月分から令和8年4月までであります。出納整理期間であるため4月分は令和7年度、令和8年度を対象としています。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、2月分につきましては3月24日に、3月分につきましては4月21日に松岡監査委員とともに、4月分につきましては5月28日に原本監査委員とともに実施したところであります。検

査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。
以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

ここで、令和8年7月19日で農業委員の任期が満了となり退任される石田正俊農業委員会会長よりご挨拶があります。
石田農業委員会会長。

◇農業委員会会長 議会定例会の貴重な時間を割いて発言の機会をいただいたことを厚くお礼申し上げます。

先ほど新しい農業委員の任命を同意いただき、誠にありがとうございます。私は7月19日の任期満了をもちまして退任させていただきます。私は12年前に農地法の知識も余りないまま農業委員に就任しました。その中で諸先輩方にいろいろとご指導いただき、農業委員として活動してまいりました。2期6年の任期終了後に、農業委員改選で会長に就任いたしました。会長に就任して3年間はコロナ禍の影響で、農業委員会の活動も制限せざるを得ない状況にあり、委員の皆様にご不便をおかけした3年間でありました。会長に就任しまして議会にも出席させていただくようになりまして、議員さん、町長さん、町の管理職の皆さんの仕事ぶりを間近で見ることも、交流することができ、いろいろと勉強させていただきました。農業委員会24名、面積も多く、管内でも北見の次に大きい農業委員会です。その中で農業委員さん、事務局職員にも多大なるご協力をいただき、2期6年間活動することができたことをうれしく思っております。来月21日より新しい農業委員会となりますが、皆様のさらなるご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。町政におかれましては、厳しい世界情勢の中、町長さん、議員さん、職員の皆さんで協力して、大空町発展のためご尽力されることと思っております。最後になりましたが、6年間皆様と一緒に町政の一端を担えたことを光栄に、またうれしく思っております。

6年間、誠にありがとうございました。

◇議 長 松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和8年第2回定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。まずもって、石田会長におかれましては、本当に長い間農業委員会の委員としてご活躍いただきましたことに心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

4月の改選後、新たな議会構成の中で開催された初めての定例会でありまして、令和8年度予算は骨格での編成でありましたので、本定例会の機会をちょうだいし、町政執行方針を申し述べさせていただきました。この中で、アメ

リカ合衆国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃に端を発した石油危機は、すでにアメリカ合衆国とイランによる戦闘終結に向けた覚書の署名が行われ、現在は、最終合意を目指して60日間の交渉期間に入っています。核問題の対応が最終合意に向けての最大の争点となっておりますが、8月中旬頃に期日を迎えます交渉期間内に最終的な合意がなされ、ホルムズ海峡を安全に航行でき、原油輸入が正常化となることを切望するところであります。その一方で、重要なエネルギー源でもあり、私たちの生活に不可欠な原油の輸入が滞ることが、我が国の経済にとっていかに深刻な打撃を受けるかを改めて認識させられたところであります。過去2度にわたるオイルショックを経験した日本はこれを教訓とし、改めて原油に依存し過ぎない、また新たな代替手段の確保策を探っていかなければならない。そんな分岐点に差ししかかったと感じたところであります。

さて、今定例会では6名の議員の皆さんから一般質問をちょうだいいたしました。誠にありがとうございました。今回の議員各位からの一般質問は質問項目こそ異なりますが、その根底にあるのは共通して人口減少であると感じたところであります。人口減少の中でいかに町民皆様へのサービスを官民間問わず提供し続けていくことができるか。昨年10月の北海道町村会政策懇談会で、第一生命経済研究所の方から、テクノロジーの進展とAIで進む行政と社会の問題で基調講演を聞く機会があったところであります。その講演の中で、人口減少を回避することはできず、これからの人材不足を補う手段は、外国人材に頼ること、高齢者に少しでも長く就業いただくこと、そしてAIを活用すること、これ以外に手段はないと断言されていました。理由は、仮に少子化対策が成功し、子どもの数を増やすことができたとしても、仕事ができる、いわゆる人手となりうるためには、約20年間の期間が必要とのことで、私は妙に腑に落ちた感覚を覚えたところであります。確かに進歩し続けるAIを活用することは時代の趨勢ではありますが、医療や介護、生活インフラの修繕対応はAIではできません。人の力、マンパワーが必要です。当然、外国の方々や高齢者の方々の活躍に頼らなければなりません。一方で、これからの人口減少を見据え、いかに町民皆様の満足度、生活の質を維持していくのか。スマートシュリンクの発想を取り入れ、早急に官民一体となって真剣に話し合っていかなければならないと感じたところであります。また、人材確保や移住、定住の促進を図る観点での補助金等による支援策についてもご質問をちょうだいいたしました。確かに移住を促し、人口減少を抑制する一つ的手段として、補助金等の金額を増額することは、移住していただける一つのきっかけだと思います。しかし、いずれ他の市町村も追随、もしくは私どもの支援策を上回る魅力ある金額を提示し、限られたパイの中での人を奪い合う支援合戦が延々と続き、ゴールの見えない戦いに疲弊してしまうのではないかと危惧しています。それよりも大切なことは、今この大空町に住んで生活していただいている町民皆様が、これから先もこの大空町に住んでいたいと心から実感いただける、満足いただけるまちづくりを推進していくことが大切であると私は考えておりますので、このことを基本に据え町政を推進してまいります。

さて、令和8年度もすでに3か月を経過しようとしています。今年は今のところ、昨年ほどの暑さを体感しておりませんし、干ばつといった状況にもなく、

農作物は順調に生育しているのではないかと思います。7月に収穫を迎える秋まき小麦が豊作となり、令和8年の大空町農業がよいスタートを切れますことを願っています。一方で、すでに6月に台風が発生し、今現在、台風の影響により、九州地方に災害級の大雨を降らせています。そして本日午前7時30分に青森県で最大震度6強の地震が発生し、大空町でも震度3を観測いたしました。これから本格的な夏の到来に向け、大雨等の災害発生が心配されます。町民皆様の生命、身体、財産を守るため、災害、防災対策に引き続き、関係者と一丸となって取り組んでまいります。

最後に改めて町民皆様から与えていただきました町長としての4年間、町民皆様、議員各位のご理解とご協力をいただきながら町政を進めてまいります。議員各位におかれましては、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。また、今回の議会に対するお礼を申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 これで、令和8年第2回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れ様でした。

(閉会 午後 3時 3分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 7 月 16 日

議 長 後 藤 忍

署 名 議 員 岩 原 繁

署 名 議 員 上 地 史 隆